



“命と暮らしに寄り添う”

# 第2次地域福祉活動計画

平成24年度～平成28年度

こんなまちであつたらいいな  
安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり



社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会





【キャッチフレーズ】

～ 1 つの知恵で輝く市民。

共につくろう住みよい地域～

- ① さわの「い」・・・ いきいき生きよう（自立支援）
- ② さかの「み」・・・ みんな同じ（ノーマライゼーション）
- ③ ちのみやの「い」・・・ いい関係！向う三軒両隣
- ④ つしろの「や」・・・ 役割を！一人一役ボランティア
- ⑤ かいがわの「さ」・・・ 最期の時まで自分らしく
- ⑥ すがいの「か」・・・ 介護予防をさあ！「やってみるじゃん」
- ⑦ しがわの「あ」・・・ 安心・安全なまちづくり





# はじめに

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会  
会長 網倉 義久

笛吹市社会福祉協議会は7町村社協がまとまり誕生しました。お蔭様で、県下27市町村社協のなかでは、事業規模・財務内容・資格者数等のあらゆる面で県内最大規模の社協に成長してまいりました。これも、地域の皆様、理事・評議員の皆様の温かいご理解とご指導、職員の目的意識を持った努力のたまものと深く感謝を申し上げます。この間、平成19年に「第1次笛吹市地域福祉活動計画」を策定し、笛吹社協の基本理念として、「こんなまちであつたらいいな、安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」をスローガンとした、活動は平成23年度をもって大きい成果を上げて終了いたしました。

そして、平成24年から28年までの向こう5年間の「第2次笛吹市地域福祉活動計画」を策定するにあたり、笛吹社協は、「命と暮らしに寄り添う」日本一の社協づくりを目指しております。超高齢・少子化社会の到来にそなえて、これまで社協として行ってきましたフォーマルなサービスにとどまらず、これからは地域の人々が本当に必要とするインフォーマルなサービスの提供にも積極的に取り組んでいかなければなりません。地域の中でそれぞれの人が自分の居場所と役割を持ち、充実した生活が送れるようにあらゆる面でのニーズに対応してゆかなければなりません。特に高齢者、障がい者の方のノーマライゼーション（地域のなかで普段と同じ生活を送ること）やソーシャルインクルージョン（社会的包含・排除しないこと）を基本に、支援を必要としている人を支援することが喫緊の課題となってきております。そのために笛吹社協では、昨年10月、「後見センターふえふき」を設立しました。成年後見法が制定されて早や12年経ちました。その間に、社会情勢は大幅に変貌し、地域社会においても今や後見制度を看過することはできなくなってきました。そのために、当社協では、将来を見据えて「市民後見人養成講座」を3年前から実施し、既に2名の市民後見人を輩出させております。この他にも、制度に先駆けて、住民にとって本当に必要な事業やサービスを取り入れてまいります。

このように第2次笛吹市福祉活動計画においては、地域における「新たな支え合い」つまり住民・行政・社協が協働して住みよい地域の支え合いシステムを構築してゆくため「地域づくり」・「福祉教育」・「災害対応」・「相談」業務等に特に意を用い重点項目としていく所存です。

これからも、地域にとりまして本当に必要とされる社協になれますよう役職員一同努力してまいりますので、今後とも宜しくご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

平成24年4月



## 地域福祉活動計画策定に寄せて

笛吹市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

委員長 長坂清悟

現在、私たちが住んでいる地域社会では福祉という名のもとに様々な課題を抱えています。高齢者介護、障がい者への支援、子育て等々様々です。

特に昨年三月に発生した東日本大震災後の支援活動の中に大きな課題が改めて認識されたのではないのでしょうか、全国の老若男女を問わず被災された方々への支援活動が義援金、ボランティア等様々な形で行われました。

支援する側、支援される側の人と人、人と地域、地域と地域のつながり助け合いが「絆」という形になったと思います。

第2次地域福祉活動計画においては、市で策定した「第2次地域福祉計画」と連動しながら社会福祉協議会として更に地域に密着した活動であり、いかに成果を出すべく取り組むかを基本として計画策定をしました。策定までの流れは全ての人々を包括した「地域づくり」を意識し、まず社協内では担当者会議、地域福祉課内会議、社協内ワーキング、更に拡大ワーキング、行政及び社協職員との会議、策定委員会と各段階での意見交換、検討を行い推進すべき内容をより明確にしました。

この「地域福祉活動計画」を実効のあるものにするには、先ず日常的に福祉に関係している人たちだけの参加であってはならないということです。福祉にかかわっていなかった人たちがいずれかの部門で活動に参加できるイベント等の工夫もおおいに必要となります。

この活動計画は5年間にわたる長い期間となります。ゆっくりであっても確実に成果を出して行かねばなりません、このためにそれぞれの課題における活動内容を出来るだけわかり易くしました。成果はかかわった人達（個人、諸団体）の満足が得られるものでなければなりません、P（計画・立案）D（計画・実行）C（点検・分析）A（修正・改善）の繰り返しを一步ずつ進め、その上で活動計画の進捗を確実に評価してゆくことも重要となります。

「こんなまちであつたらいいな、安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」のスローガンにより近づくために「自助努力」「支える、支えられる」更に公的な福祉サービスで支えられる総合的な取組みにより、支えあいの地域づくりが更に確実にとなります。

策定にあたり、この作業に携わって頂いた市民代表、諸団体の皆さん、社協の職員の皆さんの真摯な取組みに対して深く感謝申し上げます。

この地域福祉活動計画が「豊かな地域づくり」にきっと役立つことを願って策定のあいさついたします。

平成24年4月



# も く じ



はじめに	会長あいさつ	
	策定委員長あいさつ	

## 第1章 地域福祉活動計画とは

1	社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会について	4
2	『地域福祉活動計画』の目的	5
3	『地域福祉活動計画』の基本理念	5
4	行政の各計画との関連	6～7
5	地域における「新たな支え合い」の必要性	8

## 第2章 第2次活動計画の概要

1	第1次活動計画の振り返りと第2次活動計画策定に向けて	9～11
2	笛吹市の地域情報の整理	12～27
	4部門の関連図 「地域づくり」P18-19 / 「福祉教育」P20-21 「防災」P22-23 / 「相談」P24-25	
3	笛吹市の地域の課題	28～30
4	取り組み目標	31～39
5	活動計画の体系図	40～41

## 第3章 具体的な事業の展開

1	具体的な事業の展開	42～43
2	平成24年度からの事業・業務一覧表	44～47
3	各事業の詳細	48～79

## 資料編

1	地域福祉活動計画策定の経過	No.1～3
2	策定委員会要綱	No.4
3	策定委員名簿	No.5
4	市役所課長・社協事務局長他会議・名簿	No.6
5	ワーキンググループ・名簿	No.7
6	第1次活動計画からの事業名の変化(一覧表)	No.8～9
7	第1次活動計画の事業実績(一覧表)	No.10～13

	社協の事務所・事業所一覧	No.14～15
--	--------------	----------



# 第1章 地域福祉活動計画とは

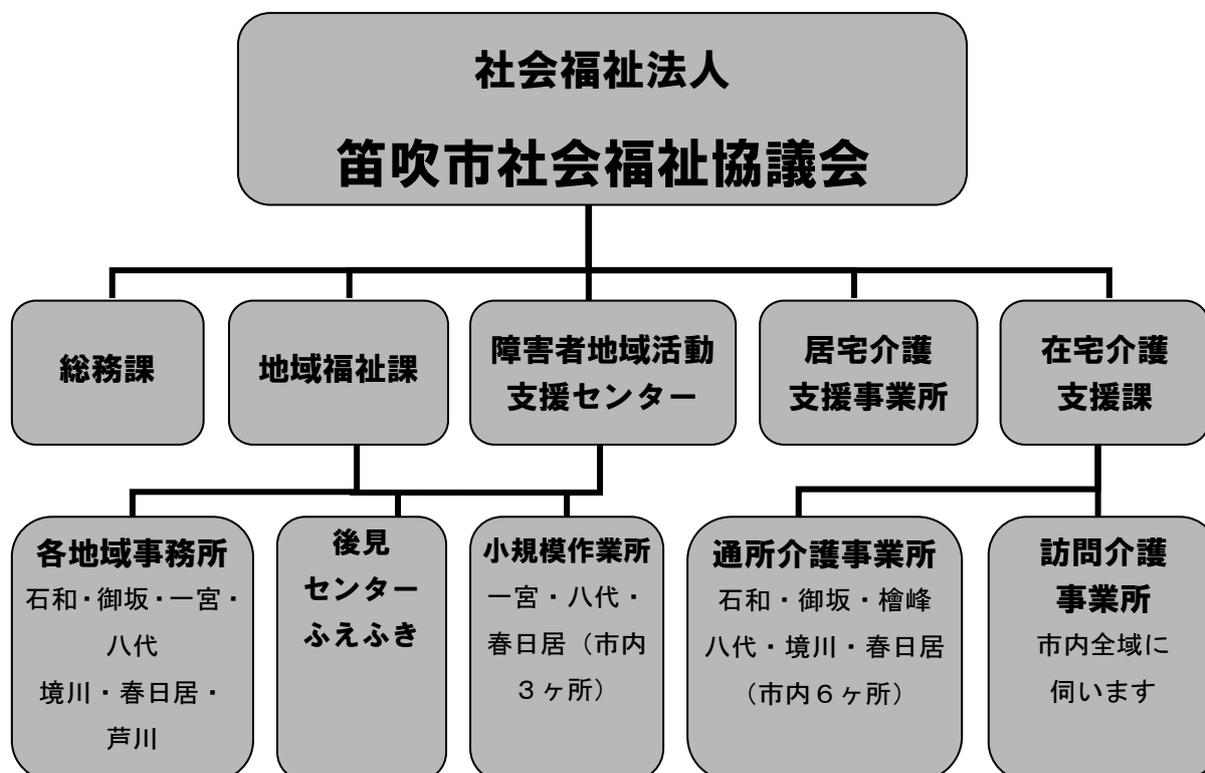
## 1. 社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会について

社会福祉協議会（以下：社協という）は、社会福祉法第109条により、「**地域福祉推進を図ることを目的とする団体**」として位置づけられた**団体**で、全国・都道府県・市町村単位に設置されています。活動財源は、住民の皆さまからの会費や善意による赤い羽根共同募金・寄付金、行政からの補助金・委託金等に支えられています。また介護保険事業は、サービス事業者としてその事業収入で運営するとともに、その収益は、地域づくりにも還元しています。

私たち社協は、地域の方々やボランティアに支えていただきながら、保健・医療・福祉・教育などの関係者や行政機関の協力を得て、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。多様化する福祉問題や生活課題の解決に当たるため、笛吹市が策定する地域福祉計画と連動し、『地域福祉活動計画』を策定いたします。

### ●笛吹市社会福祉協議会のしくみ

社協は、「総務課」「地域福祉課」「障害者地域活動支援センター」「居宅介護支援事業所」「在宅介護支援課」の5部門で構成されています。



## 2. 『地域福祉活動計画』の目的

地域には公的な福祉サービスだけでは対応ができないことが多くあります。高齢化や障害により、買い物、ゴミ出し、社会参加など地域生活がしづらい住民の方が増えています。また、地域の連帯感が希薄になり活力も失われつつあります。芦川地域等の山間部では限界集落の問題もあります。このように様々な地域の福祉課題に加え、災害時への備えも大きな課題です。これらの課題について、地域の方々、行政、社協のそれぞれの立場でどのようなことができるのかを考え、解決方法を具体的にしたものが『地域福祉活動計画』です。

行政計画である笛吹市の『地域福祉計画』と連動しており、地域の方々の参加を重視し、意見を反映させて住民と行政と社協が、ともに地域の課題の解決に向けて行動できるよう、具体的な活動を示してあり、私達が地域で暮らしていくためには、とても大切なものです。

社協では、平成24年度から28年度までの向こう5年間にわたる『第2次地域福祉活動計画』（以下「第2次活動計画」という）を作成することになりました。この計画が、一人ひとりの地域での生活をしやすくするために身近で親しみやすいものと感じていただき、ともに地域づくりに取り組める一歩を踏み出せることを目的としました。

## 3. 『地域福祉活動計画』の基本理念

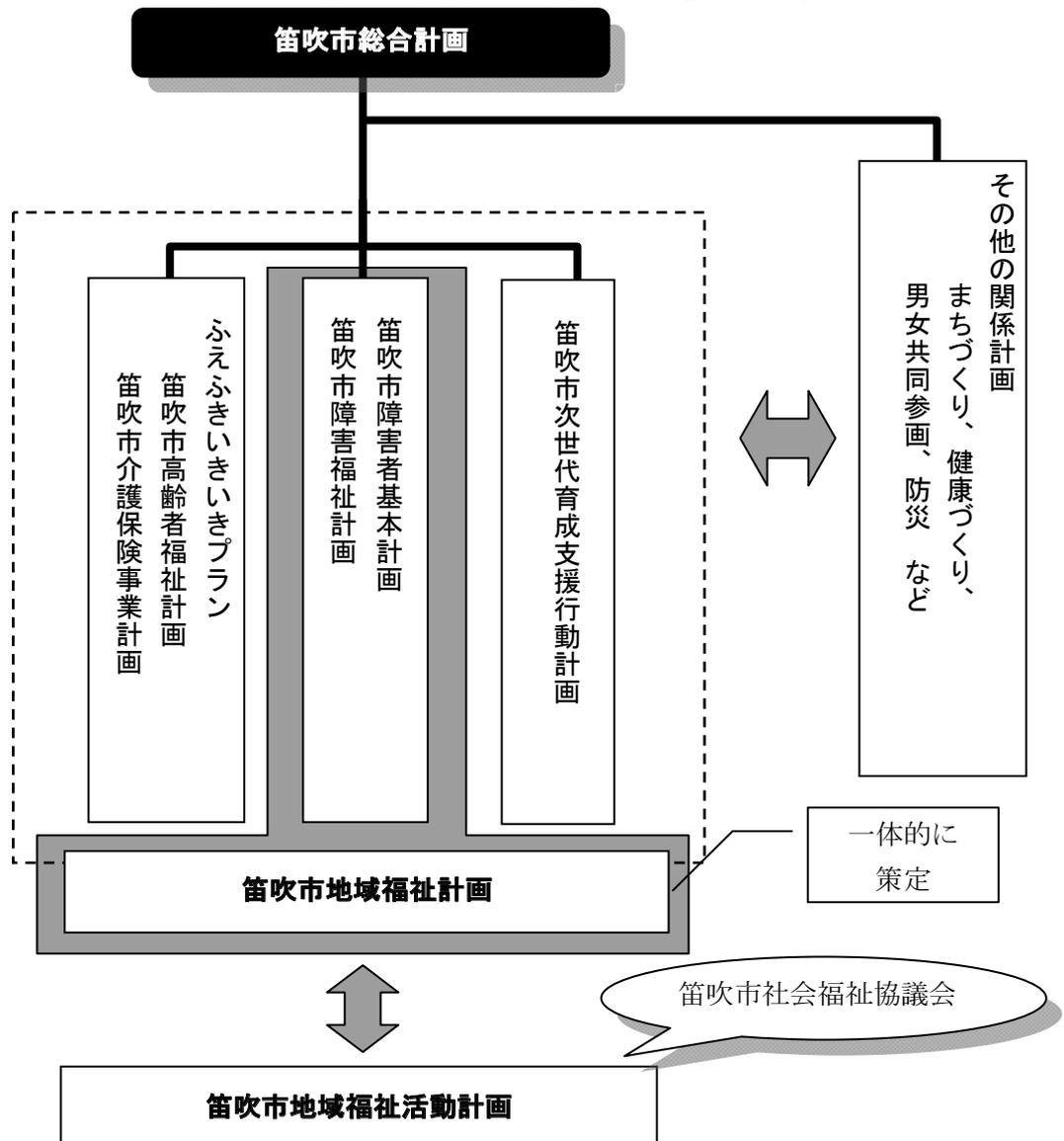
『第1次笛吹市地域福祉活動計画』（以下：第1次活動計画という）のスローガン（基本理念）『こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる 幸せあふれるまちづくり』とキャッチフレーズ『～7つの知恵で輝く住民。共につくろう住みよい地域～』は、社協の目指す普遍的な理念と考えます。したがって第2次活動計画（平成24年度から28年度）においても、引き続き同じスローガンとキャッチフレーズのもと、「地域づくり」「福祉教育」「災害対応」「相談」の4つの部門を中心に進めていくこととしました（詳細は第2章）。



#### 4. 『地域福祉計画』との関連

笛吹市では、まちづくりの基本理念である「活力ある交流都市の想像」、「快適な生活都市の想像」、「個性輝く自立都市の創造」を受け、第一次笛吹市総合計画（ふえふき協奏曲第1番）において「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめきの”ハーモニー」を笛吹市の将来像としています。「みんなで奏でる」には、住民はもちろん地域やボランティア団体などと共に取り組む、協働のまちづくりという考えが含まれています。

社会構造の変化により社会を支えるキーワードは、人から物、経済へと変化し、バブルの崩壊後は情報を中心に世の中が回っている感があります。地域での人の関係は、中央集権的な高度成長により、いやおうなく希薄な若者不在の社会へと変化し、さらに少子高齢社会を迎え、地域コミュニティの崩壊が叫ばれています。こうした中で、住民と行政との関係は、一方が他方に協力したり、要求したりという一方通行の関係から、両者が対等の立場で地域のために協力し、さらに、これをベースとして企業や事業所、福祉関係者などが加わって協働するという、パートナーシップの関係へと変わってきました。



地域福祉計画の理念は、人と地域が主人公となり、人と人、人と地域、地域と地域をつなぐ様々な仕組みをつくる中で、「普段から笑顔でふれあう共助共生のまちふえふき」を目指すことです。これまで地域の皆さんが培ってきた地域の力をどのように活かして住みよい地域をつくるかを示す行政の指針と言えます。

一方、住みよい地域づくりのため、地域や住民の方々の主体的な行動、活動を具体的に示す指針が地域福祉活動計画であり、社会福祉協議会が地域福祉の推進役としての役割を示す内容になっています。

### <各行政計画と地域福祉活動計画の関連>

地域福祉計画と障害者基本計画は平成24年度から5年間の計画で、障害福祉計画は平成24年度から3年間の計画とします。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域福祉計画	→				
障害者基本計画	→				
障害福祉計画	→			→ 次期計画	
次世代育成支援行動計画	→			→ 次期計画	
高齢者福祉計画	→			→ 次期計画	
介護保険事業計画	→			→ 次期計画	

<b>地域福祉活動計画</b>	→				
-----------------	---	--	--	--	--

地域福祉活動計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	<p>策定</p> <p>実施 ↓ 見直し ↓ 修正</p> <p>実施 ↓ 3次計画に向けた見直し</p>					

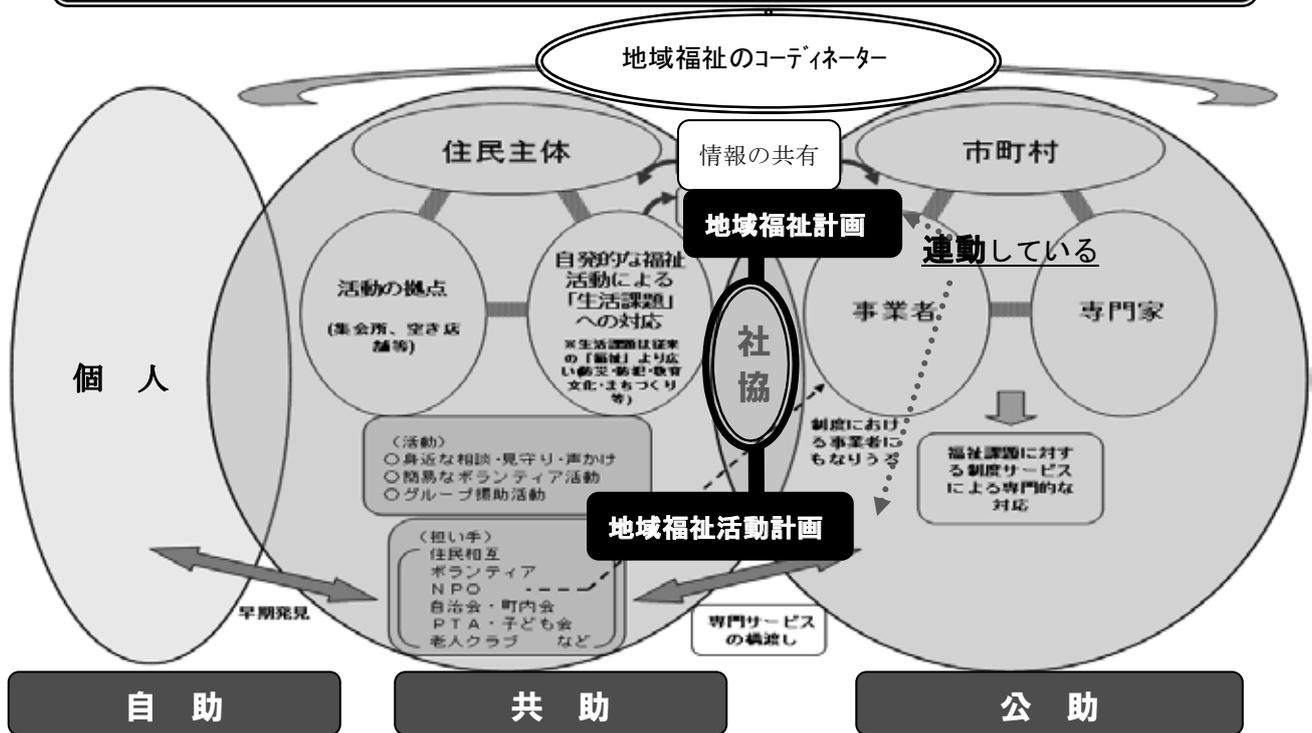
## 5. 地域における「新たな支えあい」の必要性

平成20年3月、厚生労働省の『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告』では、「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域の方々のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について提言がありました。

その中では、住みよい地域づくりを推めることにあたっては、『行政が実施する福祉サービスで対応する（公助）』が必要ですが、それだけでは不十分です。**『住民自らの努力（自助）』と『地域における「新たな支え合い」（共助）』がなければ、住みよい地域の実現は難しい**とされています。多様化する福祉課題に対応するため、ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間主体が担い手となり、**住民自身も地域の生活課題の解決に向けた活動に参加する**ことが、地域に「新たな公」を創ることが、重要であると位置づけられています。

### 地域における「新たな支え合い」の概念

『住民』『行政』『社協』の協働による新しい福祉



#### 個人・家庭

⇒自分でできることは  
自分でする  
(自助努力)

#### 組や区などの地域・ 団体・ボランティア

⇒身近にいる人がお互いに  
支え合う

#### 行政

(国・都道府県・市町村)  
⇒公的制度や福祉サービス  
で支える

※『厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」資料』一部改変

## 第2章 第2次活動計画の概要



### 1. 第1次活動計画の振り返りと第2次活動計画策定に向けて

第1次活動計画では、「障がい」「高齢者」「福祉教育・子育て」「ボランティア」「防犯・防災」の5つの専門部会を設置し、各部門での課題と取り組み内容を考えました。新規に提案のあった事業について、既存事業の中に取り込みながら展開してきました。新規事業が多数あったため、数年間かけて整理しながら進めてきた経過があり、途中で事業が統合し、当時と事業名が変更になったものもあります。＜※第1次活動計画の振り返りと実績については、資料編P 8～9、P 10～13参照＞

また、第1次活動計画では各部会ごとに話し合いを進めたことにより、奥深い意見交換ができたというメリットがありました。しかし計画された事業の中には、障がいや子育て関係など市やNPO等他の団体で実施した事業もありました。

上記を受け、第2次活動計画を策定するにあたっては、専門部会の構成の再検討を行った結果、部門別の作業部会を設置せず、公募の住民の皆様と行政関係者、社協職員で「ワーキンググループ」を設け、参加者全員が全ての部門について検討することとしました。＜※「活動計画に関連する委員会・各会議の位置づけ」資料編P 4～7参照＞

まず、高齢になっても障がいがあっても、誰もが「地域の中で暮らす住民」としてのまちづくりを推進するため、全ての人を包括した「地域づくり」に取り組む必要があるのではないかと考えました。また、これまで「災害対応」は住民の関心は薄く、「福祉教育」の中に組み込んでの事業展開になっていましたが、平成23年3月11日の東日本大震災という未曾有の大震災を受け、被災地や避難者への支援を行うなかで、あらゆる自然災害等の非常事態に備え、やはり部門を分けて考えることが必要と気付きました。

また、『全社協の福祉ビジョン2011』では、社協の相談機能の充実や生活困窮者への支援を含め、既存の制度では当てはまらない人への支援の重要性が示されていることもあり、「相談」機能を充実させていくことも、社協に課せられた使命であることを再認識しました。

以上より、**第2次活動計画では、「地域づくり」「福祉教育」「災害対応」「相談」の4つの部門を柱**としました。

今回の計画策定に当たっても、第1次活動計画同様、専門業者に依頼をせず、社協職員が地域におもむき、見て、聞いて、感じたことを、材料に検討した手作りの活動計画を策定いたしました。

## 第1次地域福祉活動計画と第2次地域福祉活動計画の概要

### ●第1次地域福祉活動計画(H19年～23年度)

障がい児者	・ノーマライゼーション社会の実現 ・障がい児者の生活を支援する
高齢者	・高齢者が自立を目指す地域社会 ・高齢者にあたたかい地域社会
防災	・いざという時すみやかに行動できる意識づくりと環境づくり ・手と手をつなぎみんなで作る安心・安全な地域の暮らし
福祉教育・子育て	・住民の福祉の輪を広げよう ・誰もが安心して子供を育てられる体制を整えよう
地域ボランティア	・住み良いはあなたと私でつくるまち ・きづこうお互い様の底力

#### <第1次計画の活動まとめ>

●各部門から提案のあった新規事業は、内容を既存事業の中に取り込みながら展開していった。一方、事業を進めていくなかで、リバースモーゲージ等市民のニーズが少なく社協での実施が困難であった事業や、障がいや子育て関係などは市やNPO等の団体で既に実施しているものなどもあった。

●5つの部門それぞれで似たような事業の提案はあったが、高齢者や障がい者、ボランティアなどそれぞれを対象者としており、ひとつの事業として統合が充分にできなかった。

●スローガン『安心して暮らせる 幸せあふれるまちづくり』に向かい、「ノーマライゼーション」「地域の絆」「住民主体」を目指したが、いずれも達成状況は充分とはいえない。また、防災では、今年3月の震災まで住民の関心を十分に引き出せず、検討段階の事業もある。

※事業の詳細については、<第1次地域福祉活動計画の振り返り(事業の実施状況一覧)資料NO.8～9><社会福祉協議会が行っている主な事業 資料NO.10～13>を参照。



### ●第2次地域福祉活動計画(H24年～28年度)

地域づくり (子育て・成人・障がい・高齢)	・地域の支え合いシステムの構築 ・ネットワークづくり ・世代間交流
福祉教育	・ボランティア活動支援 ・ボランティアの養成 ・小中高校生の福祉の心の醸成
災害対応	・ボランティア活動支援 ・ボランティアの養成
相談	・総合相談の充実 ・成年後見制度 ・日常生活自立支援事業 ・生活困窮者への支援

#### <検討部門を5つから4つに変更した理由>

●高齢や障がいの有無に関わらず、誰もが「地域の中で暮らす住民」としての町づくりを推進するためには、全ての人を包括した「地域づくり」に取り組む必要があるのではないか。

●ボランティアの活発化のためには、未来を担う子供への福祉教育に力を入れることが必要ではないか。

●東日本大震災という未曾有の災害を受け、あらゆる災害に対して日ごろからの備えが必要なのではないか。

●全社協の『福祉ビジョン2011』(別紙 参考資料)では、相談機能の充実、生活困窮者への支援を含め、現状の制度に当てはまらない方への支援の重要性がうたわれている。

## 地域福祉活動計画に関連する委員会・各会議の位置づけ

計画策定

### ○策定委員会 (全2回)

- ＜構成＞ 地域福祉関係者・行政関係者、学識経験者から社協会長が委嘱した17名。〈資料編NO. 5〉
- ＜役割＞ 地域福祉活動計画の策定に関することについて、調査・審議する。

### ○市役所課長・社協事務局長他会議 (全1回)

- ＜構成＞ 市役所福祉総務課長、社協事務局長、事務次長、各部門課長の9名。〈資料編NO. 6〉
- ＜役割＞ 課題解決(目標達成)に向けた具体的事業について、妥当性を検討する。

### ○拡大ワーキング (全2回)

- ＜構成＞ 市役所関係者、住民代表、社協事務局長、事務局次長、各部門の課長と職員(社協内ワーキング参加者)の49名。〈資料編NO. 7〉
- ＜役割＞ 社協内ワーキングで検討された事項について、構成員それぞれの立場から多角的な視点で課題解決(目標達成)に向けた具体的な取り組み(アイデア)について意見交換を行う。

### ○社協内ワーキング (随時開催)

- ＜構成＞ 社協事務局長、事務局次長、各部門の課長と職員の27名。
- ＜役割＞ ①担当者会議、地域福祉課内会議で検討された事項について、内容を検討する。  
②拡大ワーキングを踏まえ、事業素案を検討する。

### ○地域福祉課内会議 (随時開催)

- ＜構成＞ 社協地域福祉課職員。
- ＜役割＞ ①担当者会議で検討された事項について、内容を検討する。  
②拡大ワーキングを踏まえ、事業素案を検討する。

### ○担当者会議 (随時開催)

- ＜構成＞ 社協地域福祉課・本所職員。
- ＜役割＞ 各種データをまとめ、素案を検討・作成する。

策定委員会

ワーキング

担当者会議

## 2. 笛吹市の地域情報の整理

### ●情報収集と整理（1）

笛吹市の現状を知るため、日頃から社協職員（地域福祉課職員が中心）が市内132行政区の地域情報を整理するために活用している地域情報シートによる情報整理を継続実施しました。また、笛吹市全体の概要を知るため、年齢構成別人口や世帯構成、介護保険の要介護認定者数などの各種統計について、この5年間での推移をみました。その結果、以下の3つのことがわかりました。  
<※「数字からみる笛吹市の概要」P13、関連図①②③④P18～25参照>

**1 独居・高齢世帯、疾患や障がい等を持つ人、介護を要する方等、支援を必要とする人が増加している。**

**2 経済的に困窮している、あるいは可能性のある人が増加している。**

**3 隣近所のつながりが希薄な地域が増えている。地域によっては、つながりが強い。**



## 数字からみる笛吹市の概要(参考)

総人口 72,191人

年齢構成比率	14歳以下(年少人口)	10,169人
	15～64歳(生産年齢人口)	44,964人
	65歳以上(老年人口)	17,058人(高齢化率23.6%)
(65歳以上再掲)	65～74歳(前期高齢者)	8,283人(高齢化率48.6%)
	75歳以上(後期高齢者)	8,775人(高齢化率51.4%)

※石和地域の高齢化率は平均21%台で若年層が多く、芦川地域は55%台と地域によって大きな差がある。

総世帯数	27,167世帯	／	1世帯あたり	2.6人
高齢独居世帯	2,408世帯(8.8%)			
高齢夫婦等世帯	2,231世帯(8.2%)			
一人親世帯	853世帯(母子世帯748、父子世帯105)			
生活保護世帯	415世帯(石和288世帯)			

※1世帯あたりの構成員は、芦川は平均2.1人だが、地域のつながりが厚く都市部に出ている家族の支援があるため生活が成り立っている。石和は2.4人だが、アパートが多いという特性は若年者だけでなく高齢者にもあてはまる。

※総世帯数はH18年26,049世帯、H19年26,606世帯。高齢独居世帯の割合は、H18年6.5%、H19年7.3%、高齢夫婦等世帯はH18年6.8%、H19年7.3%。

※生活保護世帯はH17年296世帯、H18年311世帯、H19年324世帯、H20年333世帯、H21年365世帯、H22年409世帯と毎年増加している(各年3月現在)。H17年からH23年で1.4倍の増加である。

経済・産業 65歳以上の就業率は、農業を中心に4割を超える。  
(H17年国勢調査時には、39.6%)。

※高齢になっても就業している人が多い。しかしながら、石和温泉郷を有する石和地域は比較的若年層が多く、雇用も多い一方、家族との交流も絶たれ病気となり退職した後の支援が全くない高齢者が多く経済的困窮者も多い。

※農村部では作物を生産しているため、高齢になり、所得が低くても生活が何とか成り立っている。

介護保険要介護認定者数 2,667人  
65歳以上高齢者に占める要介護認定率 15.6%

※介護保険認定者(認定率)はH18年2,359人(15.2%)、H19年2,394人(15.1%)、H20年2,448人(15.0%)、H21年2,358人(13.9%)、H22年2,667人(15.6%)である(各年3月末現在)。

身体障害者手帳保持 3,607人 / 療育手帳保持 410人  
精神保健福祉手帳保持 429人 ※市内に精神科・心療内科はない。

※統計の現在数値はH23年4月1日を基準

## ●情報収集と整理（２）

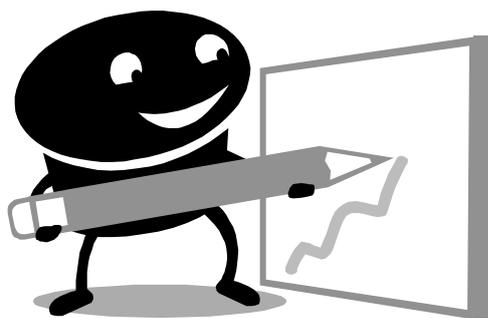
『安心して暮らせる 幸せあふれるまちづくり』を実現するためには、一人でも多くの住民の意見を聞くことが大切となります。第１次活動計画策定では、旧町村単位で座談会を行いました。参加した人・外出できる人の意見に限られてしまうという反省もあり、第２次活動計画では、事業等で接した方からの生の声や、アンケートを行うことにより、より多くの住民の意見を聞く方法をとりました。

社協では、この５年間の事業等で実施した参加者アンケートの一部と、活動計画のために実施したアンケートから約６，０００人、市役所が実施したアンケート約６，０００人の計１２，０００人の声を集約しました。満足度などの数字の集計と共に、自由記述を全てひろい、内容をカテゴリーに分けて分類を行いました。＜※「第２次地域福祉活動計画策定の流れ（図）」「関連図の参考資料・アンケート一覧表」P 16～17＞

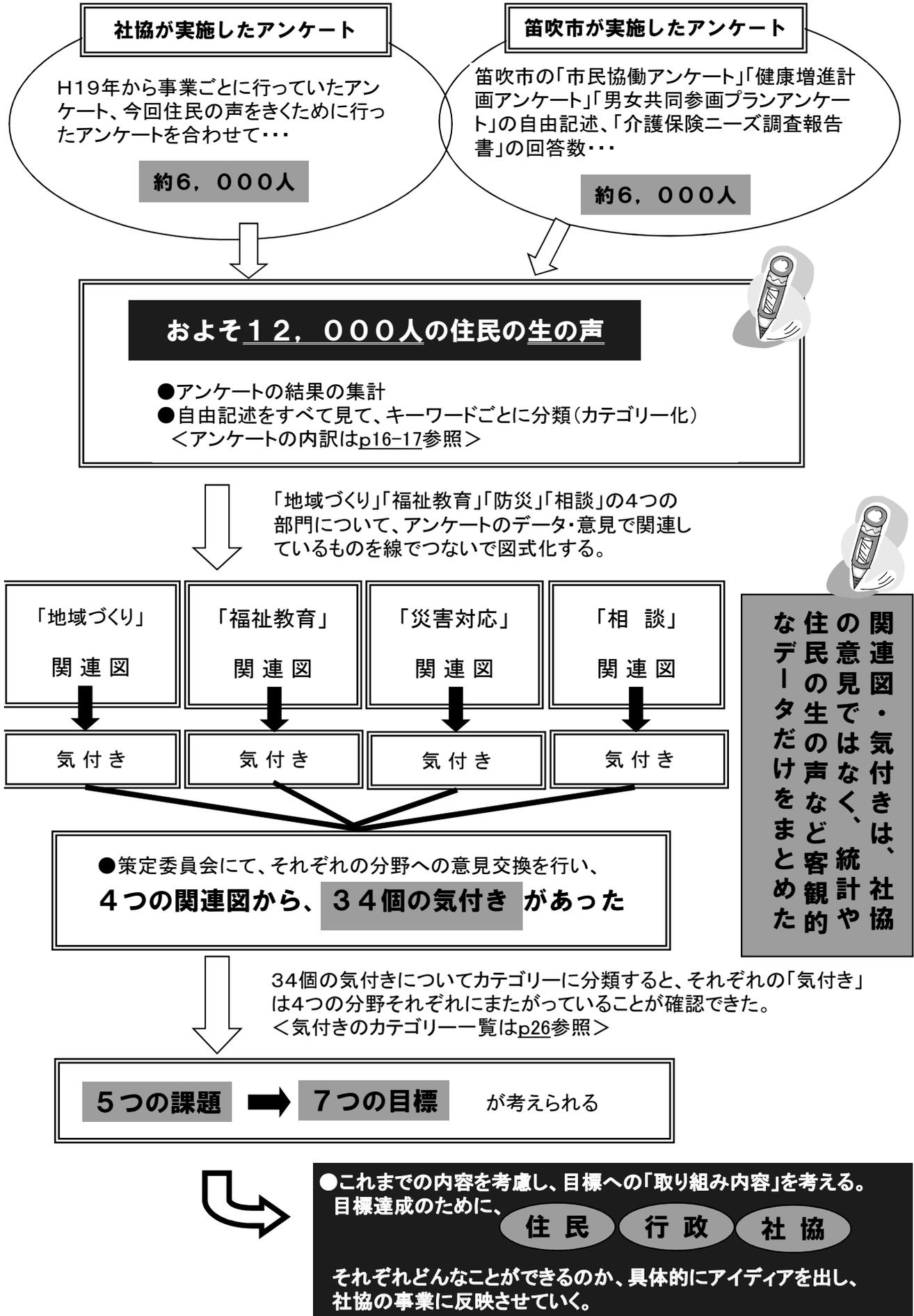
そして、これらの声と各種統計、ワークシートからの情報について、「地域づくり」「福祉教育」「災害対応」「相談」の４つの部門それぞれの「関連図」（注１）を作ることで、整理を行いました。＜※「部門別の関連図」４種類P 18～25参照＞

（注１）

「関連図」とは、統計や住民の生の声などの客観的なデータだけを収集し、関連するもの同士を線でつないで関係性があることを確認するためのもので、地域の状況がまとめてあります。



## 第2次地域福祉活動計画の策定の流れ



## 関連図の参考資料・アンケート（一覧表）

### <社協が実施した各事業で実施したアンケート>

	略称	対象	回収数
ボランティアスクール 参加者アンケート（H20）	VSア	小中学生	260
〃（H21夏）		小中学生	134
〃（H22夏）		小中学生	198
〃（H22冬）		小中学生	36
H21年度ボランティア入門講座 参加者アンケート	V入門ア	一般	27
笛吹市ボランティアまつり 参加者アンケート(H19)	Vまつりア	学生・一般	151
〃（H20）		学生・一般	103
〃（H21）		学生・一般	193
〃（H22）		学生・一般	274
ボランティア大会 参加者アンケート(H18)	V大会ア	一般	71
〃（H19）		一般	24
〃（H21）		一般	65
〃（H22）		一般	76
H23.3.11地域福祉・ボランティア先進地研修アンケート	先進地ア	一般	58
やってみるじゃん 参加者ききとりアンケート(H20)	やってア	高齢者	1,016
〃（H21）		高齢者	1,189
〃（H22）		高齢者	990
「マイいきいきプラン」による生きがい調査	マイいきいき	高齢者 ボランティア	50
H21.9.14福祉避難所設置・運営訓練反省会資料（課題の集約）	訓練	一般・障害者	意見集約
H23年9月笛吹市緊急物資支援センター関係者アンケート	物資ア	ボランティア・ 市民・被災者	16

### <職員アンケート>

H22年8～9月笛吹市社会福祉協議会職員アンケート	職員ア		103
被災地派遣職員、物資支援センター関わる職員へのききとり			意見集約

### <活動計画策定のためのアンケート>

H22.12月民生・児童委員への任期満了時アンケート	民協ア	民生・児童委員	114
H23.3.11東日本大震災に関するアンケート(やってみるじゃん)	震災ア	高齢者	347
H23年9～10月各種団体アンケート (老連59、障害者関係48、ボラ11、他16、無回答7の計141)	団体ア	老人クラブ、障 害者団体、ボラ ンティア連絡会 等	130

＜介護サービス部門のアンケート＞

	略称	対象	回収数
社協デイサービス利用満足度調査(H22)	デイア	デイ利用者	269
社協のケアマネジャーに対するアンケート(H23)	居宅ア	利用者 (要介護)	120

合計 6,014 人

＜笛吹市実施のアンケート及び計画＞

	(略称)	(回収数)	
笛吹市・市民協働アンケート(自由記載)	協働ア	365	
笛吹市健康増進計画(自由記載)	健増ア	30-64歳	1,293
		65-79歳	1,280
笛吹市介護保険ニーズ調査報告書(抜粋)	介保ア	65歳以上	1,556
		要支援、要介護1・2	1,040
笛吹市男女共同参画プランアンケート(自由記載)	男女ア	345	
笛吹市次世代育成支援行動計画(H22年3月策定)	次世代ブ		

合計 5,879 人

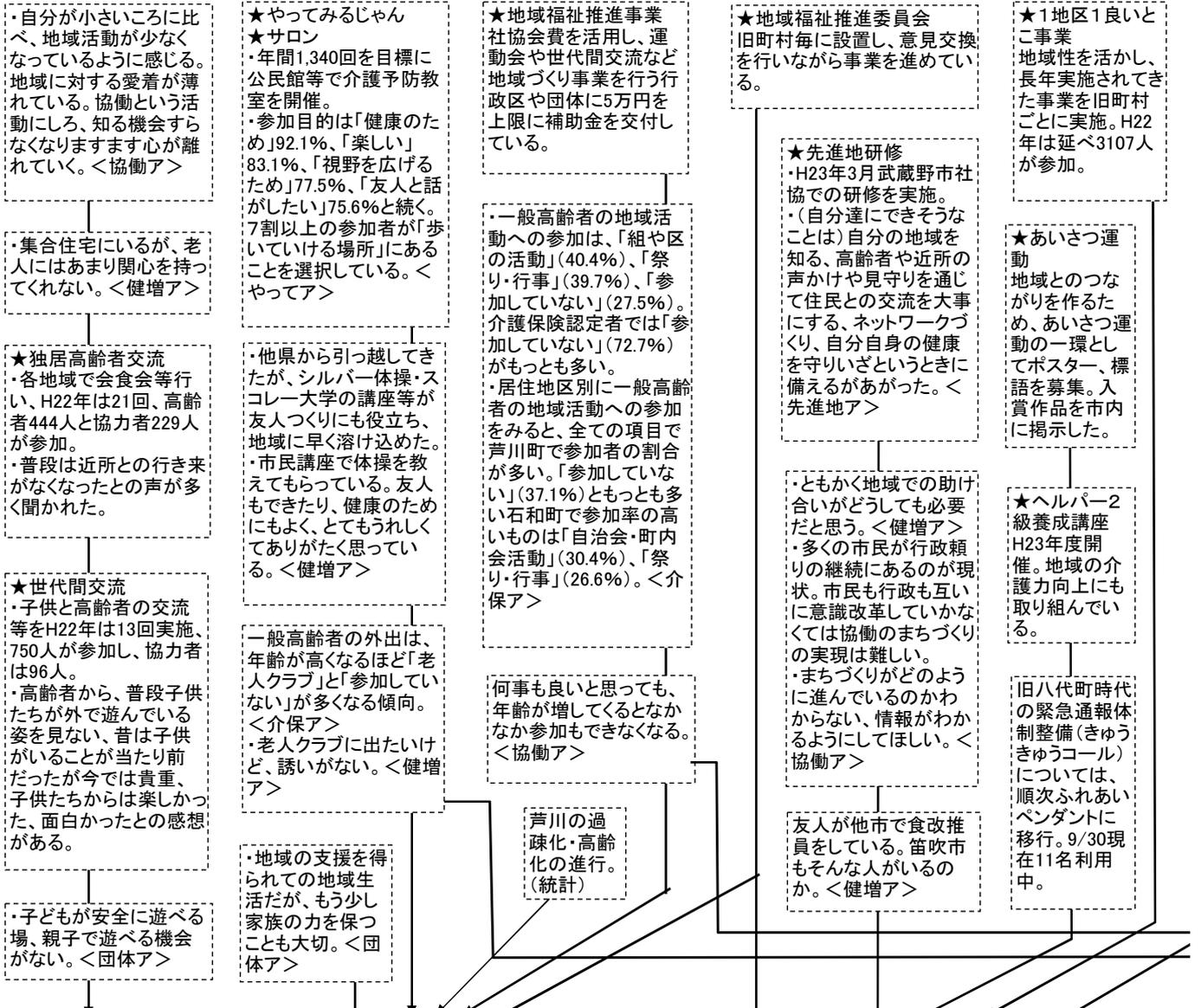
＜生の声をいただいた人数 合計＞

社協アンケート6,014人 + 笛吹市アンケート5,879人 = 11,893人



# ★関連図①・・・地域づくり

## (1) 参考資料やアンケート等からのデータ、住民の声



## (2) 関連図からみえること

地域性により近所付き合いのあり方は様々であるが、住民自身が「地域のつながり」が薄れていると感じている。イベントや行事は、地域住民が顔見知りになり、親交を深めていく手段としては有効である。各地域で新たに活動を立ち上げることは負担感が強いが、既存の活動を活性化することで住民交流の場とし、顔の見える関係づくりを進めていくことができれば理想。また、同時に、社会の最小単位としての家族力を高めていく必要がある。

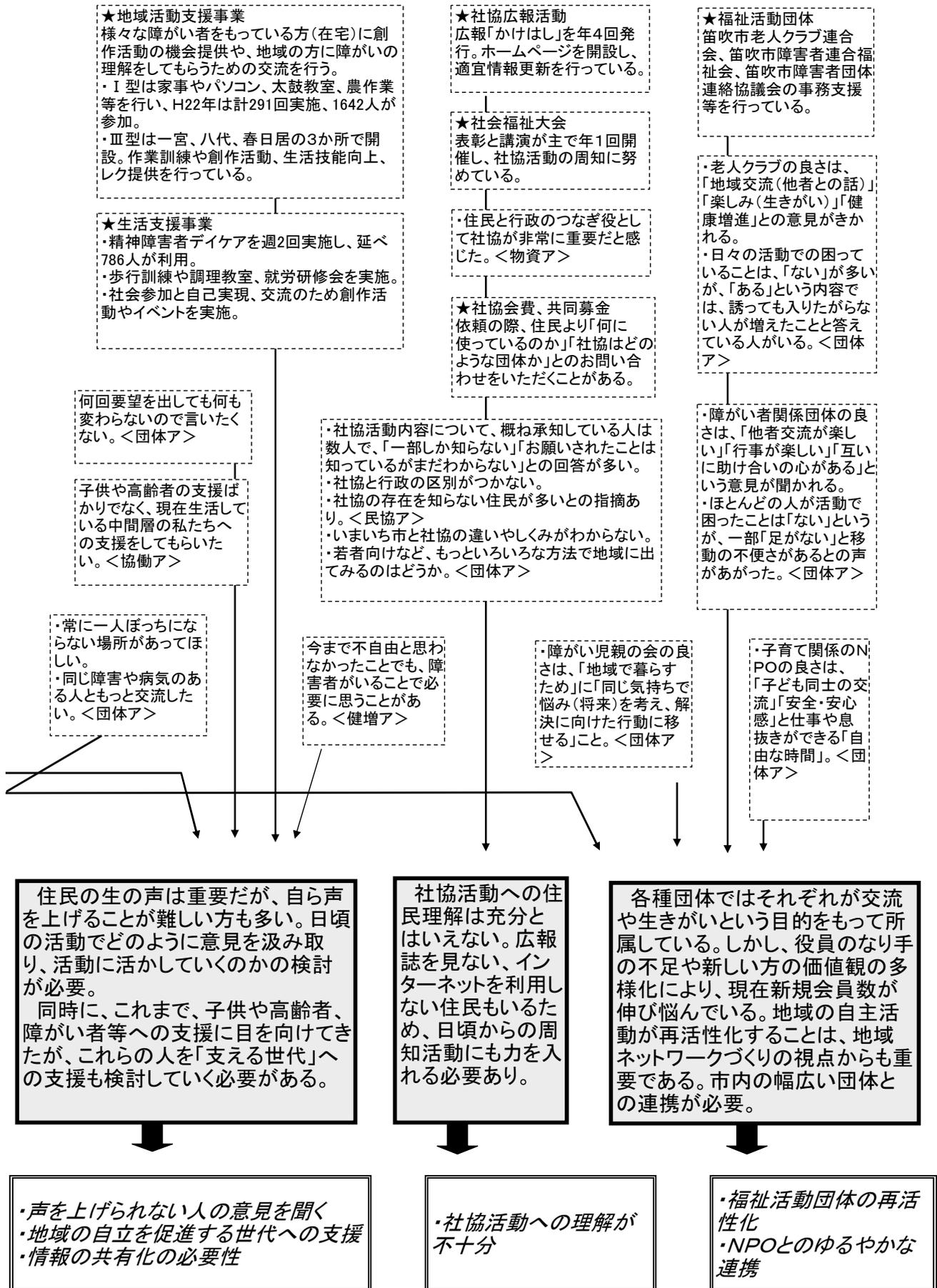
地域で支えあう仕組みの構築のためには、助け合いの精神が必要であり、市民一人ひとりの協力が不可欠。また、障がいや病気があっても誰もが安心して暮らす「ノーマライゼーション」も必要。しかし、「行政や関係機関が行うもの」「他人事」と考える人も多い。住民が「自分事」として考え、行政や社協、市民各々が何ができるかを整理するため、「自分の地域を知る」「関心を持つ」働きかけから始める必要がある。

## (3) 気付いたこと

・「自分の地域への関心」「地域のつながり」が弱くなっている  
・家族力の低下  
・芦川の深刻な過疎化・高齢化

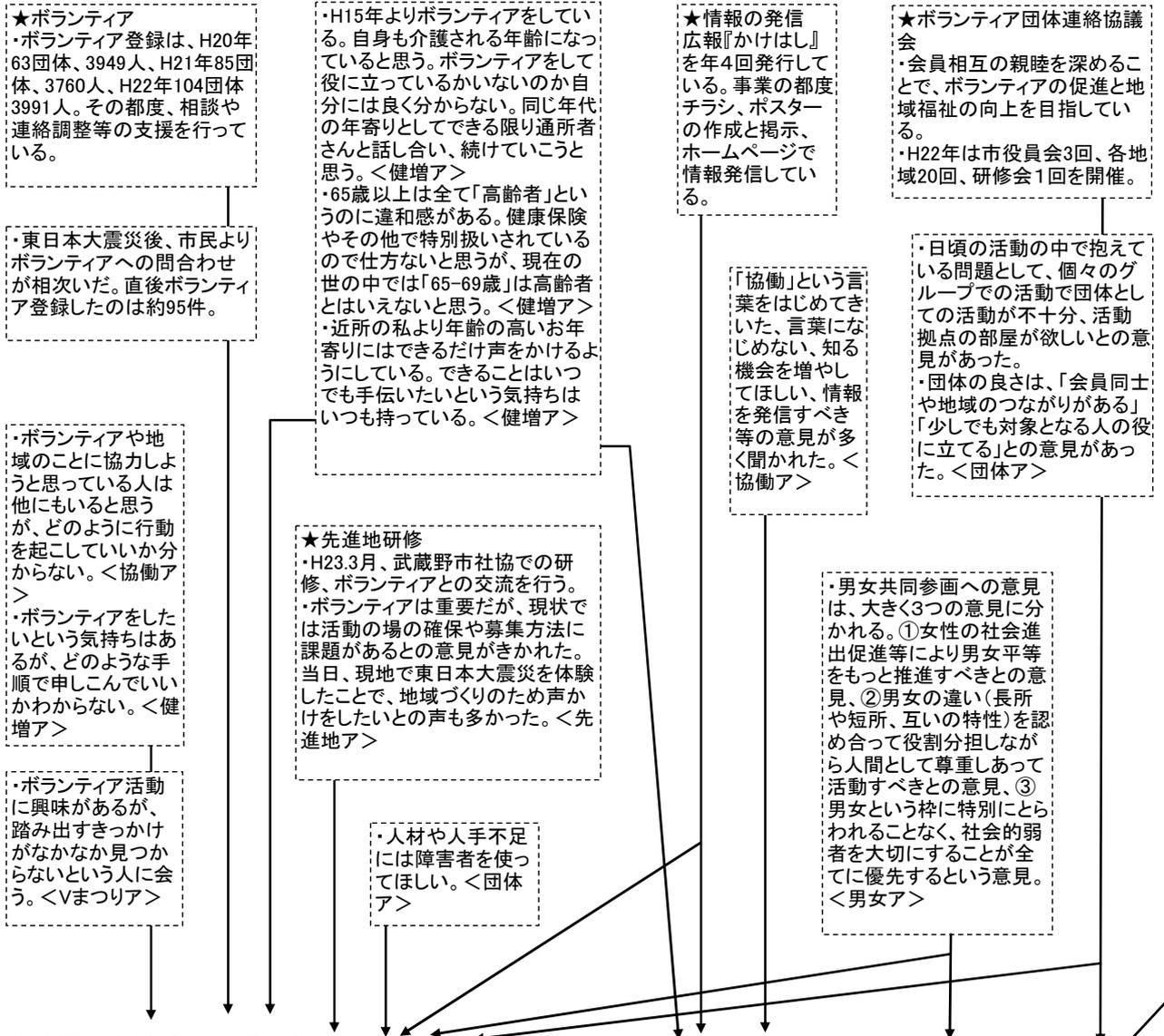
・「行政・社協・市民が何ができるかを考える協働」「ノーマライゼーション」の町づくりへの意識付け  
・行政・地域・社協内でそれぞれの横のつながりが弱い

注意) 下記データの★印は事業名、< >内はアンケートの略称



# ★関連図②・・・福祉教育

## (1) 参考資料やアンケート等からのデータ、住民の声



## (2) 関連図からみえること

年齢や男女の別、疾患や障害の有無は関係なく、それぞれができること、得意なことを活かせることがボランティアである。登録者数に大きな変化はないものの、地域にはまだまだ人材が潜在している。現在活動している方への支援と、連絡会の活性化が必要。同時に、ボランティアしたくてもその手段がわからず、行動を起こせない実情があるため、活動促進のためにも情報発信が重要となる。

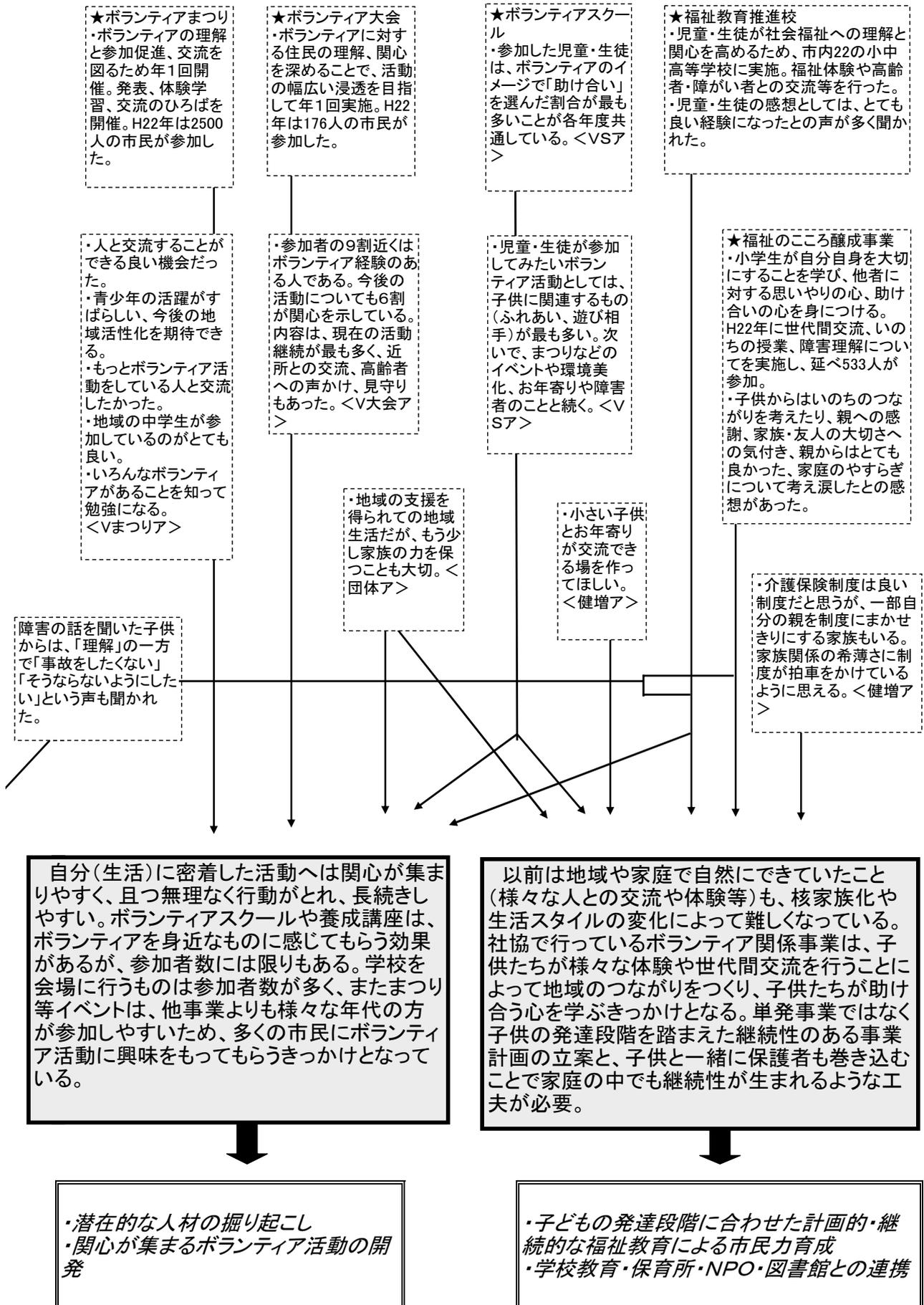
「協働」は大事であるが、住民には言葉すら浸透していない。「協働」「ノーマライゼーション」について、住民が関心をもち、他人事ではなく自分のこととして考えられるよう、情報発信と共に、具体的に自分たちはどのようなことを行っていくのか知ってもらう(考えてもらう)機会の提供が必要となる。その際、情報の発信が住民の不要な不安をあおる等の副作用の出ないように注意が必要。

## (3) 気付いたこと

- ・ボランティア実践者への支援
- ・潜在的な人材の掘り起こし
- ・循環型の支援(誰もが支え、支えられる)
- ・男性(特に子育て世代)のボランティアが少ない

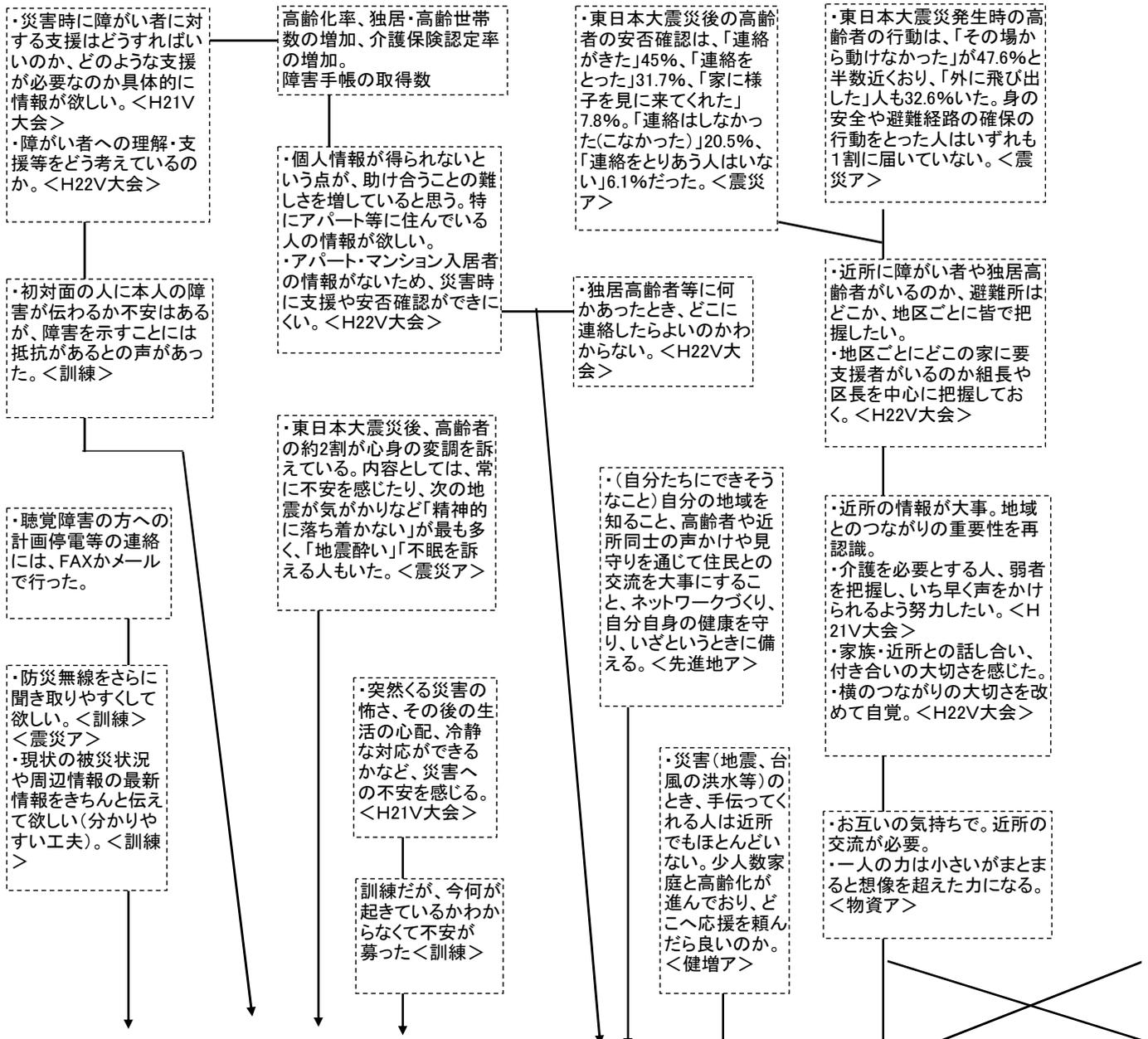
- ・「協働」「ノーマライゼーション」の町づくりへの意識付け
- ・ボランティア同士の横のつながりが不十分
- ・ボランティアの情報共有・交換できる場所の必要性

注意) 下記データの★印は事業名、< >内はアンケートの略称



# ★関連図③・・・災害対応

## (1) 参考資料やアンケート等からのデータ、住民の声



## (2) 関連図からみえること

情報不足が不安をあおり、心身への影響を増強させたり、被害を大きくする。高齢者や障がい者は情報を得にくい状況にあるため、正しい情報が入る仕組みづくりが必要。

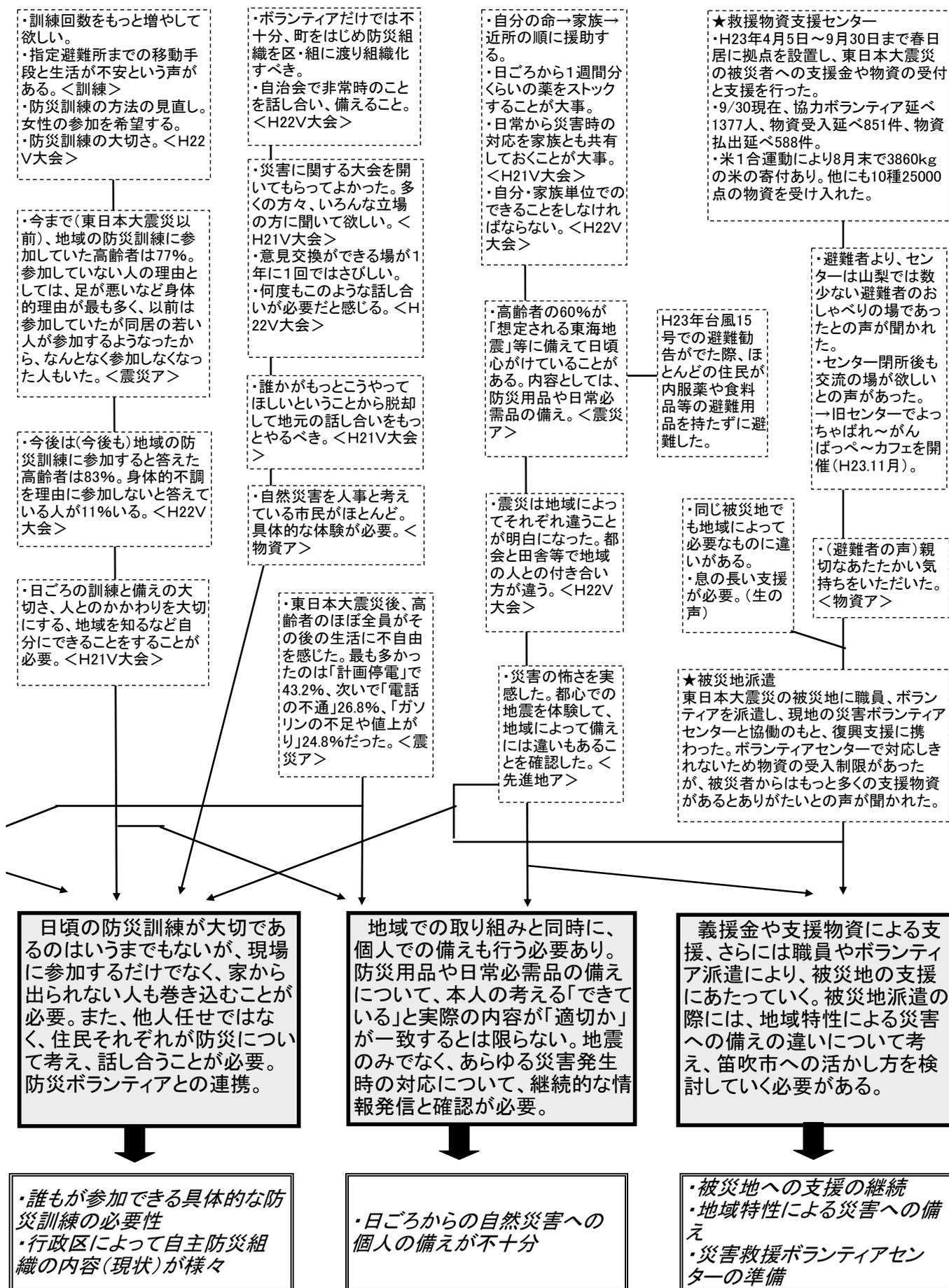
隣近所とのつながりが減災となるが、個人情報の不足、近所と深い付き合いを望まない人たちもいるため、昔ながらの地域を作るのか、目的型の地域を作るのかは地域特性にあわせ相談が必要。当事者は、周囲へ疾患や障害等の個人情報を伝えることの抵抗感もあるため、どのような伝え方をしていくのか検討が必要。

## (3) 気付いたこと

・誰にでも正しい情報がすぐに伝わる仕組みづくり

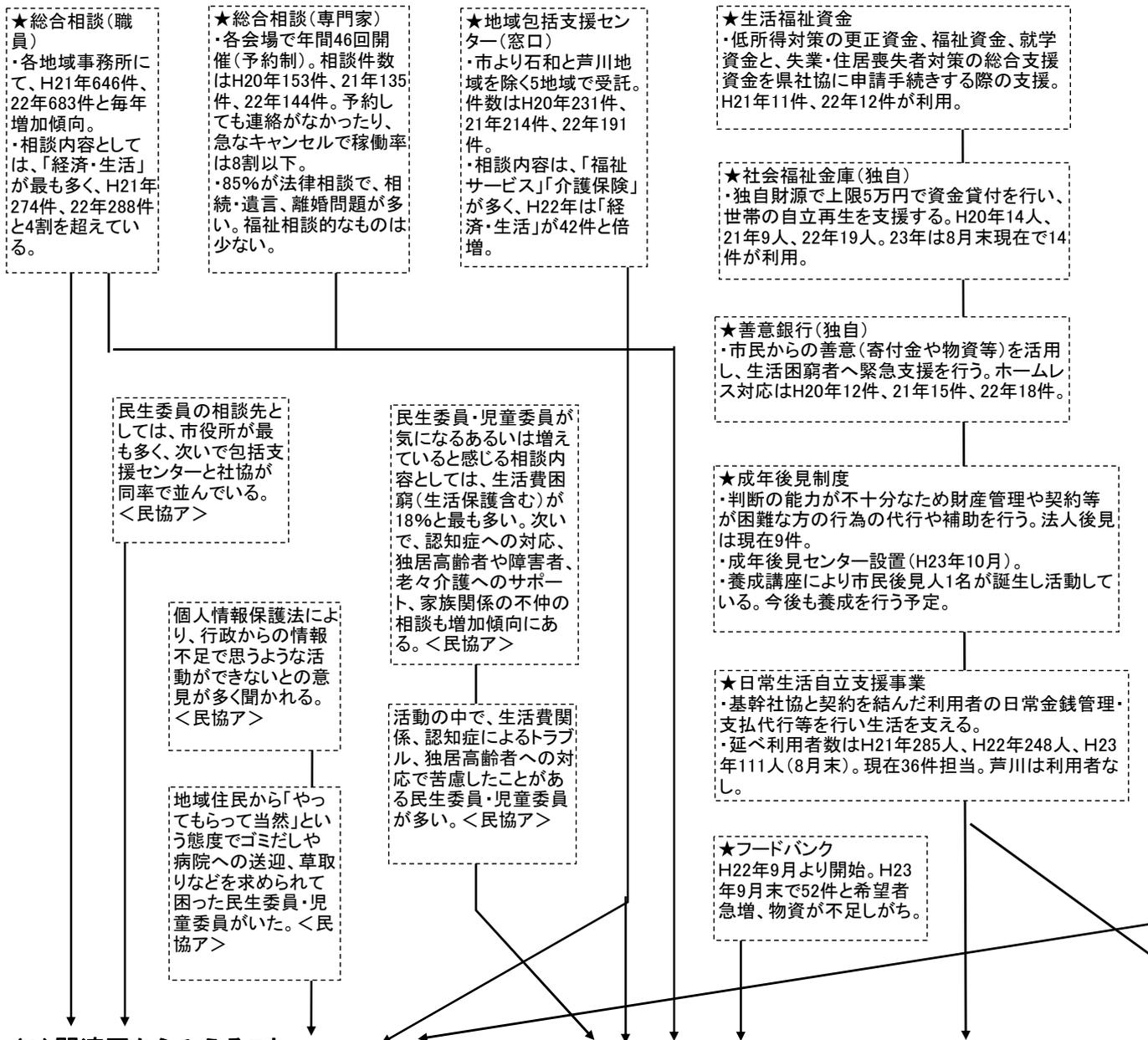
・地域特性に合わせた助け合える地域の仕組みづくり

注意) 下記データの★印は事業名、< >内はアンケートの略称



# ★関連図④・・・相談

## (1) 参考資料やアンケート等からのデータ、住民の声



## (2) 関連図からみえること

様々な分野の相談支援を行っており、最も住民に寄り添っている民生委員・児童委員の相談先としても機能していることから、社協は地域の身近な相談窓口であり、職員資質の向上と連携が求められている。  
 民生委員等地域の相談者は、過度の支援の要求を受けることが負担となる場合があるため、サポートが必要。

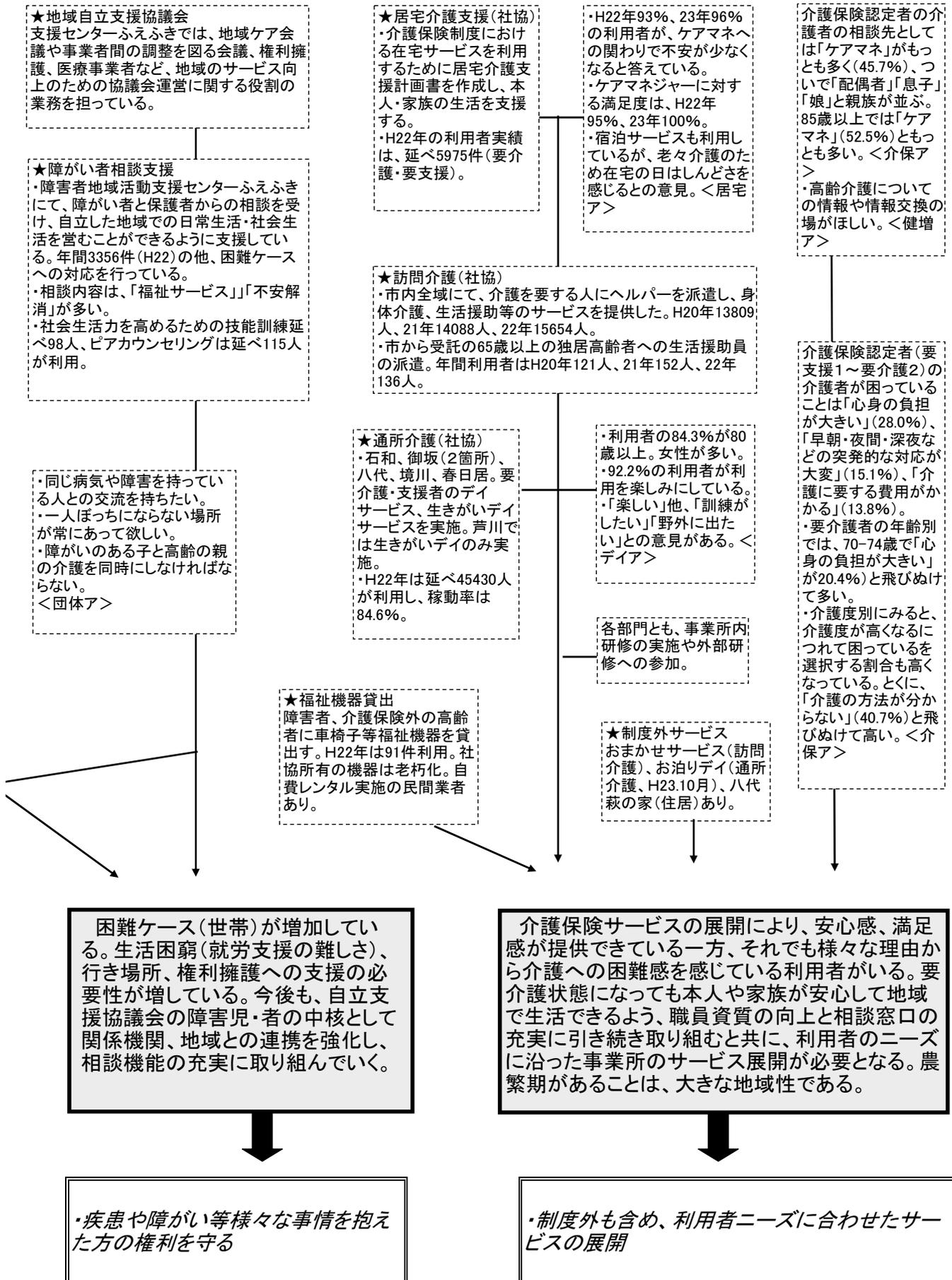
生活費など経済面での相談の増加が目立つ。相談内容の変化やフードバンク問い合わせから、経済的に困窮し、衣食住がままならない人も増加している。また、総合相談は弁護士・司法書士への金銭問題、離婚問題も増加している。専門知識を要する相談は、家族や近所を超えて専門家に依頼する傾向にある。

## (3) 気付いたこと

- ・相談窓口充実と関係機関との連携
- ・職員の相談対応能力の向上

- ・生活困窮者(世帯)の生活の建て直しへの支援

注意) 下記データの★印は事業名、< >内はアンケートの略称



## 関連図からの気付いたことのまとめ

関連図から気付いたこと		課題				
		1	2	3	4	5
1	<地域づくり> 「自分の地域への関心」「地域のつながり」が弱くなっている	●		●		
2	<地域づくり> 家族力の低下	●	●			
3	<地域づくり> 芦川の深刻な過疎化・高齢化		●	●		
4	<地域づくり> 「行政・社協・市民が何ができるかを考える協働」「ノーマライゼーション」の町づくりへの意識付け	●			●	
5	<地域づくり> 行政・地域・社協内でそれぞれの横のつながりが弱い	●	●			
6	<地域づくり> 声を上げられない人の意見を聞く	●		●	●	●
7	<地域づくり> 地域の自立を促進する世代への支援		●			
8	<地域づくり> 情報の共有化の必要性				●	
9	<地域づくり> 社協活動への理解が不十分				●	●
10	<地域づくり> 福祉活動団体の再活性化	●				
11	<地域づくり> NPOとのゆるやかな連携	●	●			
12	<福祉教育> ボランティア実践者への支援		●	●		
13	<福祉教育> 潜在的な人材の掘り起こし		●	●	●	
14	<福祉教育> 循環型の支援(誰もが支え、支えられる)	●	●			
15	<福祉教育> 男性(特に子育て世代)のボランティアが少ない		●			
16	<福祉教育> 「協働」「ノーマライゼーション」の町づくりへの意識付け		●			
17	<福祉教育> ボランティア同士の横のつながりが不十分		●		●	
18	<福祉教育> ボランティアの情報共有・交換できる場所の必要性		●			
19	<福祉教育> 関心があつまるボランティア活動の開発		●			
20	<福祉教育> 子どもの発達段階に合わせた計画的・継続的な福祉教育による市民力育成	●	●			
21	<福祉教育> 学校教育・保育所・NPO・図書館との連携	●	●			
22	<災害対応> 誰にでも正しい情報がすぐに伝わる仕組みづくり			●	●	
23	<災害対応> 地域特性に合わせた助け合える地域の仕組みづくり	●		●		
24	<災害対応> 誰もが参加できる具体的な防災訓練の必要性	●		●		
25	<災害対応> 行政区によって自主防災組織の内容(現状)が様々	●		●		
26	<災害対応> 日ごろからの災害への個人の備えが不十分			●		
27	<災害対応> 被災地への支援の継続			●		
28	<災害対応> 地域特性による災害への備え			●		
29	<災害対応> 災害救援ボランティアセンターの準備		●	●		
30	<相談> 相談窓口充実と関係機関との連携					●
31	<相談> 職員の相談対応能力の向上					●
32	<相談> 生活困窮者(世帯)の生活の建て直しへの支援					●
33	<相談> 疾患や障がい等様々な事情を抱えた方の権利を守る					●
34	<相談> 制度外サービスも含め、利用者ニーズに合わせたサービスの展開	●				●

● 4つの関連図（整理）から導き出された課題



＜笛吹市の課題＞

1. 人と人とのつながりを強めよう（絆の強化）
2. 誰もが互いに支え合える社会の実現を目指そう
3. 災害（非常事態）がおきても対応できる仕組みを整えよう
4. 情報の共有と組織間の連携を強めよう
5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう（コミュニティーソーシャルワークの推進）

関連図の作成作業で情報を整理するなかで、「地域づくり」「福祉教育」「災害対応」「相談」の4部門は単独で存在しているわけではなく、それぞれが深く関係し合っていることがわかりました。社協内でのワーキング及び策定委員会で関連図を検討した結果、課題を抽出する上で大きなヒントになるであろう「気付き」が合計34個あがりました。この「気付き」についてカテゴリー別に分類すると、それぞれの「気付き」も分野を超えて互いに関係し合っていることが確認でき、上記の5つの課題がわかりました。＜※「関連図からの気付いたことのまとめ」P26参照＞



### 3. 笛吹市の地域の課題

ここでは、5つの課題それぞれについて整理と具体的な取り組み目標を示します。

#### 【課題1】人と人とのつながりを強めよう(絆の強化)

各種アンケートからは、住民自身が「地域への関心が薄れている」「つながりが弱くなっている」と実感していることが伺える記述が多くありました。また、「家族力の低下」を危惧している意見も聞かれました。このことから、多くの住民が人と人とのつながりの大切さを意識しているということがわかりました。

しかし、同時に、昔の隣近所で助け合って生活していた時代とは異なり、価値観が多様化し、場所によっては隣の人に関心がなかったり、普段は深い付き合いを望まない人も増えていることも事実です。行政や住民が共に地域を作るという考え方ではなく、「行政や関係機関が行うもの」「自分には関係がない」と他人事としてとらえている人が多いこともわかりました。

人と人との交流は強制されてするものではありませんが、人間はひとりでは社会生活を営むことはできません。隣近所だけではなく、趣味や子育て等同じ目的をもった仲間とつながることも大切です。地域の特性に合わせてながら、「絆のある」社会を目指す必要があると言えます。

#### 【課題2】誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう

様々な場面で「協働」という言葉を耳にしますが、笛吹市の市民協働アンケートからは「はじめて聞いた」「言葉になじめない」と、言葉すら浸透していないことがわかりました。難しいことのように聞こえますが、目的に向かって「協力」し合い、共に「働く（行動する）」と考えればわかりやすいと思います。

ボランティアは特別なことではなく、年齢や男女の別、疾患や障がいの有無ではなく、自分の得意なことを活かすことであり、誰もができることだと思います。状況に応じて、誰もが支える側にも、支えられる側にもなれる社会（＝循環型社会）は、まさに安心して暮らせる社会と言えるのではないのでしょうか。

各種アンケートからは、現在ボランティアを行っている人は「自分ができる限りは続けたい」と考えている方が多いこと、個々のボランティアは活躍していても横のつながりが弱いこともわかりました。ボランティア実践者の情報を再整理し、支援を継続していくことが必要となります。

また、これからボランティアを始めようという方からは、興味はあるが「場所がない」「どう行動していいかわからない」という声が多く聞かれました。社協のボランティア登録数は5年間を通してほぼ横ばいですが、東日本大震災後、社協には多くの住民の方からボランティアの問い合わせがあり、地域の中にはボランティア人材が多く潜在していることがわかりました。次世代を担う子ども、子育て世代、現役世代、たくさんの知恵と経験を持ち合わせている高齢者世代、置かれている状態に合わせたボランティアのニーズを把握し、コーディネート（調整）を行っていく必要があると言えます。

### 【課題3】災害（非常事態）がおきても対応できる仕組みを整えよう

社協では、行政や防災・災害ボランティアと連絡をとりながら、広報誌の配布などの広報活動を行ったり、ボランティア大会で講演及びグループワーク等で知識の普及啓発に努めてきました。また、要援護者のための福祉避難所設置等の防災訓練も行いました。第1次活動計画の策定時にも、作業部会で防災や防犯が話し合われ、高齢者や障がい児・者、子供や妊婦等の要援護者に対する支援の重要性が指摘されていました。

平成23年3月11日の東日本大震災後、社協で実施した「高齢者に対するアンケート」でわかったことは、震災直後に身の安全や避難経路の確保の行動をとった人はいずれも1割に満たなかったこと、震災後に誰とも安否確認をしなかった方が約3割でした。大震災の体験後は、住民の防災への意識が変わり、ほぼ6割の高齢者が東海地震に備えて準備をしているというのです。

しかし、芦川町では、平成23年の台風15号で避難勧告が出た際、自分の食料や薬を持たず手ぶらで避難した人が多かったとのことで、実際の行動に移せる段階まで至っていないのが現状です。

東日本大震災後、笛吹市にも多くの方が避難してきました。被災地や避難してきた方への支援を通し、改めて自分たちのできることは何か考えました。救援物資支援センターでは、多くの市民ボランティアの協力のもと物資の収集・整理にあたり、提供することができたと共に、避難者の方の交流の場としての機能を果たすこともできました。被災地でのヘドロ除去のボランティアや、岩手県釜石のボランティアセンター運営に、2名の社協職員を派遣し、被災時の社協の役割について再認識しました。

災害時には、地域性や年齢によって、備えなければならない物の違いや、システムの違いについても考えていくことが必要です。そこで、行政、防災・災害時ボランティア及び住民と協働で、非常事態に対応できる、個人・地域を目指す必要があると言えます。



#### **【課題4】情報の共有と組織間の連携を強めよう**

4つの部門それぞれを整理していくなかで、個人情報を含む「情報」の取り扱いが共通の課題でした。各種アンケートからは、個人情報保護法により必要な情報が手に入らず、ボランティア活動、地域活動がやりにくいという多くの声が聞かれました。個人情報について、保護という観点から適切な管理が必要ですが、何の情報をどの範囲で守るのか、その基準について検討を行う必要があります。また、個人情報だけにとらわれず、地域の人や建物等の資源も重要な情報です。策定委員会では、「行政・地域・社協でそれぞれ横のつながりが不十分」だと組織間の連携へのご指摘もいただきました。

また、関連図からは、「住民と行政のつなぎ役として重要」という意見もある一方、民生・児童委員や福祉団体関係者、事業参加者等、日頃から社協と関わりを持っている人からも「社協と行政の区別がわからない」「もっと広報をすべき」との意見もいただきました。住民と共に地域の問題解決に向けた活動を行う団体である社協の理解が不十分であると言えます。現在、広報誌の発行の他、チラシの回覧や配布、ホームページのリニューアル等により情報発信を行っています。また、各行政区の地域活動・生活関連情報などの情報発信も行い、社協の役割の周知とともに、地域情報の発信を積極的にすすめていくことが求められています。

#### **【課題5】困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう（コミュニティーソーシャルワークの推進）**

社協は、地域の身近な相談窓口として、高齢者、障がい児・者、生活困窮者の相談の他、法律の専門家による相談のコーディネートなど多くの相談をお受けしています。社協で実施した民生・児童委員アンケート（平成22年12月）では、困ったときの相談場所として、行政に続き、地域包括支援センターと同率2位という結果をいただき、民生・児童委員にとっては、社協が地域の身近な相談窓口であることを認識していただいています。東日本大震災後、生活困窮などの相談が急増しています。衣食住がままならない人も多く、フードバンク（食料支援）の利用や社協独自の貸付制度を利用する人も増えています。また、経済、介護、子育てなどの重複した問題を抱えている家族も増えています。そこで、一人ひとりの相談に視点を置き、家族全体、ひいては地域の生活者としての問題把握と、解決に向けた取り組み（コミュニティーソーシャルワーク）が重要となってきました。社協内では、各部署が情報の共有を行い、社協として何ができるのかを考えます。

さらに、地域住民、ボランティア、区役員、民生児童委員、行政関係（地域包括支援センター・学校・警察・消防等）、障害者地域活動支援センターなどの関係者がチームとなって関わることで、制度（フォーマル）の活用と、新たな住民主体の支援（インフォーマルサービス）の体制を整え、問題の解決に向けて取り組み、誰もが、地域の中で必要な支援が届き安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

## 4. 取り組み目標

スローガン『こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる 幸せあふれるまちづくり』を目指すためには、関連図からわかった5つの課題（前項参照）を解決するための具体的な行動を起こす必要があります。そのため、下記の7つの取り組み目標をあげ、具体的な事業の方向性を示しました。繰り返しになりますが、社協の地域福祉活動計画と行政の地域福祉計画とは連働しており、地域の方々と共に地域福祉を推進していきます。

### <課題と取り組み目標>

課 題	取 り 組 み 目 標
1. 人と人とのつながりを深めよう (絆の強化)	目標① 自分の住んでいる地域の実態を知ろう
	目標② 住民同士のつながりを強めよう
2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう	目標③ みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう
	目標④ 命を大切にする、他者を思いやる心を育てよう
3. 災害（非常事態）がおきても対応できる仕組みを整えよう	目標⑤ 災害等に対応できる個人・地域を目指そう
4. 情報の共有と組織間の連携を強めよう	目標⑥ 必要な地域の情報がすぐ手に入る仕組みをつくろう
5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう（コミュニティソーシャルワークの推進）	目標⑦ 身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう



目標の解決に向かったの取り組みは、単純に社協がこれまで行ってきた事業や取り組みを継続するものではなく、必要性（地域の方々のニーズ）や優先度を考えて新規事業を立ち上げたり、継続事業の内容の変更、あるいは縮小・廃止を検討する必要があります。

また、同時に、「社協が行うこと」だけではなく、地域の皆さま「一人ひとりが行うこと」、「行政が行うこと」を整理し、それぞれが自分の役割に向かって、協働する必要があります。社協内のワーキングに加え、住民代表の方や行政関係者を含めた拡大ワーキングで、具体的なアイデアを提案していただき、それらを参考にしながら、検討を行いました。

## 課題1 人と人とのつながりを強めよう

### 目標① 自分の住んでいる地域の実態を知ろう

地域づくりの第一歩は、自分の住んでいる地域について関心を持って「知る」ことです。地域に出向いて様々な人と接するときには、声をあげることのできない人の意見や、潜在的な問題等を見つげられるよう、一人ひとりがアンテナを高く張ることが大切となります。日々の生活や活動の中で得た情報について、社協からも様々な事業を通じて地域情報の発信を行いますので、地域の皆さまにも、ご自分の住んでいる地域への関心を深めていただければと思っています。

地域には、大きく分けて「つながりを持ちたい人」「つながり方が分からない人」「つながりを持ちたくない人」がいます。情報社会である現代、多くの情報の中から自分に必要なものを選択していくことは大変な作業です。方法を工夫し、わかりやすい情報の発信を行う必要があります。いつでも情報が手に入る状態であることは、現在つながりを望まない人に対しても、必要なときにすぐに関わりを持つことができるため、有効な方法と考えます。

#### ●一人ひとりが行うこと

- ・ 市や社協からのお知らせ（広報や放送等）に注意して目を向けます。
- ・ 地域の行事や催し、市や社協の事業に可能な限り参加します。
- ・ 近所の人や知人にも行事への参加を呼びかけます。
- ・ あいさつや声かけを行い、近所の人と顔見知りになります。

#### ●行政が行うこと

- ・ 行政や市内の地域活動の情報を、笛吹市広報紙やホームページの他、よっちゃばるネット、ふえふき観光ナビなどのポータルサイトを通じて発信します。

#### ●社協が行うこと

##### <重点取り組み>

**住民自身が「自分の地域を知る」ための地域情報を提供します。**

##### <取り組み内容>

- ・ 地域情報の収集・整理をすすめます。
- ・ 各種機会を利用して、社協が得た地域情報やアンケート結果等を地域の方々にかえしていきます。
- ・ 住民自身が「自分の地域を知る」機会を提供します。

##### <主な事業> ※事業の詳細はP 4 9～5 0 参照

- \* 地域情報の整理と活用
- \* 見守りネットの構築
- ・ 地域福祉活動推進
- ・ サロン活動推進



## 目標② 住民同士のつながりを強めよう

世代間や同じ状況にある方々等、住民が交流できる機会を引き続き提供することで、住民のつながりを深めることができますようにします。また、地区のお祭りや交流事業など、皆さまからお預かりした社協会費等を活用しながら、必要に応じて相談・提案をすることにより、現在地域にある行事が継続できるようお手伝いいたします。これらの活動を通し、誰かとつながりのもてる（＝ネットワークのある）地域づくりを目指します。

### ●一人ひとりが行うこと

- ・ 地域の行事や催し、市や社協の事業に可能な限り参加します。
- ・ 近所の人や知人にも行事への参加を呼びかけます。
- ・ あいさつや声かけを行い、近所の人と顔見知りになります。
- ・ 仲間を募り、地域の事業を企画します。

### ●行政が行うこと

- ・ 行政区の支援や公民館活動を支援します。

### ●社協が行うこと

#### <重点取り組み>

**各地域行事の継続を応援し、行事や事業を通してネットワークを強化します。**



#### <取り組み内容>

- ・ 住民交流の場と情報を提供します。
- ・ 各地域で続いている行事の継続を応援します。
- ・ 行事や事業を通して声かけなどのネットワークを強化します。

#### <主な事業> ※事業の詳細はP 5 1～5 5 参照

- \* ふれあい交流事業
  - ・ 一人暮らし高齢者交流
  - ・ 世代間交流
  - ・ ひとり親外出事業
  - ・ 1地区1良いところ事業
- \* 笛吹市介護予防事業（やってみるじゃん）
  - ・ 地域開催・体操講座
  - ・ 協力員養成講座
  - ・ 協力員フォローアップ講座
- \* 地域福祉助成金事業
- \* 福祉活動団体支援
  - ・ 笛吹市老人クラブ連合会
  - ・ 笛吹市障害者連合福祉会
  - ・ 笛吹市障害者団体連絡協議会

## 課題2 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう

### 目標③ みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう

誰もが支える側にも、支えられる側にもなれる循環型の社会を実現するためには、一人でも多くの人にボランティアに興味・関心を持ってもらえるような情報の発信と働きかけが必要となります。そのためには、現在活動しているボランティア（団体・個人）の情報を整理し、傾向やニーズ分析を適切に行う必要があります。その上で、すで実践している方への支援を行うと共に、高齢者や障がい者、子育て世代、子供、男性など年代や性別を超えた住民が参加できるボランティア（誰もが支える側にもなれる機会）を創造していきます。

拡大ワーキングで、住民代表・市役所関係者からもボランティアの活動拠点の整備を望む声がありました。情報提供やコーディネート等を強化するためにも、場所や職員・ボランティア体制等の検討を行い、拠点（活動場所）の整備に向けた取り組みを行います。

#### ●一人ひとりが行うこと

- ・ 困っている人を見かけたら声をかけます。
- ・ 様々な福祉活動の事業について、情報を仲間に伝え誘い合って積極的に参加します。
- ・ 取り組みたい福祉活動やボランティアがあったら提案します。

#### ●行政が行うこと

- ・ 住民が主体となって取り組む活動を促進するためNPOや住民活動を支援します。

#### ●社協が行うこと

##### <重点取り組み>

**ボランティア・コーディネートを強化し、  
新たなニーズの発見や活動の場所の確保に努めます。**



##### <取り組み内容>

- ・ ボランティア・NPO・自主活動グループ等の情報収集と分析を行います。
- ・ ボランティアの分野（目的）別の養成と継続研修を実施します。
- ・ ボランティアニーズを把握し、需要と供給のマッチングを行います。
- ・ ボランティア実践の場の開発と情報発信を行います。
- ・ ボランティアに興味・関心を持ってもらえるような普及啓発を行います。

##### <主な事業> ※事業の詳細はP56～59参照

- \* ボランティア活動支援                      \* 笛吹市ボランティアまつり
- \* ボランティア大会                            \* ボランティアの養成
- \* 福祉養成講座    ・ヘルパー2級・手話奉仕員・朗読奉仕員・住民後見人

## 目標④ 命を大切にす、他者を思いやる心を育てよう

地域で暮らす人は、生活様式や考え方など十人十色ですが、全ての人に共通していえる「命の大切さを学ぶ」ことは、重要なことです。年代や状況など人生の段階で、学ぶ方法や内容は少しずつ異なるため、それぞれに合わせたふくしの心の醸成プログラムを検討していく必要があります。また、これからの時代を支える子供に、学校や保育所、行政と連携しながら、さらにNPO等の協力も得ながら、他人を思いやる心、命の大切さ、ノーマライゼーションの考え、博愛精神などの福祉教育を行っていきます。事業が単発とならず、家庭の中でも継続性を持てるように、保護者も巻き込んだ展開も目指します。

### ●一人ひとりが行うこと

- ・ 自分の命を大切にすると共に、健康づくりに取り組みます。
- ・ 家族や友達、動植物など全ての命を大切にします。
- ・ 取り組みたいあるいは興味のある福祉活動やボランティアがあったら提案します。



### ●行政が行うこと

- ・ 行政機関とNPO等の各種団体の連携、協働の取り組みをすすめます。

### ●社協が行うこと

#### <重点取り組み>

**ライフステージ（人生の各段階）に合わせたプログラムを検討・実施します。**

#### <取り組み内容>

- ・ ライフステージに合わせたプログラム、親子参加型のプログラムを検討・実施します。
- ・ 学校・保育所・行政と連携します。
- ・ NPO等とゆるやかに連携する。

#### <主な事業> ※事業の詳細はP 60～61 参照

\* 福祉のこころ醸成事業（ふえふき・ふくし学びのひろば）

- ・ 福祉学習プログラム作成
- ・ 福祉教育推進校
- ・ ボランティアスクール



### **課題3 災害（非常事態）が起きても対応できる仕組みを整えよう**

#### **目標⑤ 災害等に対応できる個人・地域を目指そう**

東日本大震災後、以前より人々の防災への意識は高まりましたが、正しい知識や備えの有無、安全な行動がとれるかは不安が強く残っています。被災地派遣での体験を活かし、行政や防災・災害ボランティアと協力して防災知識の普及啓発に力を入れていきます。また、社協が関わっていて災害時要援護者になる可能性がある方について、社協内で情報の一元化ができるよう、整理をすすめます。

災害時、社協では市から要請を受け、ボランティアの調整や物資の受入れ等を行う「災害救援ボランティアセンター」を運営する役割を担っています。全国からの善意を無駄にしないよう、住民の皆さまが不自由を感じる時間を少しでも短くできるよう、平常時からその役割を意識した準備を行います。

#### **●一人ひとりが行うこと**

- ・ 日ごろから災害関連のニュースに関心を持ち、家族で話し合います。
- ・ 災害への備え「最低3日間の飲食料や薬、日常生活品」を準備します。
- ・ 防災訓練に参加します。
- ・ 災害時に援護が必要な場合は、要援護者台帳に区長や市役所に登録します。また、知人にも登録するようにすすめます。
- ・ 組や近所の人と、可能な限り声をかけあい、顔見知りになります。

#### **●行政が行うこと**

- ・ 防災意識の啓発に努め、ハザードマップや災害時避難所など行政施策情報を住民に判りやすく発信を行います。

#### **●社協が行うこと**

##### **<重点取り組み>**

**行政・防災・災害ボランティアと共に防災知識の普及啓発、災害への備えの提案等を行います。**



##### **<取り組み内容>**

- ・ 行政、防災・災害ボランティアと共に減災への取り組みを行います（防災知識の普及啓発、災害への備えの提案）。
- ・ 要支援者について、情報を整理します。
- ・ 災害救援ボランティアセンターの円滑な運営のため、平常時より準備を行います。

**<主な事業>** ※事業の詳細はP 6 2 参照      \* 災害対応関連事業

## 課題4 情報の共有と組織間の連携を強めよう

### 目標⑥ 必要な地域の情報がすぐ手に入る仕組みをつくろう

様々な場面で個人情報の規制が厳しく活動がしにくいという声を耳にします。社協でも活動のなかで不自由を感じることもあります。まずは、社協で関わっている方について、情報を整理して内部で一元化します。その上で、守るべき情報とは何を指すのか、どのように管理するのか、まずは社協内でのガイドラインを整備し、行政など協議し、相談や支援で必要性がある場合に情報をご提供できるようなシステムづくりを目指します。

ご相談や問い合わせを受けた際、地区情報や地域資源について、すぐに正確な情報を提供できるよう、情報の収集と整理をすすめていきます。また、一人でも多くの住民に社協活動をご理解いただくため、広報誌やホームページ等の活用や、各事業での関わりを通じ、周知または広報活動にも力を入れていきます。

#### ●一人ひとりが行うこと

- ・ 地域の方々として気付いたこと等、自分からも地域の情報を発信します。
- ・ 市や社協などからのお知らせ（広報や放送等）に注意して目を向けます。
- ・ 地域の行事や催し、市や社協の事業に可能な限り参加します。

#### ●行政が行うこと

- ・ 個人情報保護について、住民の理解と協力により、活用を検討し、周知します。
- ・ 協働の取り組みの中で災害弱者への情報伝達の仕組みづくりを行います。
- ・ 住民活動ポータルサイトなどの活用を促進します。

#### ●社協が行うこと

##### <重点取り組み>

**安心と安全を守るための情報提供の役割を意識し、機能を強化します。**

##### <取り組み内容>

- ・ 地区情報・地域資源について情報の収集・整理、発信を強化します。
- ・ 広報誌やホームページを活用し、社協活動の情報発信を強化します。
- ・ 社協が関わる支援ケースについて情報を整理し、内部で一元化します。
- ・ 行政等関係機関と個人情報の開示のシステムづくりについて検討します。
- ・ 社協で関わる全ての事業で情報収集、情報周知を行います。

##### <主な事業> ※事業の詳細はP 6 3 参照

- \* 広報誌発行・ホームページ
- \* 社会福祉大会
- \* 地域づくり・福祉教育・災害対応・相談のすべての事業を含む



## 課題5 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう

### 目標⑦ 身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

身近な場所に相談場所があることは、住民の安心感につながります。特に、車の運転ができない、足が悪い等交通手段のない方にとっては切実な願いでもあります。どの職員に相談をいただいても対応ができるよう、社協職員の質の維持・向上とともに、関係機関と情報の共有化に取り組みます。

地域の中には、既存の制度からは外れてしまうが、日常の生活で様々な困りごとを抱えている人も多くいます。介護関係での利用者ニーズや地域の実態から、制度外のサービスの必要性とその内容について、社協内の部署を超えて検討する機会を設けます。

#### ●一人ひとりが行うこと

- ・ 困ったことがあっても、一人で抱え込まないようにします。
- ・ 困った人がいたらそのままにせず、声をかけたり、民生・児童委員等へ相談します（つながります）。
- ・ 様々なサービスについて、内容を理解した上で、家族や関係者に相談しながら自分にあったものを選びます。

#### ●行政が行うこと

- ・ 地域包括支援センター、障害者地域活動支援センターのあり方や保健福祉に関する総合相談窓口の設置を検討し、相談しやすい行政窓口を目指します。

#### ●社協が行うこと

##### <重点取り組み>

**相談しやすい雰囲気づくりと共に、全職員が相談に対応できるよう能力の維持・向上に努めます。**

**「生活のしづらさ」を抱えた人に対し、関係機関と連携しながら支援を行います。**

##### <取り組み内容>

- ・ 地域の相談場所の情報を発信します。
- ・ 学習会の実施により、職員資質の向上に取り組みます。
- ・ 相談事例、支援ケースについて、社協内にある情報を集約します。
- ・ 社協内での地域ごとのケース会議を行い、情報の共有化に取り組みます。
- ・ 各関係機関と連携し、問題の解決に取り組みます。
- ・ 成年後見センターの運営を通し、権利擁護に取り組みます。
- ・ 制度外サービスの必要性とその内容について検討します。



<主な事業> ※事業の詳細はP 6 4～7 9 参照

- \* 相談ケースの情報整理と共有
- \* 総合相談
  - ・職員相談
  - ・専門相談
- \* 地域包括障害者地域活動支援センター窓口業務（御坂・一宮・八代・境川・芦川）
- \* 生活福祉資金
- \* 独自事業
  - ・社会福祉金庫
  - ・善意銀行（法外援護）
  - ・福祉機器リサイクル
  - ・緊急通報体制整備（八代）
  - ・八代萩の家（社協から NPO に委託）
- \* 日常生活自立支援事業
- \* 地域活動障害者地域活動支援センター I 型
  - ・基礎事業（通所）
  - ・強化事業（連携強化、退院促進）
- \* 精神障がい者デイケア
- \* 障がい者地域生活支援事業
- \* 地域活動障害者地域活動支援センターⅢ型（作業所）
- \* 障がい者相談支援事業
- \* 特別相談支援事業
- \* 成年後見制度利用支援事業
- \* 後見センターふえふき
- \* 障害者自立支援給付認定調査
- \* 居宅介護支援事業所
- \* 訪問介護事業
  - ・介護保険・介護予防訪問介護
  - ・高齢者生活援助員派遣
  - ・社会参加支援事業
  - ・障がい者自立支援給付
- \* 通所介護支援事業
  - ・介護保険・介護予防通所介護 6 箇所
  - ・生きがいデイサービス
  - ・身体障害者相互利用
- \* 制度外サービス
  - ・おまかせあんしんサービス
  - ・お泊りデイサービス



● 「障害者地域活動障害者地域活動支援センター」について

笛吹市社協には、地域の障がい者等の自立と社会参加を促進し、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するための専門支援機関「障害者地域活動障害者地域活動支援センター」があります。障がい者関連の事業については、『笛吹市障害者基本計画』・『笛吹市障害者福祉計画』に基づいた事業計画と実施を行っています。

# 笛吹市地域福祉活動計画

## 第2次



行政

社協

笛吹市地域福祉計画

地域福祉活動計画

連動

安心して暮らせる 幸せあふれるまちづくり

基本理念（スローガン）

地域づくり

福祉教育

災害対応

相談

<課題>

①人と人とのつながりを強めよう

②誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう

③災害（非常事態）に起きても対応できる仕組みを整えよう

④情報の共有と組織間の連携を強めよう

⑤困ったときの相談場所があり、必要に応じて受けられる体制を整えよう

<取り組み目標>

①自分の住んでいる地域の実態を知ろう

②住民同士のつながりを深めよう

③みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう

④命を大切にす、他者を思いやる心を育てよう

⑤災害等に対応できる個人・地域を目指そう

⑥必要な地域の情報がすぐ手に入る仕組みをつくろう

⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

<重点取り組み>

●住民自身が「自分の地域を知る」ための地域情報を提供する。

●各地域行事の継続を応援し、行事や事業を通してネットワークを強化する。

●ボランティア・コーディネートを強化し、新たなニーズの発見や活動の場所の確保に努める。

●ライフステージ（人生の各段階）に合わせたプログラムを検討・実施する。

●行政・防災・災害ボランティアと共に防災知識の普及啓発、防災への備えの提案等を行う。

●安心と安全を守るための情報提供の役割を意識し、機能を強化する。

●相談しやすい雰囲気づくりと共に、全職員が相談に対応できるよう能力の維持・向上に努める。

●「生活のしづらさ」を抱えた人に対し、関係機関と連携しながら支援を行う。

具体的な行動計画を示したものです。

(平成24年度～平成28年度)

<取り組み内容>

<期待される成果(評価)>

- ・地域情報の収集・整理の継続。
- ・各種機会を利用して、社協が得た地域情報やアンケート結果等の住民への還元。
- ・住民自身が「自分の地域を知る」機会の提供。

- 住民が地域に関心をもち、互いに隣近所のことを気にかけてあうことができる。

評価:社協の持っている情報の提供回数

- ・住民交流の場と情報の提供。
- ・各地域で続いている行事の継続を応援。
- ・行事や事業を通しての声かけ等ネットワークの強化。

- 住民が地域行事や各種事業に参加して地域での交流ができる。

評価:助成金事業の活用数、事業回数・

参加者数、参加しない人への関わり数

- ・ボランティア・NPO・自主活動グループ等の情報集約と分析。
- ・ボランティアの分野(目的)別の養成と継続研修の実施。
- ・ボランティアニーズの把握、需要と供給のマッチング。
- ・ボランティア実践の場の開発と情報発信。
- ・住民がボランティアに興味・関心をもてる普及啓発活動。

- ボランティアの活動拠点が整備されボランティア活動が活発になる。

評価:拠点(場)の整備の有無、ボランティアの

登録者と団体数、コーディネート数

- ・ライフステージ(人生の各段階)に合わせたプログラム、親子参加型プログラムの検討・実施。
- ・学校・保育所・行政(図書館を含む)との連携。
- ・NPO等とのゆるやかな連携。

- 社協が関係機関や住民と協力して福祉教育プログラムの作成と実践ができる。

評価:プログラムの作成数・実践数

- ・行政・防災・災害ボランティアとの減災への取り組み。(防災知識の普及啓発、災害への備えの提案)
- ・要支援者についての情報整理。
- ・災害救援ボランティアセンター運営を平常時から準備。
- ・被災地・避難者への継続的な支援。

- 住民が災害への備えができる。

評価:アンケートによる非常持ち出し品や備

蓄品の整備状況・危機管理意識の認知度

- ・地区情報、地域資源の情報収集・整理、発信の強化。
- ・社協活動の情報発信の強化。(広報やホームページ)
- ・支援ケースについての情報の整理、内部での一元化。
- ・行政等、各関係機関と個人情報の開示のシステムづくりについて検討。

- 住民が必要な地域の情報を得ることができる。

評価:情報の整理と一元化の有無、個人情報の必要時開示のシステム整備の有無

- 住民の社協活動への理解が深まる

評価:ホームページのアクセス解析、認知度

- ・各地域の相談場所の情報発信。
- ・学習会の実施等による職員の質の向上。
- ・相談事例、支援ケースの情報の集約。
- ・社協内での地域ごとのケース会議、情報の共有化。
- ・各関係機関と連携して問題の解決に取り組む。
- ・成年後見センターの運営を通し、権利擁護に取り組む。
- ・制度外サービスの必要性和内容についての検討。

- 住民が気軽に相談できる場所が身近な地域にある。

評価:相談件数、民生・児童委員アンケート

- 「生活のしづらさ」を抱えた人に対し社協が関係機関と連携しての支援ができる。

評価:社協独自事業の利用者数

## 第3章 具体的な事業の展開

### 1. 具体的な事業の展開

『安心して暮らせる 幸せあふれるまちづくり』のためには、公的サービスの充実はもちろん、地域の方々自身が、**地域でおきている状態（課題）を自分たちのこととしてとらえ、具体的な行動に移すことが大切**となります。社協では、7つの目標を達成するために、住民の皆さまと共に知恵を出し合い、汗を流すため事業の展開を目指していきます。

拡大ワーキングで住民代表や行政関係者からの具体的なアイデアの提案を受け、現在行っている事業を見直し、「既存事業の継続」「縮小・廃止」「新規事業の展開」について検討を行いました。次項からの具体的な事業についてみると、「継続」事業が多く、「新規」事業が少ない印象を受けますが、これは単なる継続ではなく、ワーキングや担当者会議等での提案を既存事業の中に取り込み、統廃合や内容の変更を行っています。

#### ●住民代表・行政関係者との話し合いから事業に活かしたこと

##### （1）情報の整理と一元化

地域情報、ボランティア情報、個別支援ケースについて、社協内にある部署それぞれが持っている情報の一元化を目指します。地域情報やボランティア情報は、地域の方々に情報発信ができるよう整理方法を工夫するので、広報をみる等、自らも情報を得る努力をお願いします。

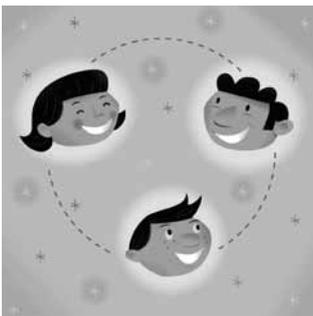
また、個別支援ケースについては、整理の工夫だけでなく、社協内で情報共有のための仕組みづくり（必要に応じてケース会議を行う等）に取り組みます。

##### （2）連携の強化

社協内での連携強化はもちろん、地域の方々や区役員、民生・児童委員、行政、各種団体、福祉関係者、NPO等、各関係機関と随時情報交換を行いながら、各種事業や支援をすすめます。

##### （3）人と人とのつながりの重要性

「すべては人とのつながりから始まり、つながりで終わる」。地域の方々からも、つながりや仲間の重要性、一人で生きていくわけではないという意見が多く聞かれました。「つながりたい」と感じたとき、そのような機会が持てるよう、社協では事業や情報発信を行います。地域の方々も、可能な限り地域の行事や催し、社協の事業へ参加することで、ふれあい・交流をし、一緒に地域の活性化を目指します。



#### (4) ボランティアの活動拠点の整備

計画策定に当たっての各種会議の他、団体アンケートでの自由記述でもボランティアの活動拠点の整備を望む声がありました。情報提供やコーディネート等を強化し、ボランティア活動を活性化させるためにも、拠点となる場所の整備に向けた取り組みを行います。

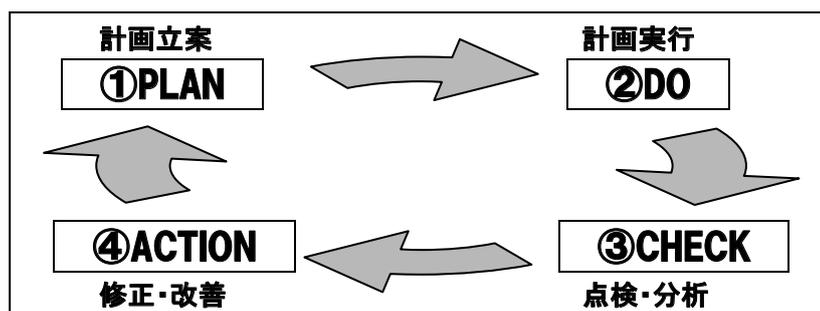
#### ●事業の評価について

具体的な事業を通じて目標が達成できたかどうか、それぞれの事業であらかじめ指標を決め、5年間を通じて評価をしていきます。

実施回数や参加者数、アンケート等、数値化できる指標を用いて客観性・一貫性のある評価を継続します。その際、年度による経年比較と共に、平成22年度実績を基準とした目標値を設定し、達成状況の評価を行います。

また、これまでも、事業参加者の満足度や感想・意見について、アンケート実施を中心に評価を行っており、今回の計画でも、地域の方々の生の声を聞く手段として非常に有効でした。そのため、さらにアンケート内容を充実させ、事業評価を行います。

※実践と評価の  
イメージ図  
(毎年実施)



#### ●介護保険部門について

笛吹市社協には、居宅介護支援、訪問介護、通所介護（市内6カ所）の介護保険事業所があります。これには、

1. 加齢や疾患等によって要介護状態になった場合も、住み慣れた地域で安心して暮らすお手伝いがしたい
2. 現状の制度から漏れていることで社協が何か手伝えることがないか検討したい
3. 事業による収益を地域づくりに還元することで地域貢献をしたい

という目的があります。地域の皆さまが必要とする支援を受けることができれば、「安心して暮らせる 幸せあふれるまちづくり」に一步近づくことができます。これからもご利用者様の声を活かした事業展開を目指します。

## 2. H24年度からの事業・業務の一覧表

※担当窓口の略称は、「総」⇒総務課、「地」⇒地域福祉課、「セ」⇒障害者地域活動支援センター、「在」⇒在宅介護支援課、「居」⇒居宅介護支援事業所を表しています。

大事業(目標)	中事業名	小事業名	財 源						窓 口	
			補助金	受託金	共同募金	会費・独自	事業収入	他		
	法人運営		●	●	●	●	●	●	総	
	社協会員の募集		/	/	/	/	/	/	総	
	赤い羽根共同募金の募集		/	/	/	/	/	/	総	
	指定管理		/	/	/	/	/	/	総	
	職員の出向及び人事交流		/	/	/	/	/	/	総	
地域づくり	実で① 態い自 をる分 知地の ろ域住 うのん	地域福祉活動計画の推進	●						全て	
		地域情報の整理と活用	●						地	
		見守りネットの構築	地域福祉活動推進	●						地
	サロン活動支援				●				地	
	② 住民 同士の つながり を 深めよう	ふれあい交流	一人暮らし高齢者交流	●		●				地
			世代間交流	●		●				地
			ひとり親外出事業	●		●	●	●		地
			1地区1良いとこ事業(7地域)	●		●	●			地
	笛吹市介護予防事業 (やってみるじゃん)	地域開催		●					地	
		体操講座		●					地	
		やってみるじゃん協力員養成講座 協力員フォローアップ講座		●					地	
	地域福祉助成金事業				●			地		
	福祉活動団体支援	笛吹市老人クラブ連合会	●						地	
		笛吹市障害者連合福祉会	●						地	
		笛吹市障害者団体連絡協議会	●						地	
福祉教育	立っ③ らし さを 体験 しよう	ボランティア活動支援 (情報提供・連絡会・研修含む)	●						地	
		笛吹市ボランティアまつり	●		●				地	
	ボランティア大会 (社会福祉大会と同日)	●						地		
	ボランティアの養成 (介護支援ボランティア シニアボランティア)		●					地		
	福祉養成講座	ヘルパー2級養成講座				●	●		地	
		手話奉仕員養成講座		●					セ	
		朗読奉仕員養成講座		●					セ	
育思す④ ている よや、 うる他 心者切 をを	新規 福祉の こころ 醸成事 業 (ふえ ふき・ ふくし 学びの ひろば)	福祉学習プログラム作成	●						地	
		福祉教育推進校 (市内小中高等学校)	●			●			地	
		ボランティアスクール	●		●				地	
災害対応	を個対⑤ 目人応 指・で そ地害 う域き るに	災害関連事業	●		●				地	

※各事業の評価については、数値化できるものはH22年度実績を基準値として設定してあります。この他、事業に応じてアンケート等による満足度や意識調査を行います。詳細は次項を参照して下さい。

小事業名（再掲）	ページ	目標値(H22年度実績を基準として設定している)		
		評価指標①	評価指標②	評価指標③
法人運営	48			
社協会員の募集	48	社協会費(総額) H22年は17,743,000円		
赤い羽根共同募金の募集	48	募金額(総額) H22年は13,644,703円		
指定管理	48			
職員の出向及び人事交流	48			
地域福祉活動計画の推進	49	各事業の評価による		
地域情報の整理と活用	49	各地域の情報シートの年度更新を行う		
地域福祉活動推進	50	連携回数 129 回	各種相談件数 4,224 件	
サロン活動支援	50	回数 1,224 回	延参加者 13,408 人	協力者 2,887 人
一人暮らし高齢者交流	51	回数 35 回	延参加者 444 人	協力者 229 人
世代間交流	51	回数 13 回	延参加者 750 人	協力者 96 人
ひとり親外出事業	52	参加世帯 87 世帯	延参加者 202 人	
1地区1良いとこ事業	52	回数 8 回	延参加者 3,107 人	
地域開催	53	回数 1,084 回	延参加者 10,976 人	協力者 2,808 人
体操講座	53	回数 229 回	延参加者 3,555 人	
やってみるじゃん協力員養成講座 ・フォローアップ講座	53	養成講座 H23年～ 12 人	フォローアップ H23年～ 12 人	
地域福祉助成金事業	54	助成対象 31 箇所		
笛吹市老人クラブ連合会	54	会員数 4,745 人	回数 125 回	延参加者 4,023 人
笛吹市障害者連合福祉会	55	会員数 279 人	回数 28 回	延参加者 359 人
笛吹市障害者団体連絡協議会	55	会員団体 5 団体		
ボランティア活動支援	56	登録(団体) 104 団体	登録(個人) 3,991 人	連絡会関係 24 回
笛吹市ボランティアまつり	57	延参加者 2,500 人		
ボランティア大会	57	延参加者 176 人		
ボランティアの養成	58	介護支援ボラ H23年～ 全3回 人	男衆ボランティア H23年～ 1・2月 人	
ヘルパー2級養成講座	58	回数 1 コース	修了者 10 人	
手話奉仕員養成講座	59	入門修了者 H21年 13 人	基礎修了者 H21年 16 人	レベルアップ修了者 12 人
朗読奉仕員養成講座	59	回数 1 コース	修了者 11 人	
福祉学習プログラム作成	60	プログラム数 ◆新規 個		
福祉教育推進校	60	対象校 21 校		
ボランティアスクール	61	延参加者 871 人		
防災関連事業	62	普及啓発 (チラシ配布、訓練 等) 2 回		



大事業(目標)	中事業名	小事業名	財 源						窓 口
			補助金	受託金	共同募金	会費・独自	事業収入	他	
つくる るす域⑥ 仕ぐの必 組手情要 みに報な を入が地	広報発行・ホームページ				●	●			全て
	社会福祉大会 (ボランティア大会と同日)					●			総
相 談  ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう	相談ケースの情報整理と共有		●						全て
	総合相談	職員相談	●						地
		専門相談		●					地
	地域包括支援センター窓口業務(御坂・一宮・八代・境川・春日居)			●					地
	生活福祉資金							●	地
	独自事業	社会福祉金庫					●		地
		善意銀行(法外援護)					●		地
		福祉機器リサイクル			●			●	セ地
		緊急通報体制整備(八代)					●	●	地
		八代萩の家(社協から委託)					●		地
	日常生活自立支援事業					●	●		地
	地域活動支援センター I 型	基礎事業(通所)			●				セ
		強化事業(連携強化、退院促進)			●				セ
	精神障がい者デイケア			●					セ
	障がい者地域生活支援事業			●					セ
	地域活動支援センターⅢ型(旧作業所)			●					セ
	障がい者相談支援事業			●					セ
	特別相談支援事業			●					セ
	成年後見制度利用支援事業						●		セ
	後見センターふえふき (新規)						●	●	セ
	障害者自立支援給付認定調査			●					セ地
	居宅介護支援事業所							●	居
	訪問介護事業	介護保険・介護予防						●	在
		高齢者生活援助員派遣			●			●	在
		社会参加支援事業						●	在
		障がい者自立支援給付						●	在
	制度外サービス	おまかせあんしんサービス						●	在
通所介護事業	介護保険・介護予防						●	在	
	生きがいデイサービス			●			●	在	
	身体障害者相互利用						●	在	
制度外サービス	お泊りデイサービス (新規)						●	在	

小事業名（再掲）	ページ	目標値(H22年度実績を基準として設定している)		
		評価指標①	評価指標②	評価指標③
広報紙発行・ホームページ	63	ホームページ アクセス ◆新規 回		
社会福祉大会	63	延参加者 200 人		
相談ケースの情報整理と共有	64	各種相談件数 4,224 件	情報共有 ◆新規 件	
職員相談	64	相談件数 683 件		
専門相談	65	回数 46 回	相談件数 144 件	稼働率 78.2 %
包括支援センター窓口業務	65	相談件数 185 件		
生活福祉資金	66	貸付件数 12 件		
社会福祉金庫	66	貸付件数 19 件		
善意銀行(法外援護)	67	ホームレス対応 18 件		
福祉機器リサイクル	67	利用件数 91 件		
緊急通報体制整備(八代)	68	利用件数 18 件		
八代萩の家(社協から委託)	68	利用者 1 人		
日常生活自立支援事業	69	延利用者 248 人	援助時間 513 時間	
地域活動支援センターⅠ型 基礎事業	69	回数 291 回	延参加者 1,642 人	
地域活動支援センターⅠ型 強化事業	70	精神個別相談 183 人	就労研修 34 人	ボランティア研修 17 人
精神障がい者デイケア	70	延参加者 1,467 人		
障がい者地域生活支援事業	71	生活訓練等 137 人	本人活動支援 591 人	社会参加促進 261 人
地域活動支援センターⅢ型	71	延利用者 6,057 人		
障がい者相談支援事業	72	相談件数 3,356 件	技能訓練 98 人	ピアカウンセリング 115 人
特別相談支援事業	72	自立支援協議会 28 回		
成年後見制度利用支援事業	73	相談業務、後見センター等各事業の評価による		
後見センターふえふき	73	法人後見数 10 件	市民後見人 養成修了者 19 人	市民後見人活動 1 人
障害者自立支援給付認定 調査	74	調査件数 67 件		
居宅介護支援事業所	75	ケアプラン数 5,386 件	予防プラン数 589 件	認定調査数 262 件
介護保険・介護予防	75	延利用者 1,405 人	延利用回数 14,088 回	
高齢者生活援助員派遣	76	延利用者 136 人		
社会参加支援事業	76	延利用者 120 人		
障がい者自立支援給付	77	延利用者 300 人		
おまかせあんしんサービス	77	延利用回数 300 回		
介護保険・介護予防	78	延利用者 37,923 人		
生きがいデイサービス	78	延利用者 1,281 人		
身体障害者相互利用	79	延利用者 60 人		
お泊りデイサービス	79	延利用者 ◆新規 人		



### 3. 各事業の詳細

第2次地域福祉活動計画のもと、社会福祉協議会が取り組む業務及び事業について、それぞれの具体的内容を整理します。



業務

#### 法人運営



理事会・評議員会を中心とし、法人運営に関する業務や事務を行っています。

業務

#### 社協会員の募集



住民の地域福祉への参加意識の啓発と自主財源確保のため、社協会員（一般家庭1世帯あたり1,000円、賛助会員1口あたり2,000円、特別会員1口あたり5,000円）の募集を行っています。  
地域の民生・児童委員や行政区組織の協力を得て、多くの皆さまに入会をしていただいています。

業務

#### 赤い羽根共同募金の募集

毎年10月1日～12月31日まで、共同募金運動を行い、多くの方々よりあたたかい協力をいただいています。募金は一旦共同募金会へ納め、配分金を活用し、各種地域福祉事業や歳末助け合い事業等、様々な事業を展開しています。

※募金額の70%が笛吹市内、30%が山梨県内で活用されています。



業務

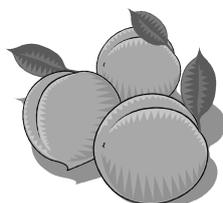
#### 指定管理業務

笛吹市から指定管理を受けた3施設（御坂福祉センター、八代福祉センター、春日居福祉会館）の管理・運営を行っています。

業務

#### 職員の出向及び人事交流

笛吹市地域包括支援センターへの福祉専門職員の出向を行っています。また、笛吹市との人事交流を行っています。



## (注意)

※文中の★印は、事業名は同じでも、継続事業の中で「強化」していくもの、あるいは地域差があったり、第1次計画で不十分だった内容を「拡充」していくものを表しています。

※評価基準の◆印は、平成24年度より新たに追加する評価指標を表しています。

課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
目標 ①自分の住んでいる地域の実態を知ろう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●				

事業名 地域福祉活動計画の推進

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

### ◎事業内容

- ・地域福祉活動計画に基づいた活動を住民に周知し、それぞれの立場で協働する。
- ★住民が身近な地域でのできごとを知るため、地域情報の収集と発信を行う。

### ◎期待される成果・課題

- ・地域情報を知り、地域での催しや各種事業に参加する機会が増える。
- ・地域情報を知り、支援を必要とする人と地域住民をつなぐことができる



### ◎事業の評価基準

- ・各事業の評価

課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
目標 ①自分の住んでいる地域の実態を知ろう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●				

事業名 地域情報の整理と活用

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

### ◎事業内容

- ・地域のニーズや特性を把握し、各地域の情報シートにより地域情報を整理する。
- ★各事業や会議等で地域の情報を発信する。

### ◎期待される成果・課題

- ・各地域の情報シートが充実し、地域情報の整理がすすむ。
- ・住民が地域情報(社協活動の周知を含む)を知る機会を持つことができる。

### ◎事業の評価基準

- ・各地域の情報シートの年度更新。

課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ①自分の住んでいる地域の実態を知ろう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●				

事業名 地域福祉活動推進 (見守りネットの構築)

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容

- ・民生委員・区役員・行政機関・医療機関・法律関係機関・諸団体・地域福祉推進委員・住民等と連携する。
- ・地域福祉推進委員会を開催する。
- ★地域の要支援者に対して主になる支援者を中心に見守りネットをつくる。

◎期待される成果・課題

- ・小さい単位の見守りネットワークができる。
- ・地域の中で主な支援者が発掘ができる。
- ・関係者と地域情報が共有できる。

◎事業の評価基準

- ・関係機関との連携回数
- ・各種相談件数(職員相談・包括支援センター窓口相談・障害者相談支援の計)
- ・民生・児童委員へのアンケート(H24年度、26年度に実施)

課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ①自分の住んでいる地域の実態を知ろう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
			●		

事業名 サロン活動推進 (見守りネットの構築)

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容

- ・主に高齢者等を対象に、閉じこもり防止、生きがいづくり・仲間づくり・社会参加を目的として、誰もが参加できる場として開催する。実施に当たっては、区役員や民生・児童委員、ボランティア等と協力しながらすすめる。H23年度は、東日本大震災による避難者サロンも立ち上げた。
- ・サロン推進会議の実施。
- ★趣味や生きがい活動を目的としてサロンを実施する。

◎期待される成果・課題

- ・閉じこもりを防止し、生きがいづくり・仲間づくり・社会参加が促進される。
- ・世代を超えた仲間づくりができる。
- ・住民による自主開催を支援する。
- ・参加できない、出て来れない人への働きかけを行う必要がある。

◎事業の評価基準

- ・サロン開催数(地区・団体)
- ・参加者数・協力者数
- ・アンケートによる満足度



課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ②住民同士のつながりを深めよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
●		●		

事業名 一人暮らし高齢者交流 (ふれあい交流)

強化・拡充	継続	新規	縮小
●			

◎事業内容

- 一人暮らし高齢者等お互いにふれあい交流を深めることを目的に、会食会・配食・日帰り旅行等を各地域性にに応じて実施する。
- ★一人暮らし高齢者等に必要な情報を届けると共に、生活の状況を把握する。

◎期待される成果・課題

- 一人暮らし高齢者等の仲間づくりや社会参加が促進される。
- 独居高齢者の情報が減少し、参加者が伸び悩んでいる。
- 参加できない人への働きかけを行う必要がある。
- 事業内容を工夫し、新規参加者の拡大を図る必要がある。
- ★一人暮らし高齢者等に必要な情報を届けることができる。



◎事業の評価基準

- 実施回数・参加者数・協力者数
- 地区別の参加率
- ◆把握した一人暮らし高齢者数

課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ②住民同士のつながりを深めよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
●		●	●	

事業名 世代間交流 (ふれあい交流)

強化・拡充	継続	新規	縮小
●			

◎事業内容



- 世代を超えてふれあい、お互いに理解し合うため、各地域性にに応じ、広い世代が一緒に体験する場を提供する。(たとえば、その地域の伝承活動や身近な生活の中での行事等)
- ★各地域性にに応じた行事や、事業を応援する。

◎期待される成果・課題

- 世代を超えてお互いに支え、支えられていることが理解できる。
- 特に若い世代に、自分の住んでいる地域についてふりかえり、見直す機会となる。

◎事業の評価基準

- 実施回数・参加者数・協力者数
- 事業内容
- アンケートによる満足度



課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ②住民同士のつながりを深めよう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●		●	●	●

事業名 **ひとり親外出事業** (ふれあい交流)

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容

- ・市内に住む一人親家庭(母子・父子家庭)を対象に、外出と交流の機会を提供する。
- ★市内に住む一人親家庭(母子・父子家庭)のふれあいと交流の機会をつくる。

◎期待される成果・課題

- ・市内に住む一人親家庭(母子・父子家庭)の、仲間づくり・親子のふれあい・情報交換の場となる。
- ・参加者のふれあいと交流を深めることができる。

◎事業の評価基準

- ・実施回数・参加者数
- ・アンケートによる満足度

課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ②住民同士のつながりを深めよう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●		●	●	

事業名 **1地区1良いところ事業** (ふれあい交流)  
 (7地域)

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容

- ★各町村単位で、地域の特性を活かし、住民と協働で魅力ある企画立案し、事業を実施する。

◎期待される成果・課題

- ・世代を超えた地域住民のつながり、顔の見える関係づくりが推進できる。
- ・住民のニーズに合わせた内容を協働で企画することで、住民参加型の事業が展開できる。

◎事業の評価基準

- ・事業内容と参加者数
- ・アンケートによる満足度



課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ②住民同士のつながりを深めよう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
		●			

事業名 笛吹市介護予防事業(やってみるじゃん)

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容

<地区開催>

・一般高齢者を対象に地区公民館等において、健康状況の確認と、介護予防に資するメニューを実施する。

- ★各地域役員、やってみるじゃん協力員が自主開催ができるよう支援する。
- ★やってみるじゃんに参加しなくなった人への声かけや訪問をし、次の支援につなげる。
- ★やってみるじゃんの内容を地域の参加者のニーズに合った内容に工夫をする。

<体操講座>

・要支援、要介護者、特定高齢者に至らない一般高齢者を対象に、福祉センター等地域の公共施設において、運動機能の向上に取り組む。

<やってみるじゃん協力員養成講座>

<協力員フォローアップ講座>

・地域開催が自主開催につながるよう人材育成をするための養成講座を開催する。

◎期待される成果・課題

- ・健康づくりで要介護状態への移行を遅らせる。
- ・地域での仲間作りができる。
- ・これまで来ていたのに参加しなくなった人への訪問や声かけを含め、新規参加者の拡大に向けての取り組みを強化する必要がある。
- ・新たなに地域で自主開催ができるような体制を支援する。

◎事業の評価基準

- ・経年的実施回数、自主開催数、参加人数、アンケートによる満足度・健康感等、平成17年からモデル地区の日常生活自立度の確認・要介護移行率の比較(地域開催)
- ・実施回数、参加人数 アンケートによる満足度・健康感等、体力測定による運動能力の評価(体操講座)
- ・協力員を養成することにより、地域の顔見知りの協力員の参画による参加者の変化、講師回数の減少(協力員養成講座)



課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ②住民同士のつながりを深めよう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
				●	

事業名 **地域福祉助成金事業**

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容



★地域特性と創造性を生かした活動や事業を行う各種団体や行政区に助成金を交付し、地域福祉活動を支援する。  
 たとえば、子供の科学体験・親子ウォークラリー・地区の餅つき大会他

◎期待される成果・課題

- ・住みやすい地域づくり・人づくり・伝統文化の世代間伝承等を行うことにより、住民同士の絆を深めることができる。
- ・これまでの未助成団体に働きかけを行う必要がある。
- ・助成に当たっては、優先度等の検討が必要となる。

◎事業の評価基準

助成対象地区(団体含む)数・事業実績報告書の参加人員  
 事業の成果・今後の課題



課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ②住民同士のつながりを深めよう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●				

事業名 **笛吹市老人クラブ連合会 (福祉活動団体支援)**

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容

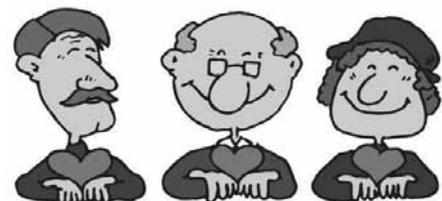
- ・市老人クラブ連合会及び各町老人クラブ連合会(単位老人クラブ含む)の活動を支援する。
- ・定期的な役員会、イベント、交流等各種事業を開催する。
- ・当該町連合会間の相互の連絡並びに協調を図り、高齢者福祉の増進を図る。
- ★当事者団体としての自主性を高め、地域の福祉力向上につなげる。世代間交流や地域の伝承行事活動に参加する。

◎期待される成果・課題

- ・高齢者の友愛・健康・奉仕活動が推進できる。
- ・単位老人クラブの休会、会員数の減少がしている。

◎事業の評価基準

- ・老人クラブ加入会員数
- ・単位老人クラブ・町老連・市老連各事業への参加者数
- ・市老連監事による単位・町・市老連全体評価



課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ②住民同士のつながりを深めよう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●				

事業名 笛吹市障害者連合福祉会 (福祉活動団体支援)

	強化・拡充	継続	新規	縮小
		●		

(各町別)

◎事業内容

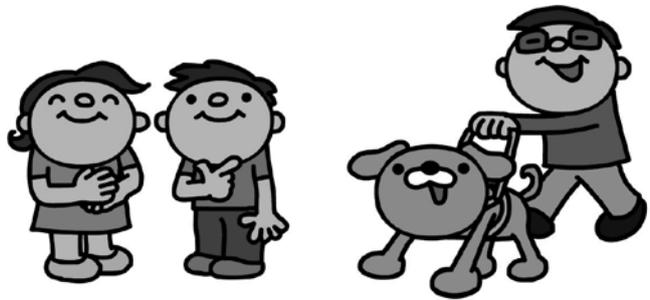
- ・笛吹市障害者連合福祉会及び市内各町身体障害福祉会の活動を支援する。
- ・定期的に連絡会や交流事業を開催する。
- ・当該町連合会間の相互の連絡並びに協調を図り、障がい者福祉の増進を図る。

◎期待される成果・課題

- ・自助組織としての自立(相談・助け合い)ができる。
- ・組織に未加入な町がある。

◎事業の評価基準

- ・会員数の増加



課題 1. 人と人とのつながりを強めよう  
 目標 ②住民同士のつながりを深めよう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●				

事業名 笛吹市障害者団体連絡協議会 (福祉活動団体支援)

	強化・拡充	継続	新規	縮小
		●		

(障がい種別)

◎事業内容

- ・市内各障害団体の連合会組織活動を支援する。
- ・定期的に連絡会や交流イベントを開催する。
- ・障がい者やその家族の相互の連絡並びに協調することにより、障がい者福祉の増進を図る。

◎期待される成果・課題

- ・それぞれの障がいへの理解や相互の交流がすすむ。

◎事業の評価基準

- ・会員数の増加



課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ③みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
●				

事業名 **ボランティア活動支援**

強化・拡充	継続	新規	縮小
●			

◎事業内容

- かけはし・ホームページ・チラシ・ボランティアボード等により情報提供、普及啓発を行う。
- ボランティア台帳の整理を行い、ニーズとのマッチングを行う。
- ボランティアグループ・団体・個人ボランティアへの活動支援、連絡調整を行う。
- ボランティア連絡会の支援、ボランティア意識の啓発・向上のための研修会を実施する。
- ★ボランティア活動の拠点整備へのとりくみ。

◎期待される成果・課題

- ボランティア活動の拠点(場所)整備が必要。
- 情報提供することによりボランティアへの関心を高め、参加促進や新たな人材発掘ができる。
- ボランティア台帳を整理することにより、ニーズにあったボランティア養成が可能となる。また、住民への情報の開示ができる。
- ボランティア活動の場の提供、違う活動を行っている人との交流、情報交換ができる。
- 支え合い 助け合う地域づくりや人づくりができる。
- ボランティア活動を行うことでの生きがいづくりとなる。
- ボランティア同士の連携の強化 ボランティア情報の共有に課題がある。
- 関心を持ってもらえるような情報の発信が必要となる。

◎事業の評価基準

- 情報提供回数
- ボランティアの活動回数
- ボランティア登録数・コーディネート数
- 連絡会開催回数
- アンケートによる達成感や今後の活動に対する意欲等



課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ③みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
●		●		

事業名 笛吹市ボランティアまつり

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・福祉やボランティア等について、発表や展示による情報発信や、体験・学習、交流することにより、ボランティア活動の普及啓発を行うことで、ボランティアの活性化を目指す。
- ・まつり形式をとることで、ボランティア実践者はもちろん、老若男女問わない一般市民も参加することができ、楽しみながら福祉活動やボランティアに触れることができる。

◎期待される成果・課題

- ・ボランティア活動への理解と参加の促進ができる。
- ・ボランティア実践者(団体)の周知ができ、ボランティア相互の交流機会となる。
- ・学生へのボランティア意識の啓蒙ができる。
- ・ボランティアを始めるきっかけづくりとなる。

◎事業の評価基準

- ・来場者数
- ・ボランティア参加者数
- ・アンケート

課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ③みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
●				

事業名 ボランティア大会

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・ボランティア及び一般市民に対し、ボランティアの情報発信と交流を行う。

◎期待される成果・課題

- ・ボランティア活動の普及啓発の機会となる。
- ・ボランティアの情報交換の場となる。
- ・ボランティア相互の交流ができる。
- ・ボランティアの資質の向上が期待できる。

◎事業の評価基準

- ・来場者数
- ・アンケート



課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ③みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			

事業名 ボランティアの養成

強化・拡充	継続	新規	縮小
●			

◎事業内容

- ・高齢者が介護施設のボランティア活動を通じた社会参加を行うため、介護支援ボランティアの養成と活動を支援する。
- ・シニア世代のボランティア促進を図るため、男性を対象とした男衆(おとこし)ボランティアの養成を行う。
- ・シニア世代の傾聴ボランティアの養成を行う。
- ★団塊の世代が参加できる養成講座のプログラムを開発し実施する。

◎期待される成果・課題

- ・ボランティアの新規人材の発掘ができる。
- ・参加者自身の社会参加と貢献、生きがいづくり、自己実現、介護予防効果が期待できる。
- ・地域住民同士のつながりが強化され、地域活性化、支え合い、助け合う地域づくりや人づくりができる。



◎事業の評価基準

- ・アンケートによる研修の達成感や今後の活動に対する意欲
- ・受講生の研修後の活動実績

課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ③みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
			●	●

事業名 ヘルパー2級養成講座 (福祉養成講座)

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・多様化する介護ニーズに対応した、適切な介護サービスを提供するため、必要な知識、技能を有する訪問介護員の養成研修(130時間)を行う。
- ・地域の介護力向上を図る。

◎期待される成果・課題

- ・地域の介護力の向上を図る。
- ・ヘルパー2級課程の資格取得により介護分野への就労につながる。



◎事業の評価基準

- ・資格取得者の人数
- ・アンケート

課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ③みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			

事業名 手話奉仕員養成講座 (福祉養成講座)

強化・拡充	継続	新規	廃止
	●		

◎事業内容

- ・地域住民に聴覚障害の理解の機会、基礎的な手話技術を習得する機会を提供し、聴覚障がい者のよき理解者として活動するボランティア、手話通訳者を育成する。

◎期待される成果・課題

- ・聴覚障害の理解促進、手話通訳者養成への機会づくりを行うことができる。
- ・手話奉仕員としての活動の場が少ないことが課題である。



◎事業の評価基準

- ・講座参加者数・講座修了者数
- ・レベルアップ講座へ進む受講者数・修了者数。

課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ③みんな「誰かの役に立っている」ことのすばらしさを体験しよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			

事業名 朗読奉仕員養成講座 (福祉養成講座)

強化・拡充	継続	新規	廃止
	●		

◎事業内容

- ・朗読手法についての理論と技術の指導を行い、地域に住む視覚障がい者に様々な情報を提供するための朗読技術の学習の講座開催、声の広報の朗読を行う。

◎期待される成果・課題

- ・広報笛吹市「ふえふき」・社協「かけはし」の音声化により、視覚障害者への情報提供が可能となった(声の広報)。
- ・朗読ボランティアサークルの運営支援が課題である。



◎事業の評価基準

- ・視覚障がい者の方々の評価(アンケート)

課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ④命を大切にす、他者を思いやる心を育てよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
●				

事業名 福祉学習  
 プログラム作成  
 福祉のこころ醸成事業  
 ふえふき・ふくし学びのひろば

強化・拡充	継続	新規	縮小
		●	

◎事業内容

★それぞれの部署が協働しながら、現状を分析して、ライフサイクル(人生の各年代や段階)にあった事業のプログラムを検討し、関係機関に提案を行う。

◎期待される成果・課題

- ・情報を整理することで、福祉教育プログラム推進内容の弱い部分、強みがわかる。
- ・福祉のこころの醸成(思いやり・助け合い 学習を通じての人間形成)が期待できる。
- ・ノーマライゼーションへの意識付けができる。
- ・社会福祉への関心や理解を深めることができる。
- ・地域や家庭、行政、学校、NPO、社協がどの部分を担って福祉教育をすすめていくか、互いの役割と連携が明確になる。



◎事業の評価基準

- ◆プログラムの作成数
- ◆各事業でのアンケートによる評価

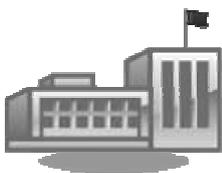
課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ④命を大切にす、他者を思いやる心を育てよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
●			●	

事業名 福祉教育推進校  
 福祉のこころ醸成事業  
 ふえふき・ふくし学びのひろば

強化・拡充	継続	新規	縮小
●			

◎事業内容



・福祉教育講師及び福祉教育に対しての情報を提供する。  
 ★総合学習等学校への福祉体験講座の協力や高齢者や障害者との交流の場の支援をする。

◎期待される成果・課題

- ・思いやり・助け合い等学習を通じての人間形成ができる。
- ・ノーマライゼーションへの意識付けができる。
- ・社会福祉への関心や理解を深めることができる。



◎事業の評価基準

- ◆アンケート(テーマに添った理解が得られているかどうか、関心度)

課題 2. 誰もが互いに支えあえる社会の実現を目指そう  
 目標 ④命を大切にす、他者を思いやる心を育てよう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
●		●		

事業名 ボランティアスクール

強化・拡充	継続	新規	縮小
●			

◎事業内容

★命を大切にし、他者を思いやる体験学習の場を提供する。  
 高齢者・障がい者とのふれあいの活動の場の提供、妊婦さん・赤ちゃんとふれあいの場の提供等



◎期待される成果・課題

- ・多様なボランティアに対しての理解を深めることができる。
- ・福祉のこころの醸成(思いやり・助け合い 学習を通じての人間形成)が期待できる。
- ・ノーマライゼーションへの意識付けが期待できる。

◎事業の評価基準

- ・実施回数・参加者数
- ・アンケートの実施  
 (テーマに添った理解が得られているかどうか今後の活動に対する意欲)



課題 3. 災害(非常事態)が起きても対応できる仕組みを整えよう  
 目標 ⑤災害等に対応できる個人・地域を目指そう

財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●		●		

事業名 防災関連事業

	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容

- ・行政、防災ボランティアと共に、防災知識の普及啓発、防災への備えの提案を行う。
- ・防災ボランティア・災害救援ボランティアとの連携を行う。
- ・被災地への支援活動を行う。
- ★社協が相談事業等で関わりのある災害時要援護者について、情報の整理を行う(他事業と共有)
- ★災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施する。

◎期待される成果・課題



- ・日頃からの防災意識向上に合わせ、要援護者を中心とした見守りや助け合い活動が各地域で広がることにより、地域福祉の推進につながる。
- ・災害時の役割として「災害ボランティアセンター設置運営」があるため、シミュレーション訓練を実施することにより、有時の備えとなる。
- ・地域の防災力と福祉力向上により、防災・災害救援ボランティア等の人材育成につながる。

※笛吹市地域防災計画に則る

◎事業の評価基準

- ◆アンケートによる災害への備え(非常持ち出し品や備蓄品の整備状況)・日頃の危機管理への意識調査。H23年度は高齢者を対象に実施したため、H24年度からは対象を広げる。
- ・防災、災害救援ボランティア数
- ・災害ボランティアセンター設置運営準備確認(都度の状況確認)



課題 4. 情報の共有と組織間の連携を強めよう 財源  
 目標 ⑥必要な地域の情報がすぐ手に入る仕組みをつくろう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
		●	●	

事業名 広報紙発行・ホームページ

強化・拡充	継続	新規	縮小
●			

◎事業内容

- ・年4回の広報誌『かけはし』の発行とホームページの更新・改善を行う。
- ★毎月、社協職員による広報活動検討委員会を開催し、委員を中心にして情報発信を強化する。

◎期待される成果・課題

- ★笛吹社協の行事告知や活動状況報告をし、より多くの方々に社協を知っていただくことで、市民とのつながりを深め、更なる理解促進へつながる。
- ・業者主体の広報活動から、社協主体に移行していくため、職員の広報に対する意識を高める必要がある。

◎事業の評価基準

- ◆ホームページのアクセス解析
- ◆アンケート等による社協の認知度
- ・イベントへの参加者数の増減
- ・定期的なホームページの更新と改善がなされているか
- ◆広報かけはし掲載クイズの応募ハガキによる読者の声



課題 4. 情報の共有と組織間の連携を強めよう 財源  
 目標 ⑥必要な地域の情報がすぐ手に入る仕組みをつくろう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
			●	

事業名 社会福祉大会

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・住民向けの官・民(ボランティア・社協)が実践報告を行い、実際の地域福祉実践活動を広報・啓発をする。
- ・笛吹市社会福祉関係者が一同に会し、多年にわたり社会福祉に功労のあった方々に対して感謝の意を表するため、表彰状・感謝状贈呈の式典を行う。

◎期待される成果・課題

- ・参加者の福祉に対する機運を高め、より一層の社会福祉推進を図ることが期待できる。

◎事業の評価基準

- ・参加者数

課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう		●				

事業名	相談ケースの情報整理と共有	強化・拡充	継続	新規	縮小
		●			

◎事業内容

- ・全ての職員が相談に対応できるよう、必要に応じて研修会を実施する。
- ★支援を必要とする人について、行政、区役員、民生・児童委員等と情報共有できるような仕組みづくりに取り組む。
- ★社協内各部署で関わっているケースについて情報を整理し、必要な情報を共有する。

◎期待される成果・課題

- ・地域で支援を必要としている人の見守りネットワークをつくることできる。
- ・個人情報のため、アパート等の組に所属していない人や地域と「つながりたくない人」の情報把握が難しい。

◎事業の評価基準

- ・各種相談件数(職員相談・包括支援センター窓口相談・障害者相談支援の計)
- ・情報共有ケース数

課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう		●				

事業名	職員相談	総合相談	強化・拡充	継続	新規	縮小
			●			

◎事業内容

- ・職員による「生活に密着した相談」を日常的に本所・各地域事務所で受付け、必要に応じて関係機関と連携し、地域住民の生活の安定を支援する。
- ★「生活のしづらさ」を抱えている人に対しては、住民や行政、NPO等関係機関と連携しながら支援を行う。
- ★各地域における「地域ケア会議」(地域における生活支援のための会議)の開催

◎期待される成果・課題

- ・相談内容に応じた、他機関との情報共有、連携をし、問題の解決を目指す。
- ・地域の身近な相談窓口としての、職員の質の向上・連携が求められる。

◎事業の評価基準

- ・相談件数・相談内容の内訳



課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	①身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう			●			

事業名 専門相談	強化・拡充	継続	新規	縮小
		●		

### ◎事業内容

- ・住民の悩み事、心配事の解消を図るため、弁護士、司法書士、民生委員、人権擁護委員、行政相談員等による無料相談(予約制)を設け、専門的な問題について相談を行う。
- ・市内各地域にて年間合計46回開催している。

### ◎期待される成果・課題

- ・85%が法律相談で、福祉に関する相談は少ない。
- ・幅広い分野の問題について、各分野の専門家による助言が行われることで、相談者自身が問題解決に向けた行動をとることができる。

### ◎事業の評価基準

- ・アンケート(相談がどの程度解決されたか)
- ・相談件数・稼働率

課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	①身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう			●			

事業名 地域包括支援センター窓口業務 (御坂・一宮・八代・境川・春日居)	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

### ◎事業内容

- ・市の地域包括支援センターの地区相談窓口を御坂・一宮・八代・境川・春日居の地域事務所に開設し、高齢者の相談支援業務を行う。石和・芦川については、「総合相談 職員相談」の中で実施している。
- ★地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなげると共に、必要に応じて関係機関と連携し、継続的な支援を行う。

### ◎期待される成果・課題

- ・高齢者の生活を軸とした総合的な問題について、身近な場所で相談することができ、安心して生活することができる。
- ・他機関との情報共有、連携を強化することで、相談の解決を目指す。

### ◎事業の評価基準

- ・相談件数・相談内容の内訳



課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう ①身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう	財源				
		県補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
		●				

事業名 生活福祉資金	強化・拡充	継続	新規	縮小
		●		

◎事業内容

- ・民生委員の援助指導のもと、市内在住の低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、各種資金を貸付けることにより世帯の生活安定を目指す。
- ・実施機関は山梨県社協であり、市社協では相談・手続きの支援を行う。

◎期待される成果・課題

- ・社会情勢や貸付制度の変更により、相談者が大幅に増えている。
- ・相談内容が多岐にわたる場合もあり、貸付対象以外の相談者には、他制度やサービス等の支援につなげる等、ネットワークづくりの強化を行なう必要がある。
- ・多くの相談に対応することにより、職員の質の向上にも繋がる。

◎事業の評価基準

- ・貸付件数

課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう ①身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう	財源				
		補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
					●	

事業名 社会福祉金庫 独自事業	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容

- ・生活困窮者に対し、笛吹市社協独自で5万円を限度に緊急的な資金の貸付を行い、世帯の自立を支援する。貸付には保証人と民生委員による証明が必要となる。
- ★経済面以外の潜在的ニーズを発掘し、関係機関と連携し他の制度へのつなぎや、見守りネットワークを作る。

◎期待される成果・課題

- ・貸付に関して、各関係者(民生委員・市役所等)との連携・調整によりネットワークが強化できる。
- ・資金的な支援だけでなく、関係機関と共有、連携をすることで家族全体の支援(DV・夫婦関係・親子関係等)をすることができる。
- ・貸付者の返済金の滞納がある。
- ・住居移転後の債務者の所在把握が難しい。
- ・全ての職員が相談対応できるよう研修会の実施(情報共有・スキルアップ)

◎事業の評価基準

- ・貸付件数

課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう	財源				
		補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
					●	

事業名 善意銀行 (法外援護)	独自事業	強化・拡充	継続	新規	縮小
			●		

◎事業内容

- ・ホームレス等への緊急支援のため、応急的な食事代や交通費の支給(貸付)を行う。

◎期待される成果・課題

- ・ホームレス等への緊急支援のため、応急的な食事代や交通費の支給(貸付)を行う。

◎事業の評価基準

- ホームレス等の市外への移動。

課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう	財源				
		補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
			●			

事業名 福祉機器リサイクル	独自事業	強化・拡充	継続	新規	廃止
			●		

◎事業内容

- ・市内の障がい者・児、介護保険外の高齢者に対し、各社協地域事務所で保管している福祉機器(主に車椅子)を外出等一時的に利用する場合に貸出す。
- ・障害手帳を有する利用者は無料、手帳のない人は月額300円をいただく。ポータブルトイレ等直接肌に触れるものは消毒をした上で返却していただく。
- ・市内から使用しなくなった福祉機器の寄付を頂き、必要とされる方へ斡旋する。

◎期待される成果・課題

- ・無料又は安価で福祉機器を必要とする市民に貸出しが行え、日常生活の利便性の向上を図ることができる。(制度外のサービスとしてニーズへの対応が可能である。)
- ・社協にある福祉用具に限定されるため、利用者のニーズに全て答えることが難しい。

◎事業の評価基準

- ・機器の貸出数



課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう					●	●

事業名	緊急通報体制整備事業 (八代)	独自事業	強化・拡充	継続	新規	縮小
						●

◎事業内容

- ・一人暮らし高齢者や老夫婦、障がい者等に対し、電話型緊急通報装置の貸出しを行うことで緊急時の通報手段を確保する。
- ・市町村合併前からの事業であり、現在は八代地域のみで実施。新規の貸出しは行っていない。

◎期待される成果・課題

- ・緊急時に要援護者が自ら助けを呼ぶことができ、地域で生活することに対する安心感につながる。
- ・ふれあいペンダント(市の福祉サービス)への移行を随時進めていく必要がある。

◎事業の評価基準

- ・利用者数

課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう					●	

事業名	八代萩の家 (社協からNPOへ委託)	独自事業	強化・拡充	継続	新規	縮小
				●		

◎事業内容

- ・高齢者や障がい者が心身の個別特性を応じた生活を行うにあたり、既存の制度をもってしても生活が充足できない状況にある人に対し、住居を提供し、自立生活を支援する。
- ・NPOへ委託している。

◎期待される成果・課題

- ・制度による対応困難なニーズ、制度の隙間にいる方への支援ができる。
- ・受託NPOとの連携が必要である。

◎事業の評価基準

- ・利用者数



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう 財源  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
●				●

事業名 **日常生活自立支援事業**

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

・認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等、日常生活で判断能力に不安のある方が、地域で安心した生活を送ることができるよう、日々の生活や、福祉サービスの利用に関する相談、手続き等の支援、日常的な金銭管理の支援を行う。

◎期待される成果・課題

・判断能力に不安のある方が、地域で安心した生活を送ることができる。



◎事業の評価基準

・利用者数・援助時間

課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう 財源  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			

事業名 **地域活動支援センター I 型 基礎事業(通所)**

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

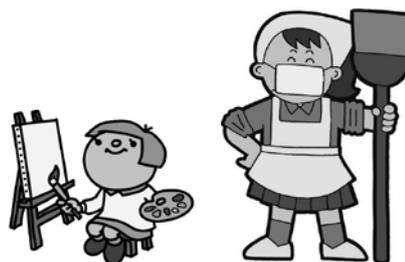
・地域で生活する障がい者等に通所にて生産的創作的活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。  
 ・プログラム内容として、障がい者が地域で自立した生活を継続していくために、①日常生活技術の習得訓練事業、②社会参加活動支援に関する事業、③農業活動に関する事業、④地域啓発に関する事業、⑤芸術活動の企画と実施を行う。

◎期待される成果・課題

・在宅生活を送る障がい者の孤立化を防ぎ、生活技能の向上、セルフヘルプグループの形成、農業やパソコン教室、芸術活動を通じて社会との交流、障がいの理解促進を図ることができる。  
 ・交通手段の少ない地域からの通所方法が課題である。

◎事業の評価基準

・回数・参加者数  
 ・個別支援計画による評価  
 ・就労系サービスへの移行人数



課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう			●			
事業名	地域活動支援センター I型	強化事業 (連携強化、退院促進)	強化・拡充	継続	新規	縮小	
				●			

◎事業内容

- ・障がい者の地域生活支援の促進を目的とし、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、権利擁護に関する意識向上や障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行う。
- ・精神障害者や施設入所者の地域移行支援の実施。

◎期待される成果・課題

- ・ボランティア養成と活用、地域民生委員・ボランティア・医療関係者・行政・事業者など多くの関係者との連携により、障がいの理解促進と障がい者の生活環境の改善が期待できる。
- ・関係者との情報共有の方法が課題である。

◎事業の評価基準

- ・精神個別相談の回数・人数
- ・研修会の回数・参加人数、ボランティア研修後デイケアのボランティア登録人数



課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう			●			
事業名	精神障がい者デイケア		強化・拡充	継続	新規	縮小	
				●			

◎事業内容

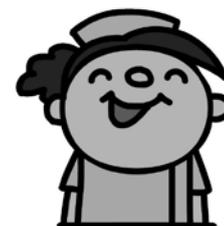
- ・在宅で回復途上の精神障がい者に対し、精神保健福祉士や看護師が作業指導・レクリエーション活動・創作活動・生活指導等を提供することにより、社会復帰の促進、地域における自立と社会参加の促進のための訓練指導を行う。

◎期待される成果・課題

- ・回復途上の精神障がい者が、病状の安定を図りながら、病院ではなく、在宅での生活維持ができるようになる。
- ・在宅生活の孤立化を防ぐとともに、規則正しい生活のリズム作りを行い、仲間との活動によって、楽しみながら、社会性や協調性を身につけることができる。
- ・遠隔地や通所方法が少ない地域からの通所が課題である。

◎事業の評価基準

- ・デイケア参加人数
- ・個別支援計画による評価
- ・他の日中活動系サービスへの移行人数



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 財源  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			

事業名 障がい者地域生活支援事業

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

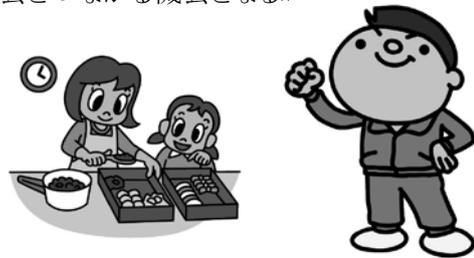
- ・障がい者の地域生活を支援するため、歩行訓練・調理教室・就労に関する講習会の開催などの日常生活訓練事業や、太鼓教室・創作活動・地域住民との交流活動などの本人活動支援事業、スポーツレク・社会見学バスなどの社会参加促進事業を行う。

◎期待される成果・課題

- ・訓練事業を通じ、障がい者の生活技能の向上が期待できる。
- ・創作活動や太鼓の演奏発表会などにより、障がい者の活動の場を広げることで、障がい理解の促進を図ることができる。
- ・障がい者の孤立化を防ぎ、就労への機会づくりなど社会とつながる機会となる。

◎事業の評価基準

- ・参加者数と参加者個々の評価
- ・就労支援事業の利用希望の増加数
- ・相談数と内容の評価



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 財源  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			

事業名 地域活動支援センターⅢ型(旧作業所)

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・在宅の障がい者に対し、作業指導・レクリエーション活動・創作活動・生活指導等を行い、社会復帰の促進、地域における自立と社会参加の促進のための訓練指導を行う。
- ・一宮(夢ふうせん)、八代(育美会)、春日居(ふれあい工房)の3箇所で開催している。

◎期待される成果・課題

- ・自身の一番身近で住みなれた地域で、日中活動や創作、生産活動を行えることにより、安定して継続した通所が可能となり、家に閉じこもりがちな障がい者の孤立防止となる。
- ・小規模施設での活動により、生産活動における能力開発、生活技能の向上などと共に、仲間意識が向上する。

◎事業の評価基準

- ・通所者数
- ・個別支援計画による評価
- ・就労系サービスへの移行者数



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう 財源  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			

事業名 障害者相談支援事業

強化・拡充	継続	新規	縮小
●			

◎事業内容

・障害者自立支援法に基づき、福祉サービス援助、社会資源活用のための支援、社会生活技能力を向上させるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護に関する相談、居住サポート、専門機関の紹介、サービス利用計画作成など障害者が在宅で生活するための様々な相談や支援を行う。

※ピアカウンセリングとは、障がい者同士が同じ立場で話を聞きあうことを言います。

◎期待される成果・課題

・在宅で生活する障がい者の自立の促進、仲間のグループ化や社会参加など生活の質の向上、介護者や家族の介護負担の軽減などにより、障害があっても自身の地域で安心して生活できることができる。  
 ・困難事例の相談対応数が増加している。

◎事業の評価基準

- ・相談数・相談内容の内訳
- ・サービス利用計画による支援評価
- ・その他個別支援計画による評価



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう 財源  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			

事業名 特別相談支援事業

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

・①障がい者やその保護者に対し、専門的な知識を必要とする困難事例への対応、②地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者への専門的な指導・助言、③市内の相談支援体制の整備状況やニーズなどを勘案した相談支援事業実施計画の作成、④地域自立支援協議会の運営などを行う。

◎期待される成果・課題

・自立支援協議会を中核としての困難事例の支援体制の構築、ニーズ把握、サービス体制の整備などを関係機関との連携によって可能にし、障害者が自立した日常生活を営めるような環境づくりを行うことができる。

◎事業の評価基準

- ・困難事例の対応件数
- ・自立支援協議会の回数・参加人数・参加関係者の範囲・事例の数

課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	①身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう			●			

事業名 <b>成年後見制度利用支援事業</b>	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●			

◎事業内容

- ・自立支援法により、申し立てをする親族がいない・費用がないなどの理由で、後見制度の利用が困難な障がい者に対し、相談・申し立て・その後の報酬支払い等の支援を行う。
- ★市長申し立て事例の対象者については 地域自立支援協議会の権利擁護部会を中心にして検討を行う。

◎期待される成果・課題

- ・後見制度の利用が困難な方の権利が保護されることにより、適切な制度やサービス利用などの支援がができ、安心・安全でより質の高い在宅生活を送ることが可能となる。
- ・後見人候補の不足、報酬の財源が課題である。

◎事業の評価基準

- ・市長申し立て事例数
- ・相談件数
- ・支援計画による評価



課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	①身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう					●	●

事業名 <b>後見センターふえふき</b>	強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		●	

◎事業内容

- ★自立支援法による成年後見利用支援事業、成年後見関連事業の実施
- ★市民後見人養成講座の開催と生活支援員・市民後見人活動の実施、コーディネート・サポート事業、法人後見業務
- ★その他権利擁護に関する事業

◎期待される成果・課題

自立支援法の事業から、市民の相談支援、関係機関との連携、市民活動サポート、普及啓発など、成年後見制度に関する事業のすべて、また権利擁護に関する事業の総合窓口としての機能と役割を果たすことが可能。運営財源の不足。

◎事業の評価基準

- ・成年後見制度利用についての相談件数・利用者件数
- ・市民後見人と生活支援員の登録者数・実動数
- ・市民後見人の受任数と法人後見の受任数



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう 財源  
 目標 ①身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			

事業名 障害者自立支援給付認定調査

強化・拡充	継続	新規	廃止
	●		

◎事業内容

- ・笛吹市の障害を持つ方に対し、地域福祉課職員及び支援センターふえふきの調査員が、障害程度区分認定調査を信義に従い誠実に履行する。

◎期待される成果・課題

- ・各地域に生活している障がい者の実態把握ができる。
- ・身近な相談窓口の機能として周知を行う機会となる。

◎事業の評価基準

- ・調査件数



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくらう

財源				
補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
				●

事業名 **居宅介護支援事業**

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・介護認定を受けている利用者の自立への支援及び介護者の軽減を図るため、介護保険・介護予防マネジメントを行う。
- ・適切な認定調査を行うために、県外認定調査の実施と市認定審査会への参画を行う。
- ・住民の介護相談(制度についてや申請方法の支援等)を担当者につなぐ。

◎期待される成果・課題

- ・介護認定を受けている利用者及び家族の介護の負担の軽減を図ることができる。
- ・利用者を適切に見極めて介護保険サービスにつなぐことが期待される。
- ・介護保険で対応できない支援について、多機関につなぐことで介護負担を軽減できる。

◎事業の評価基準

- ・プラン作成数・認定調査数
- ・利用者の満足度調査・利用者及び介護者からの声をきく、管理者による利用者(無作為)の現状把握。
- ・事業収入



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくらう

財源				
補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
				●

事業名 **訪問介護事業 (介護保険・介護予防)**

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・介護認定を受けている高齢者・難病患者に対して、訪問介護員が居宅を訪問し、身体介護(入浴・着替・食事介助等)や生活援助(調理・洗濯・買物等)、通院などを目的とした乗降介助(介護タクシーを利用)を行うことで、在宅生活の継続を支援する。

◎期待される成果・課題

- ・介護認定を受けている利用者及び家族の介護の負担の軽減を図ることができる。

◎事業の評価基準

- ・利用者数・回数
- ・事業収入



課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくらう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
				●			●

事業名	訪問介護事業	高齢者生活援助員派遣	強化・拡充	継続	新規	縮小
				●		

◎事業内容

- ・介護保険認定は非該当であるが、生活機能の低下により、将来的に要支援等への移行する危険性がある人に対する市の在宅福祉サービスのひとつ。
- ・市から依頼のあった独居高齢者等に対し、訪問介護員が居宅を訪問して調理・掃除・洗濯・買い物等の生活援助を行い、在宅生活を継続できるよう自立支援を行う。

◎期待される成果・課題

- ・対象者の要支援等への移行を予防し、高齢者が在宅生活を継続することができる。
- ・包括支援センター等関係機関と連携をとるなかで、地域の見守りネットワークができる。

◎事業の評価基準

- ・利用者数



課題 目標	5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくらう	財源	補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
							●

事業名	訪問介護事業	社会参加支援事業	強化・拡充	継続	新規	縮小
				●		

◎事業内容

- ・市町村が行う地域生活支援事業に含まれるサービスのひとつ。
- ・訪問介護員が障がい児・者の居宅を訪問し、地域で生活する上で必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加活動を行うための外出支援を行う。障害児に対しては、移動支援による学校から学童保育への移動支援を行う。

◎期待される成果・課題

- ・障がい児・者の受診の為の通院介助・買い物、諸手続きのための役所への同行等を通し、対象者が在宅生活を円滑に送ることができる。

◎事業の評価基準

- ・利用者数



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

財源				
補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
				●

事業名 **訪問介護事業** **障がい者自立支援給付**

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・障害者認定区分を受けた障がい者(身体・精神・知的)に対し、訪問介護員が居宅を訪問し、住み慣れた地域で生活するための家事支援を中心に提供することで在宅生活支援を行う。

◎期待される成果・課題

- ・社会生活を営んでいく上で不自由と感じている部分を訪問介護員が支援することで、障がい者が在宅生活を継続することができる。
- ・障害の種類や程度への適切な対応が求められる。

◎事業の評価基準

- ・利用件数



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

財源				
補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
				●

事業名 **制度外サービス** **おまかせあんしんサービス**

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・介護保険制度では対応できないサービス(病院への通院介助、受診介助、散歩や外出介助、話し相手、その他日常的に行われる家事等)を可能な限り提供する。但し、専門的な知識や技術を必要とするサービスや大掃除、屋外作業は除く。
- ・介護保険制度外のサービスであり、1時間あたり2,000円の実費がかかる。

◎期待される成果・課題

- ・介護保険等既存サービスでは対応できないもので、利用者の要望と必要性が高い内容を提供することにより、時間の制約がなく、在宅生活を支援することができる。

◎事業の評価基準

- ・利用回数。



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくらう

財源				
補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
				●

事業名 **通所介護事業** (介護保険・介護予防)

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容



・介護認定を受けている高齢者に対して、送迎、看護師による健康確認、利用者に応じた入浴、食事、機能訓練、レクリエーション等のサービスを提供することにより、閉じこもり予防と社会参加、心身の機能を維持し、在宅生活の継続を支援する。

◎期待される成果・課題

- ・高齢者の機能低下の回復と認知症高齢者の進行予防が期待できる。
- ・在宅介護支援のための、家族等の介護負担の軽減となる。
- ・身体の衛生と健康状態の管理ができる。

◎事業の評価基準

- ・利用者数
- ・事業収入



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくらう

財源				
補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
	●			●

事業名 **通所介護事業** **生きがいデイサービス**

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・介護保険認定は非該当であるが、生活機能の低下により、将来的に要支援等への移行する危険性がある人に対する市の在宅福祉サービスのひとつ。
- ・市から依頼のあった家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所によるサービス(送迎、食事、希望者には入浴、レクリエーション等他者交流の機会)を提供することで、要介護状態への予防を図る。

◎期待される成果・課題

- ・対象者に外出の機会を提供し、閉じこもりを予防することで要支援等への移行が予防できる。
- ・高齢者の身体機能の低下予防と認知症予防が期待できる。
- ・包括支援センター等関係機関と連携をとるなかで、地域の見守りネットワークができる。

◎事業の評価基準

- ・利用者数



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

財源				
補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
				●

事業名 **通所介護事業** **身体障害者相互利用**

強化・拡充	継続	新規	縮小
	●		

◎事業内容

- ・身体障がい者デイサービス事業と知的障がい者デイサービス事業の相互利用事業、並びに65歳未満の身体障がい者による介護保険法の指定通所介護事業。
- ・市から委託を受け、障害者手帳取得、区分判定を受けた障がい者に対して、通所での入浴・食事・機能訓練を提供する。

◎期待される成果・課題

- ・対象者が通所サービスを利用することにより、在宅入浴が困難な場合でも身体の衛生を保ったり、機能低下の予防、社会交流を行うことができる。

◎事業の評価基準

- ・利用者数



課題 5. 困ったときの相談場所があり、必要な支援を受けられる体制を整えよう  
 目標 ⑦身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みをつくろう

財源				
補助金	受託金	共募	会費・他	事業収入
				●

事業名 **制度外サービス** **お泊りデイサービス**

強化・拡充	継続	新規	縮小
		●	

◎事業内容

- ・社協通所介護事業所の利用者が、家族等(介護者)の緊急な事由で在宅に帰すことが困難になり、且つ短期入所等の受け入れも困難な場合、八代通所介護事業所にて緊急的に宿泊サービスを行う。

◎期待される成果・課題

- ・緊急時の宿泊受け入れを行うことにより、家族等が不在の場合でも、通所利用者が安心・安全な環境で必要な支援を受けることができる。

◎事業の評価基準

- ◆利用者数





## 第2次笛吹市地域福祉活動計画 策定までの流れ

### H19年度(2007)10月～ 第1次地域福祉活動計画の推進

通年

地域ワークシートによる地区把握の継続

### H20年度(2008)

通年

地域ワークシートによる地区把握の継続

6月～

1年経過のまとめ

### H21年度(2009)

通年

地域ワークシートによる地区把握の継続

中間経過のまとめ

3月10日

「第1次地域福祉活動計画」中間まとめ報告会

### H22年度(2010)

通年

地域ワークシートによる地区把握の継続

8月16日～9月9日

「社会福祉とは」について全職員対象勉強会

・講師:篠本准教授

・8/16、8/24、9/9の3日間、同内容を実施。

社協全職員対象アンケート

12月

市内民生委員・児童委員へのアンケート

2月25日

広報「かけはし」にて、活動計画づくりの市民参加者の募集

H23年3月

担当者会議①（進捗状況と今後の予定の確認）

### H23年度(2011)

通年

地域ワークシートによる地区把握の継続

事業経過のまとめ

4月

福祉総務課等の打合せ（福祉計画と他の計画との関係について）

6月

福祉総務課等の打合せ（福祉計画と他の計画との関係について）

やってみるじゃん参加者への3.11地震に関するアンケート

8月～

統計データ整理、事業経過まとめ(H23年8月まで)、各種アンケートによる現状の分析の開始

9月9日

担当者会議②（進捗状況と今後の予定の確認）

9月12日

社協内課長会議（概要の報告）

9月14日

担当者会議③（進捗状況と今後の予定の確認）

9月15日

地域福祉課リーダー会議①（概要の報告）

9月21、22日

各課課長以上、地域福祉課職員勉強会（内容確認、意見交換）

9月～10月

各種団体へのアンケートを担当部署に依頼

10月4日

担当者会議④（現状分析の進捗状況の確認）

10月7日

担当者会議<障害者支援センター参加>⑤（現状分析の確認）

10月11日

社協内課長会議（進捗状況の報告）

10月12日

地域福祉課リーダー会議②（関連図による現状分析の確認）

10月13日

理事会にて活動計画の説明

10月24日

社協内ワーキンググループ①（関連図による現状分析の確認）



(策定までの流れ)

H23年度(2011)つづき

10月26日	担当者会議⑥ (現状分析からの気付きの確認)
10月28日	担当者会議⑦ (現状分析からの気付きの確認)
10月31日	第1回策定委員会
11月1日	担当者会議⑧ (現状分析からの気付きの確認)
11月4日	担当者会議⑨ (課題の抽出・取り組み目標)
11月7日	社協内ワーキンググループ② (策定委員会報告、今後の進め方) 担当者会議⑩ (今後の進め方について)
11月9日	担当者会議⑪ (目標に対して社協が目指すものの検討) 地域福祉課リーダー会議③ (計画骨子案検討)
11月10日	拡大ワーキンググループ① (計画骨子案検討)
11月14日	社協内ワーキンググループ③ (計画骨子案検討)
11月15日	担当者会議⑫ (計画素案検討)
11月17日	社協内ワーキンググループ④ (計画素案検討) 地域福祉課リーダー会議④ (計画素案検討)
11月21日	担当者会議⑬ (計画素案検討)
11月22日	担当者会議⑭ (計画素案検討)
11月24日	担当者会議⑮ (計画素案検討) 担当者会議⑯ (計画素案検討)
11月25日	拡大ワーキンググループ② (具体的事業の展開) 社協内ワーキンググループ⑤ (具体的事業の展開)
11月28日	担当者会議⑰ (具体的事業の展開・事業評価) 市役所担当課長との打合せ (進捗状況の確認)
11月29日	担当者会議⑱ (具体的事業の展開・事業評価)
11月30日	担当者会議⑲ (具体的事業の展開・事業評価)
12月2日	担当者会議⑳ (具体的事業の展開・事業評価)
12月5日	市役所課長・事務局長他会議 (計画素案の妥当性検討)
12月7日	担当者会議㉑ (計画素案・具体的事業の修正)
12月8日	地域福祉課リーダー会議⑤ (計画素案・具体的事業の修正)
12月12日	担当者会議㉒ (計画素案・具体的事業の修正)
12月14日	第2回策定委員会 (計画素案の検討)
12月16日	担当者会議㉓ (計画素案・具体的事業の修正)
H24年1月～2月	計画書作成・修正、ダイジェスト版の作成
2月24日	担当者会議㉔ (策定委員長・副委員長との計画書確認)
3月27日	理事会・評議員会への報告



H24年度(2012)～ 第2次地域福祉活動計画の推進

- ・各地域の区長会、民生・児童委員会、地域福祉推進委員会での説明
- ・ダイジェスト版配布による住民への周知
- ・具体的な事業の展開

# 笛吹市地域福祉活動計画 スケジュール

	項目	23年 8月 まで	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			
			上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	
現 状 分 析	統計データ整理		←→						人口・高齢化率などの基礎情報の再整理															
	アンケート分析		←→						社協及び笛吹市が実施した各種アンケートの分析															
	サービス利用状況 まとめ		←→			社協の介護保険関係の利用状況																		
機 関 関 係	関係団体等ききとり		←→						当事者団体・福祉団体・ボランティア組織・社会福祉施設などの意見の聴取(アンケート)															
評 価	第1次活動計画の 達成評価		←→																					
課 題 抽 出	課題の整理		←→																					
	方向性の検討		←→																					
計 画 書 作 成	計画書の作成・ 修正								←→						12月中旬に素案決定し、次年度からの事業へ反映する									
	理事会・評議員会								●															●
	住民への周知								※理事会承認後、H24年4月から周知活動を開始する															
会 議	担当者会議	①	②	③	④ ⑤	⑥ ⑦	⑧ ⑨ ⑩	⑪	⑫	⑬ ⑭ ⑮	⑯	⑰ ⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓				㉔			
	地域福祉課 リーダー会議		①			②	③	④				⑤												
	社協内ワーキング							①	②	③ ④	⑤													
	拡大ワーキング							①				②												
	市役所課長・社協 事務局長他会議													①										
	策定委員会							①									②							

## ●担当者会議（随時開催）

- ①-③ 進捗状況と今後の予定の確認
- ⑥-⑧ 現状分析からの気づきの確認
- ⑩ 今後の進め方について
- ⑫-⑱ 計画素案検討
- ⑲-⑳ 計画素案・具体的事業の修正

- ④⑤ 現状分析の確認
- ⑨ 課題の抽出・取り組み目標
- ⑪ 目標に対して社協が目指すもの検討
- ⑱-⑳ 具体的事業の展開・事業評価
- ㉔ 策定委員長・副委員長との計画書の確認

## ●社協内ワーキング（随時開催）

- ① 関連図による現状分析の確認
- ③ 計画骨子案検討
- ⑤ 具体的事業の展開

- ② 策定委員会報告、今後の進め方
- ④ 計画素案検討

## ●拡大ワーキング（全2回）

- ① 計画骨子案の検討

- ② 具体的事業の展開  
（市民・行政・社協の役割の検討）

## ●市役所会議・社協事務局長他会議（全1回）

- ① 計画素案の妥当性検討

## ●策定委員会（全2回）

- ① スケジュール・意見交換

- ② 計画素案検討

## 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は笛吹市社会福祉協議会（以下「市社協」という）地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という）の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第 2 条 笛吹市における地域福祉の推進と、市社協の事業の充実・強化及び体制の確立を目指すため、委員会を設置する。

### (任務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画策定のため必要な事項に関すること。

### (構成)

第 4 条 委員会は、委員 17 名をもって構成する。

2 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から市社協会長が委嘱する。

### (委員長)

第 5 条 この委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 会議は委員長が招集し、議長となる。

### (意見等の聴取)

第 7 条 委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及びその説明を聞くことができる。

### (任期)

第 8 条 委員の任期は、策定事業終了日までとする。ただし充て職の交代及び補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、市社協内に置く。

### (委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付則 この要綱は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付則 この要綱は平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会  
第2次地域福祉活動計画策定委員名簿

H23年10月現在

(◎策定委員長 ○策定副委員長)

	委員の分野		氏 名	備 考
1	市議会議員		中川 秀哉	教育厚生常任委員会代表
2	民生児童委員協議会	◎	長坂 清悟	民生児童委員協議会会長
3			竹内 稔	石和地区民生児童委員協議会会長
4			橘田 郁雄	御坂地区民生児童委員協議会会長
5			雨宮 美枝子	一宮民生児童委員協議会会長
6			雨宮 千代子	境川民生児童委員協議会会長
7			山崎 光世	春日居民生児童委員協議会会長
8			芦澤 薫	芦川民生児童委員協議会会長
9	行政区長会		芦澤 義男	行政区長会代表
10	福祉関係組織		佐藤 泰雄	ボランティア団体連合会代表
11		○	島村 鉄二	老人クラブ連合会代表
12			高野 比登美	障害者団体連絡協議会代表
13			星合 深妃	KORENふえふき代表
14	NPO関係		神宮司 忍	Hope笛吹(市民活動支援課推薦)
15	市職員		中川 啓次	保健福祉部長
16			河野 修	市民環境部長
17			仲澤 和朗	教育部長

(敬称略)

## 第2次地域福祉活動計画 市役所課長・社協事務局長他会議名簿

H23年9月現在

	所 属	氏 名	備 考
1	笛吹市役所	風間 齊	保健福祉部福祉総務課長
2	社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	橘田 尚	社協事務局長
3		宮嶋 聡明	事務局次長
4		石原 善秀	総務課長
5		古屋 まゆみ	障害者地域活動支援センター所長
6		埴原 孝子	居宅介護支援事業所長
7		天川 かよ子	在宅介護支援課長
8		小林 みずえ	地域包括支援センター
9		荻野 陽子	地域福祉課長

(敬称略)

## 第2次地域福祉活動計画 ワーキンググループメンバー名簿

H23年9月現在

		所 属	氏 名			所 属	氏 名
1	笛吹市役所関係	福祉総務担当	内田 修	23	笛吹市社会福祉協議会	社協事務局長	橘田 尚
2		障害担当	飯島 尚美	24		事務局次長	宮嶋 聡明
3		高齢福祉担当	杉原 清美	25		総務課長	石原 善秀
4		高齢支援担当	飯田 なをみ	26		居宅介護支援事業所長	埴原 孝子
5		地域包括支援センター	志田 奈津子	27		在宅介護支援課長	天川 かよ子
6		健康企画担当	橋爪 さつき	28		障害者地域活動支援センター所長	古屋 まゆみ
7		母子保健担当	秋山 公代	29		地域包括支援センター	小林 みずえ
8		成人保健担当	小林 博美	30		地域福祉課長	荻野 陽子
9		保育所担当	前田 和美	31		総務課	萩原 美智子
10		児童家庭担当	石原 和加子	32			長田 優作
11		生活援護課担当	飯島 重人	33		居宅介護支援事業所	中原 明美
12		市民活動支援課	西海 好治	34			初鹿 仁美
13		防災担当	神宮寺 隆	35		在宅介護課	風間 和子
14		学校教育課	猪股 喜彦	36			古屋 民恵
15	住民代表	ボランティア	馬場 武夫	37	障害者地域活動支援センター	鈴木 勝利	
16		ボランティア	大島 洋子	38		小林 真里奈	
17		主任児童委員・ボランティア	丸山 幸枝	39	地域福祉課	岡部 和子	
18		民生委員・ボランティア	小林 八重子	40		長谷部 信浩	
19		ボランティア	大竹 茂	41		宮崎 豊子	
20		学識経験者・ボランティア	飯塚 秀子	42		佐々木 清美	
21		ボランティア	細田 豊	43		足達 雅英	
22		ボランティア	和泉 正江	44		江川 丈石	
		(敬称略)	45		坂本 理恵		
			46		大勝 隼人		
			47		相川 梨江		
			48		小林 友里		
			49		簗島 みどり		

※ワーキングは、①社協内ワーキング、②社協に市役所関係・住民代表を含めた拡大ワーキングを行う。

# 第1次地域福祉活動計画の振り返り（事業の実施状況一覧）

注意） 状況…○実施 △未実施 ×市・NPOへ移行  
 部門…地域⇒地域福祉課、センター⇒障害者地域活動支援センターふえふき、在宅⇒在宅介護支援課、居宅⇒居宅介護支援事業所

既存

	活動計画策定時 事業名	状況	H23年現在の事業名	カテゴリ	部門
社協単独事業	地域福祉権利擁護	○	日常生活自立支援事業	相談	地域
	成年後見	○	成年後見制度	相談	センター
	災害救援ボランティアの掘り起こしと組織化	○	ボランティアの養成（福祉救援）	福祉教育	地域
	地域福祉活動計画策定準備	○	地域福祉活動推進	ネットワーク	地域
	サロン推進会議	○	見守りネットの構築（サロン推進支援）	ネットワーク	地域
	ふれあいサロン	○			地域
	◎一人暮らし老人交流・会食会	○	ふれあい交流（一人暮らし高齢者交流）	ネットワーク	地域
	緊急通報体制整備	○	緊急通報体制整備	ネットワーク	地域
	福祉金庫	○	社会福祉金庫	相談	地域
	広報活動	○	地域福祉活動推進	ネットワーク	全体
	生活福祉資金	○	生活福祉資金（県社協）	相談	地域
	社協会費	○	社協会費		地域
	共同募金	○	共同募金		地域
	居宅介護支援事業所	○	居宅介護支援事業所	サービス	居宅
	通所介護事業所（市内7か所）	○	通所介護事業所（市内7か所）	サービス	在宅
	訪問介護事業所	○	訪問介護事業所	サービス	在宅
	移送サービス	×	利用者が他サービスへ移行し、H20年6月で廃止。		地域
	受託事業	地域総合相談	○	総合相談	相談
福祉ボランティアまつり		○	笛吹市ボランティアまつり	福祉教育	地域
ボランティア活動普及協力校		○	子供向け・大人向けの福祉教育（福祉教育推進校）	福祉教育	地域
花さかじいさん		○	ふれあい交流（世代間交流） H20～22年休止	ネットワーク	地域
ボランティア普及啓発		○	ボランティア養成（ボランティア研修、子供向け・大人向けの福祉教育（ボランティアスクール）	福祉教育	地域
ボランティア団体連絡会の設置促進と支援		○	ボランティア活動支援（ボランティア連絡会）	相談	地域
生きがいデイサービス		○	生きがいデイサービス	サービス	在宅
生活援助員派遣		○	生活援助員派遣事業	サービス	在宅
やってみるじゃん		○	介護予防事業（やってみるじゃん）	ネットワーク	地域
障害者生活支援		○	障がい者相談支援事業	障がい	センター
生活訓練		○	地域生活支援事業（生活訓練等事業）	障がい	センター
地域生活アシスタント		○	地域生活支援事業（社会参加促進）	障がい	センター
本人活動支援		○	地域活動支援事業（本人活動支援）	障がい	センター
福祉機器リサイクル		○	地域生活支援事業（福祉機器リサイクル）	障がい	地域センター
声の広報発行		○	コミュニケーション支援事業（声の広報）	障がい	センター
障害者交流		○	地域生活支援事業（社会参加促進）	障がい	センター
地域包括支援センター 窓口業務		○	地域包括支援センター窓口業務	ネットワーク	地域
老人クラブ連合会		○	福祉活動団体支援	ネットワーク	地域
友愛訪問促進		○	友愛訪問事業（老人クラブが実施）	ネットワーク	地域
身体障害者福祉会		○	福祉活動団体支援	ネットワーク	地域
夢ふうせん一宮作業所		○	地域活動支援センターⅢ型（いちのみや夢ふうせん）	ネットワーク	センター
ふれあい作業所育美会		○	地域活動支援センターⅢ型（八代育美会）	ネットワーク	センター
かすがいふれあい作業所		○	地域活動支援センターⅢ型（春日居ふれあい工房）	ネットワーク	センター
障害児（者）家族会		○	福祉活動団体支援	ネットワーク	センター
手話通訳派遣事業		○	コミュニケーション支援事業	障がい	センター
手話・朗読奉仕員養成事業		○	コミュニケーション支援事業	障がい	センター
ももの花作業所		×	H21年度より、他の地域活動支援センターⅢ型を利用。		センター
食事サービス		×	H20年度から受託なし。高齢福祉課にて実施。		地域
調理ボランティア		×	ボランティア活動支援（食事サービスはH20年度から受託なし。他のボランティアへ移行）		地域
配食ボランティア		×			地域
軽度生活援助		×	H20年度から受託なし。高齢福祉課にて実施。		地域
家族介護教室		×	介護教室（H22年度から受託なし）。高齢福祉課にて実施。		地域
家族介護交流会		×	H20年度から受託なし。高齢福祉課にて実施。		地域
健やかコミュニティ	×	H20年度から受託なし。		地域	
福祉有償運送	×	利用者が他サービスへ移行し、H20年6月で廃止。		地域	

高齢者関係部会	重点事業1 在宅施設新展開①八代	○	八代萩の家	相談	地域
	重点事業4 名人事業②伝承・継承事業 語り伝えクラブ	○	ふれあい交流(世代間交流)	ネットワーク	地域
	高齢者助け合い事業 見守り・声掛け隊(この指と～まれ)	○	見守りネットの構築(声かけ運動)	ネットワーク	地域
	様々なサロン活動(居場所行き場所座り場所づくり)	○	見守りネットの構築(サロン推進支援)	ネットワーク	地域
	重点事業9 リバースモーゲージ	△	H20年度に研修会を企画するが、現段階ではニーズ少なく、社協での実施が困難。		地域
	重点事業10 生前契約事業	△			地域
	重点事業4 名人事業①子育て支援	×	市健康づくり課、地域子育て支援事業(ファミリーサポート、地域子育て支援センター)		地域
	生活自立と自己実現事業①芦川	△	芦川やすらぎの家での男性料理教室を企画。施設を動かすのに経費がかかってしまうため、単発での開催は現実的でなく実施できなかった。		地域
	生活自立と自己実現事業②芦川	△			地域
	自産・自消運動	△	実施困難		地域
エコマネ事業(地域通貨)	△	実施困難		地域	
地域ボランティア関係部会	重点事業3 ひと声運動事業	○	見守りネットの構築(声かけ運動)	ネットワーク	地域
	重点事業4 この指と～まれ!	○	ボランティア活動支援、ボランティアの養成	福祉教育	地域
	△□(参画・資格)事業	○	ボランティア活動支援、ボランティアの養成	福祉教育	地域センター
	情報伝達事業	○	ボランティア活動推進(情報伝達)	福祉教育	地域
	助っ人サービス事業	○	おまかせサービス	サービス	在宅
	自主防災ネットワーク作り	○	ボランティアの養成(福祉救援)	福祉教育	地域
	ふるさとネット	△	実施困難		総務 地域 総務 地域
	企画運営委員会	△	実施なし。地域福祉推進員と協働しながら進める		地域
防災関係部会	重点事業2 ハッピースマイル運動事業(あいさつ運動)	○	見守りネットの構築	ネットワーク	地域
	重点事業7 防災マップ作成	○	ボランティアの養成(福祉救援) 一部地域で実施、社協で補助。	福祉教育	地域
	お助け隊事業	△	要援護者台帳等、市役所で実施		地域
	気持ちあんど事業(安心安全カード)	△	救急キット(冷蔵庫保管)等、市役所で実施		地域
	知って得する安心・安全事業(広報活動)	○			地域
	福祉講座事業	○			地域
	救援システム事業	○	ボランティアの養成(福祉救援)	福祉教育	地域
	あなたと私の安全確保事業(防災訓練)	○			地域
	地域の安心発見事業(人材・資源把握)	○			地域
	向こう三軒両隣事業(安否 ひと声)	○	見守りネットの構築	ネットワーク	地域
こころぼんわか事業(あったか行事)	○	地域福祉助成金事業	ネットワーク	地域	
子育て関係部会	重点事業8 子育てサロン(△□事業)	△	NPOが立ち上がり、社協が主体となる必要なし。		地域
	児童虐待の早期発見体制の整備	○	総合相談、地域包括支援センター窓口業務、障がい者相談支援事業、居宅介護支援事業所等	ネットワーク	地域他
	妊娠期の仲間作り	×	市、子育て支援センターなど。		地域
	父親の子育て教室	×	市、子育て支援センターなど。		地域
	おばあちゃん・おじいちゃんの子育て教室	×	市、子育て支援センターなど。		地域
	中学生・高校生の一日母親・父親体験	○	子供向け・大人向けの福祉教育(ボランティアスクール)	福祉教育	地域
障害児者関係部会	重点事業5 支援者連絡会の実施	○	障がい者相談支援事業(自立支援協議会)	障がい	センター
	重点事業6 情報共有のためのサービス提供者会議を開催	○	障がい者相談支援事業(自立支援協議会)	障がい	センター
	世帯支援サービス(ファミリーマネジメントの制度化と実施)	○	障がい者相談支援事業(自立支援協議会)	障がい	センター
	障害者・高齢者相互の支援者による連携	○	障がい者相談支援事業(自立支援協議会)	障がい	センター
	障害児学童保育の実現に向けた提案	○	福祉活動団体支援(家族会)	障がい	センター
	起業プロジェクト 芸術家大作戦(この指と～まれ!)	○	地域活動支援センターI型・Ⅲ型、精神障害者デイケア	障がい	センター
	障害者の税相談会	○	地域活動支援センターI型、障がい者相談支援事業	障がい	センター
	障害者特性別に広報を作成(私の欲しい広報誌)	○	コミュニケーション支援事業	障がい	センター
	行政とNPO事業者一体の障害者制度説明会(新!制度・サービス説明会)	○	地域活動支援センターI型、障がい者相談支援事業	障がい	センター
	障害者自立支援法の制度説明のためのチャート図を作成	×	市で対応		センター
	障害者サービス事業所一覧のパンフレットの作成	×	市で対応		センター
	障害者の芸術家宣言(△□事業)	○	地域活動支援センターI型・Ⅲ型、精神障害者デイケア	障がい	センター
	発達障害支援関係機関との連携・協力体制整備	○	障がい者相談支援事業	障がい	センター
	ピア・アドバイザー	○	障がい者相談支援事業	障がい	センター

入っていない事業		○	ふれあい交流(1地区1良いとこ事業)	ネットワーク	地域
		○	ふれあい交流(世代間交流)	ネットワーク	地域
		○	ボランティア大会	福祉教育	地域
		○	高齢者社会見学バス	ネットワーク	地域
		○	障害認定区分調査	障がい	地域・居宅・センター
		○	社会福祉大会	ネットワーク	総務

# 第1次活動計画の事業実績(笛吹市社会福祉協議会が実施した主な事業)

社会福祉協議会では、以下の事業を通し、地域づくりを推進しています。

## 総務部門

			実績	H20	H21	H22	
1	法人運営	法人運営に関する事務や、理事会・評議員会の開催等、社会福祉協議会の運営を支える業務を行う。					
2	社協会員の募集	住民の地域福祉への参加意識の啓発と自主財源確保のため、民生委員および行政区組織の協力を得て社協会員の募集を行ない、多くの皆様に入会をいただいている。	社協会費 (総額)	17,436,900	17,456,300	17,743,000	円
3	赤い羽根 共同募金	10月1日～12月31日まで、共同募金運動を行い、多くの方々よりあたたかい協力をいただいている。募金は一旦共同募金会へ納め、配分金を活用して様々な事業を展開する。	募金	13,504,782	13,346,818	13,644,703	円
			義援金			990,000	円
4	地域福祉活動推進	福祉活動の理解と促進のため、広報誌「かけはし」を年4回発行した。また、ホームページを新たにし、容易な検索と内容の充実に取り組んだ。	広報発行	4	4	4	回
5	社会福祉大会	福祉活動の理解と促進のため、講演や功労者表彰を行う。平成19年度よりはじめた新規事業。	参加者	概ね300	概ね300	概ね200	人
7	職員派遣	笛吹市と笛吹市地域包括支援センターへの職員派遣。	職員派遣	6	7	7	人

## 地域福祉部門

### (1) ネットワークづくり

事業名		事業概要	実績	H20	H21	H22	
1	地域福祉活動推進	行政機関や区長、民生・児童委員、福祉推進員等と共に地域の福祉課題やニーズの把握をし、問題解決に向けた努力を行って地域福祉の推進に努める。ワークシートの活用。		(区長会、民生・児童委員会、地域福祉推進委員会、ケア会議、カンファレンス計)129			
2	見守りネットの構築	<地域福祉活動推進>地域福祉推進委員会の開催や地域ケア会議への出席、区長会、民生・児童委員会への情報提供を行い、社会福祉の理解と協力を求める。		地域福祉推進委員会 7	地域福祉推進委員会 3		回
		<サロン活動支援>市内各地域公民館等において高齢者に交流の場を提供し、生きがいづくりと地域参加の機会を推進する。	回数	1,247	1,218	1,224	回
			延参加者	13,345	13,355	13,408	人
		協力者	2,871	2,782	2,877	人	
		<声かけ運動>独居高齢者等日ごろから交流の少ない高齢者宅に、ボランティア等と一緒に声かけをし、地域での孤立感を防ぐ。		実施	実施	実施	
3	ふれあい交流	<一人暮らし高齢者交流>交流会食会や日帰り外出の機会を設け、高齢者がお互いに親睦を深めることにより、地域での孤立感を防ぐ。	回数	52	46	35	回
			延参加者	1,061	889	444	人
			協力者	414	257	229	人
		<世代間交流>昔の遊びや戦争体験の語り継ぎ等、伝承活動、花植え等を通して高齢者と子どもが世代間の交流を行い、地域の繋がりを強くする。	回数	6	12	13	回
			延参加者	151	451	750	人
			協力者	21	27	96	人
		<1地区1良いとこ事業>長年地域で実施されており、特性に合わせた地域づくりの推進のため実施する。	回数	9	8	8	回
			延参加者	2,877	2,401	3,107	人
		<石和福祉健康まつり>社会福祉に対する理解の促進と健康増進を図る。H20年はやってみるじゃんまつりも開催。	(石和)	1,532	1,104	2,000	
		<御坂救急講習会>心肺蘇生法やAED使用方法を学び、地域住民の救急医療に対する意識の高揚を図る。	(御坂)	194	126	90	
<一宮救急講習会>H20年まではボランティアによる一人暮らし高齢者や障害者の住まいへの軽微な修繕等の実施、H21年からは救急講習会を行う。	(一宮)	70	64	33			
<八代ふれあい運動会>八代地域サロン参加者の交流活動の推進と健康増進を図る。	(八代)	315	342	308			

(続き) 3	(続き) ふれあい 交流	<境川交通安全教室>高齢者の交通安全意識の向上と事故発生防止を図る	(境川)	53	54	55	
		<春日居ボランティアまつり>ボランティア活動の理解と参加を促進する。	(春日居)	700	668	580	
		<芦川3月めし>H20年までは一人暮らし高齢者等の正月の買い物の支援、H21年からは昔の節句を行う。	(芦川)	13	48	41	
4	やってみる じゃん	65歳以上の方を対象に、地域の支援者とともに、公民館等において各種介護予防に取り組んでいる。ふれあいきいきサロンの開設と並行して住民主体の生きがいづくりの場を提供する。	地区開催	1,103	1,122	1,084	回
			延参加者	11,359	11,781	10,976	人
			協力者	2,582	2,636	2,808	人
			中央開催	262	229	229	回
			延参加者	4,290	3,361	3,555	人
7	地域福祉助 成金事業	行政区や各種団体に対して助成金を交付して、地域福祉活動の推進を図る。1箇所5万円が上限。	助成対象	35	47	31	箇所
8	緊急通報 体制整備 事業	緊急時通報装置(救急コール)の貸与と維持管理を行い、高齢者等の日常生活の緊急事態における不安の解消を支援する。順次、市のふれあいペンダントに移行中。	設置世帯	25	22	18	件
9	福祉活動 団体支援	笛吹市老人クラブ連合会、笛吹市障害者連合福祉会、笛吹市障害者団体連絡協議会への事務支援等を行う。					
10	社会参加 バス	高齢者に外出機会を提供し、社会参加の促進と生きがい作りを推進する。	参加者	397	392	395	人
11	ひとり親外 出事業	市内在住の母子・父子家庭の親子を対象に、外出交流の機会を提供する。		実施	実施	実施	

## (2)福祉教育

			実績	H20	H21	H22	
1	ボランティ ア活動支 援	<情報提供>広報「かけはし」や情報チラシ等により関係施設機関を含めた市内全域を対象にして、ボランティアの募集や紹介等、情報の送受信を行い、ボランティア活動の促進を図る。	虹のかけ はし発行	4	4	4	回
		ボランティアグループ、団体、個人のボランティア活動を支援し、ともに支えあう地域社会を構築する。	ボランティ ア登録数	63 3,949	85 3,760	104 3,991	団体 人
		<ボランティア連絡会>ボランティア連絡会の会員相互の交流・親睦を行うことにより、ボランティア活動の充実強化と地域福祉の向上を図る。	連絡会 研修会	23 /	21 5	23 1	回 回
		<名人事業>卓越した知識、経験、技術を用紙、伝承活動に取り組んでもらえる方を募集、地域での世代間交流を推進する。	新規登録	1 8	/	/	団体 人
2	笛吹市ボラ ンティアま つり	お祭りを通して市民・ボランティアのふれあいと交流の場を提供し、活動の理解と参加を促進し、ボランティア意識の啓蒙を図る。	参加者	1,420	1,565	2,500	人
3	ボランティ ア大会	ボランティア活動について発表し、住民の理解と関心を深める。	参加者	138	162	176	人
4	ボランティ アの養成 (福祉救 援)	<ボランティア研修>複雑、多様化する福祉ニーズに対応するためボランティアの福祉意識の普及啓発を推進し、相互の情報交換、資質の向上を図る場とする。	回数 参加者	1 93	連絡会のなかで実施		回 人
		<災害時要援護者支援事業>市との連携のもと、高齢者や障害者等災害弱者の救援、救助活動の整備体制を整備する。			福祉総務課事業との連携。実施内容(方法)について検討中。		
		<防災ボランティア養成>災害時の緊急支援活動と被災者の早期自立を支援するボランティアを養成する。	回数 参加者	3 73	連絡会のなかで実施		回 人
5	子供向け・ 大人向け の福祉教 育	<福祉教育推進校>市内小・中・高等学校の児童生徒が福祉体験や交流活動を通じて、社会福祉への理解と関心を深めることを推進する。	助成校	21	21	21	校
		<ボランティアスクール>次世代を担う子どもたちにボランティア活動や福祉への理解と関心を深め、「支え合い」の意識を高めるための講座の開催。	延参加者	260	268	338	人

(続き) 5	(続き) 子供向け・大人向けの福祉教育	<福祉のこころ醸成事業>小学生が自分自身を大切にすることを学び、他者に対する思いやりの心、助け合いの心を身につける。	延参加者			533	人
		<ボランティア入門講座>ボランティア活動への理解を深め、参加と交流の輪を広げるための入門講座を行う。	参加者		31		

### (3) 相談支援事業

			実績	H20	H21	H22	
1	総合相談	<職員相談>職員が住民からの様々な相談に応じ、情報提供や関係機関の紹介を行う。	相談件数	438	646	683	件
		<専門相談>予約制にて、弁護士・司法書士・民生委員等による専門的な相談を受ける。	回数	46	46	46	回
			相談件数	153	135	144	件
2	地域包括支援センター窓口業務	御坂、一宮、八代、境川、春日居の5箇所での市の地域包括支援センターの地区相談窓口を設け、高齢者とその家族や支援者からの相談を受ける。	相談件数	231	214	185	件
3	生活福祉資金	低所得対策の更正資金、福祉資金、就学資金と、失業・住居喪失者対策の総合支援資金を県社協に申請手続きする際の支援を行う。	利用者数	(相談含) 85	11	12	件
4	社会福祉金庫	生活困窮者に対し、笛吹市社協独自で5万円を限度に緊急的な資金の貸付を行い、世帯の自立更生を支援する。	利用者数	14	9	19	件
5	善意銀行	市民の善意の寄付金や物資等の預託を推進し、生活困窮者へ緊急支援を行う。	ホームレス対応	12	15	18	件
6	日常生活自立支援事業	基幹社協と契約を結んだ利用者の、日常金銭管理・支払代行等を行ない生活を支える。	援助時間数	(実人員)	563	513	時間
			延利用者数	41	285	248	人
7	成年後見制度	認知商社障害のある人の中で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を法的に支援する制度。法人として支援を行う。H22年度には養成講座による市民後見人が誕生し、23年度には成年後見センターの立ち上げを行った。	法人後見数	12	11	10	件
			市民後見人活動者			1	人
8	福祉機器リサイクル	車椅子等福祉機器貸出しにより、高齢者や障害者の福祉増進を図る。	利用件数	88	90	91	件
9	福祉有償運送	H20年6月まで実施。透析等定期的で頻回な通院が必要な方の病院の送迎支援。	利用実績	163			回
10	家族介護教室	高齢者等を介護している家族、介護に興味のある地域住民を対象に、家庭や地域で役立つ介護講座を行う。	回数	3	3		回
			延参加者	79	48		人
11	八代萩の家	H19年4月より八代町竹居にて共同住宅をスタート。	利用者数	1	1	1	人

### 障害者地域活動支援事業(障害者支援センター「ふえふき」)

			実績	H20	H21	H22	
1	障がい者相談支援事業	障がい者や保護者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう相談に応じる。	相談件数	2,905	3,729	3,356	件
2	特別相談支援	地域自立支援協議会および各部会の開催により、障がい者にかかわる諸問題の相談や課題解決を行う。特に困難ケースへの取り組み、市内の相談支援事業への専門的指導を行う。	自立支援協議会(本会+部会)	54	28	28	回
3	地域活動支援センターI型	<基礎事業>市内在住の障がい者が通い、創作活動や生産活動の機会を提供し、地域の社会資源との連携強化を行う。また、地域住民への障がいへの理解促進の啓発活動を行う。  <強化事業>医療・福祉・地域との連携強化の養成、精神科病院に長期入院患者の退院と障がい者の就労等への理解を深めるための啓発事業、専門ボランティア育成を行う。	延回数	296	221	291	回
			延利用者	1,162	1,873	1,642	人
			個別相談		24	25	回
			個別支援計画作成	1,047	249	183	人
			個別支援計画作成会議	13	192	59	人
			障害者研修	5	10	10	回
4	精神障がい者デイケア	毎週(火)(金)に実施。精神保健福祉士と看護師が、回復途上の精神障がい者に、相談・創作活動や生活技能訓練・社会参加・レク活動等を行い、社会復帰の促進と地域における自立と社会参加促進のための訓練指導を行う。	障がい者研修	58	17	34	人
			ボラ研修	44	12	17	人
			延参加者	1,785	1,986	1,467	人

5	障がい者地域生活支援事業	生活訓練等事業、福祉機器リサイクル事業(後述)、太鼓や創作活動、地域交流などの本人活動支援事業、スポーツレクや社会見学バスなどの社会参加促進事業を通し、地域生活を支援する。	生活訓練等(延)	275	264	137	人
			本人活動支援(延)	782	713	591	人
			社会参加促進(延)	315	261	261	人
6	地域活動支援センターⅢ型	旧小規模作業所。在宅の障がい者に、作業指導・余暇活動・創作活動・生活指導等を行い、社会復帰の促進と地域における自立と社会参加の促進のための訓練指導を行う。	運営箇所	4	3	3	箇所
			(御坂(～H20年)、一宮、八代、春日居)				
			延通所者	5,616	5,248	6,057	人
7	研修と啓蒙活動	成年後見関連研修	研修		150	56	人
		市民後見人養成講座	養成講座修了者		17	19	人
		手話奉仕員養成講座	修了者(入門)	10	13		人
			(基礎)	8	16		人
		(レベルアップ)			12		人
朗読奉仕員養成講座	修了者	14	13	11	人		
8	障害者自立支援給付認定調査	調査員研修を受けた職員が市内在住者の障害程度区分認定調査を行う。	認定調査	97	145	67	件

## 介護保険サービス事業

### (1) 訪問介護事業(ホームヘルパー事業)

			実績	H20	H21	H22	
1	介護保険事業訪問介護	訪問介護員が支援の必要な在宅利用者宅を訪問し、ケアプランに基づいた個別の援助計画により日常生活の支援や自立生活を促すサービスを提供する。	延利用者	880	872	実人数86	人
			利用回数	10,819	10,912	12,517	回
2	介護予防訪問介護	訪問介護員が支援の必要な在宅利用者宅を訪問し、介護予防サービス支援計画表に基づいた個別の支援計画により日常生活の支援や自立生活を促すサービスを提供する。	延利用者	502	533	実人数50	人
			利用回数	2,990	3,176	3,137	回
3	高齢者生活援助員派遣	自立と判断された者及び65歳以上の一人暮らし高齢者の生活援助サービスを提供し、要介護状態になることの予防活動を行う。	延利用者	121	152	136	人
4	社会参加支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出支援を行うことで地域での自立生活と社会参加を促す。	延利用者	158	134	120	人
5	障がい者自立支援給付	居宅介護・重度訪問介護・行動支援・重度障害者等包括支援を行う。	延利用者	328	309	300	人
6	安心おまかせサービス	制度外任意利用を可能として、生活援助を行う。	利用回数	373	300	300	回

### (2) 通所介護事業(デイサービス事業)

			実績	H20	H21	H22	
1	介護保険事業通所介護	要介護者が在宅において生活が続けられるよう、外出機会を含め入浴・食事・機能訓練・送迎サービスを実施し利用者の自分らしい生活の実現を支援する為、利用者のニーズに合わせ充実したサービスの提供を行う。	利用者数	37,410	39,483	37,923	人
2	介護予防通所介護	要支援者が在宅において生活が続けられるよう、外出機会を含め入浴・食事・機能訓練・送迎サービスを実施し利用者の自分らしい生活の実現を支援する為、利用者のニーズに合わせ充実したサービスの提供を行う。					
3	生きがいデイサービス	介護保険制度で自立と判定された者または60歳以上の一人暮らし等で家に閉じこもりがちなる為、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して通所サービスの提供を行う。	利用者数	2,631	2,536	1,281	人
4	身体障害者相互利用	在宅で生活している身体障害者の身体機能の維持、向上、また社会参加の促進を目的とし、介護保険制度の指定通所介護事業所を利用する。	利用者数	132	143	60	人

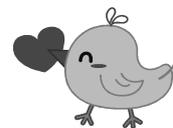
### (3) 居宅介護支援事業(ケアマネジメント事業)

			実績	H20	H21	H22	
1	居宅介護支援事業	①介護保険制度における在宅サービスを利用するために居宅介護計画(ケアプラン)を作成し、本人、家族の意向を尊重したサービス調整をする。②サービス内容や費用へのアドバイス、主治医や介護保険の事業者との連絡調整を行う。	ケアプラン	5,986	5,806	5,386	件
			予防プラン	834	673	589	件
			認定調査	254	259	262	件



# 社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

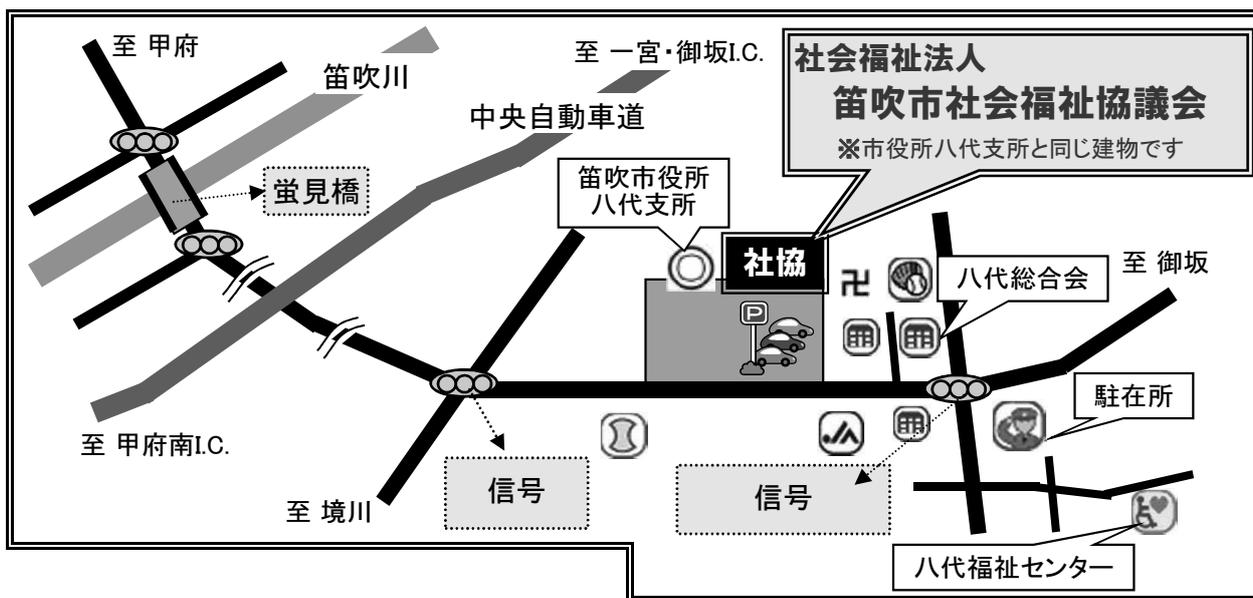
## 本所



〒406-0822

山梨県笛吹市八代町南917（笛吹市役所八代支所庁舎内）

TEL.055-265-5182 FAX.055-265-5183



## 地域事務所

□ 石和地域事務所	〒406-0031	笛吹市石和町市部448（笛吹市ふれあいの家） TEL. 055-262-1267 FAX. 055-262-1207
□ 御坂地域事務所	〒406-0805	笛吹市御坂町栗合87（御坂福祉センター内） TEL. 055-263-0848 FAX. 055-263-0829
□ 一宮地域事務所	〒405-0073	笛吹市一宮町末木839-1（一宮福祉センター内） TEL. 0553-47-2288 FAX. 0553-20-5210
□ 八代地域事務所	〒406-0822	笛吹市八代町南917（笛吹市役所八代支所庁舎内） TEL. 055-265-2240 FAX. 055-265-5183
□ 境川地域事務所	〒406-0853	笛吹市境川町藤壘2588（境川坊ヶ峯ふれあいセンター内） TEL. 055-266-5911 FAX. 055-266-5913
□ 春日居地域事務所	〒406-0013	笛吹市春日居町寺本142-1（春日居福祉会館内） TEL. 0553-26-3667 FAX. 0553-26-6435
□ 芦川地域事務所	〒409-3704	笛吹市芦川町鶯宿466-1（芦川ふれあいプラザ内） TEL. 055-298-2170 FAX. 055-298-2172



お困りのことがあれば、近くの事務所・事業所へお気軽にご相談ください。

## 障害者地域活動支援センターふえふき

- 障害者支援センター      〒406-0031   笛吹市石和町市部448 (笛吹市ふれあいの家)  
    ※作業所   一宮 夢ふうせん      TEL. 055-263-1777      FAX. 055-263-1769  
              八代 育美会  
              春日居 ふれあい工房

## 後見センターふえふき

- 〒406-0031   笛吹市石和町市部448 (笛吹市ふれあいの家)  
TEL. 055-263-5855      FAX. 055-263-1769

## 居宅介護支援事業所



- 居宅介護支援事業所      〒406-0822   笛吹市八代町南917 (笛吹市役所八代支所庁舎内)  
TEL. 055-265-5200      FAX. 055-265-4488

## 訪問介護事業所

- 訪問介護事業所      〒406-0822   笛吹市八代町南917 (笛吹市役所八代支所庁舎内)  
TEL. 055-265-5233      FAX. 055-265-4488

## 通所介護事業所

- 石和通所介護事業所      〒406-0027   笛吹市石和町下平井578  
TEL. 055-230-5552      FAX. 055-230-5554

- 御坂通所介護事業所      〒406-0805   笛吹市御坂町栗合87 (御坂福祉センター内)  
TEL. 055-263-0848      FAX. 055-263-0829

- 檜峰通所介護事業所      〒406-0813   笛吹市御坂町上黒駒4709  
TEL. 055-264-2434      FAX. 055-264-2434

- 八代通所介護事業所      〒406-0822   笛吹市八代町南326-1 (八代福祉センター内)  
TEL. 055-265-2857      FAX. 055-265-1416

- 境川通所介護事業所      〒406-0853   笛吹市境川町藤壘2588 (境川坊ヶ峯ふれあいセンター内)  
TEL. 055-266-5911      FAX. 055-266-5913

- 春日居通所介護事業所      〒406-0005   笛吹市春日居町加茂77-1 (春日居福祉健康センター内)  
TEL. 0553-20-2171      FAX. 0553-26-6430

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 笛吹市地域福祉活動計画

平成24年度～平成28年度

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

平成24年4月発行

● 笛吹市社会福祉協議会

住 所 〒406-0822  
山梨県笛吹市八代町南917  
電 話 055-265-5182  
FAX 055-265-5183  
URL <http://www.fuefuki-shakyo.or.jp/>

